

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																																																																																																																																																																																																																																															
7	<p>1 礼文町（北海道町村会）が締結している協定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>協定の名称</th> <th>協定の締結先</th> <th>締結年月日</th> <th>協定の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(新規)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	協定の名称	協定の締結先	締結年月日	協定の内容	(略)	(略)					<u>(新規)</u>				<p>1 礼文町（北海道町村会）が締結している協定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>協定の名称</th> <th>協定の締結先</th> <th>締結年月日</th> <th>協定の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>21</u></td> <td><u>礼文町と一般社団法人日本ムベングハウス協会との包括連携協定書</u></td> <td><u>日本ムベングハウス協会</u></td> <td><u>R5.7.19</u></td> <td><u>街づくり及び災害時の対応等について、協働して、地域の活性化</u></td> </tr> <tr> <td><u>22</u></td> <td><u>災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書</u></td> <td><u>日本ムベングハウス協会</u></td> <td><u>R5.7.19</u></td> <td><u>災害時に移動式木造住宅の協力</u></td> </tr> </tbody> </table>	No.	協定の名称	協定の締結先	締結年月日	協定の内容	(略)	(略)				<u>21</u>	<u>礼文町と一般社団法人日本ムベングハウス協会との包括連携協定書</u>	<u>日本ムベングハウス協会</u>	<u>R5.7.19</u>	<u>街づくり及び災害時の対応等について、協働して、地域の活性化</u>	<u>22</u>	<u>災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書</u>	<u>日本ムベングハウス協会</u>	<u>R5.7.19</u>	<u>災害時に移動式木造住宅の協力</u>	時点修正																																																																																																																																																																																																																												
No.	協定の名称	協定の締結先	締結年月日	協定の内容																																																																																																																																																																																																																																																														
(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
	<u>(新規)</u>																																																																																																																																																																																																																																																																	
No.	協定の名称	協定の締結先	締結年月日	協定の内容																																																																																																																																																																																																																																																														
(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
<u>21</u>	<u>礼文町と一般社団法人日本ムベングハウス協会との包括連携協定書</u>	<u>日本ムベングハウス協会</u>	<u>R5.7.19</u>	<u>街づくり及び災害時の対応等について、協働して、地域の活性化</u>																																																																																																																																																																																																																																																														
<u>22</u>	<u>災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書</u>	<u>日本ムベングハウス協会</u>	<u>R5.7.19</u>	<u>災害時に移動式木造住宅の協力</u>																																																																																																																																																																																																																																																														
9	<p>2 北海道が締結している協定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>協定の名称</th> <th>協定の相手先</th> <th>協定締結年月日</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療・福祉・医薬</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定</td> <td><u>旭川市</u> 航空自衛隊千歳基地 <u>帯広市</u> <u>釧路空港ビル（株）</u></td> <td>H31.3.28 <u>H31.3.29</u> <u>R1.5.13</u> <u>R1.6.20</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>食料・飲料・生活物資の供給等</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害時における物資の供給等防災に関する協力協定</td> <td>(株)<u>セイコーマート</u></td> <td>H18.12.22</td> <td>帰宅支援含む</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>救助・救援等の支援</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害時等の緊急時における業務連携に関する協定</td> <td><u>地方独立行政法人</u>北海道立総合研究機構</td> <td>H22.4.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>土砂災害等の発生に関する情報提供に係る協定</td> <td><u>大和運輸(株)</u>（各主管支店）</td> <td>H27.9</td> <td>各(総合)振興局において締結</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>帰宅支援</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害時における物資の供給等防災に関する協力協定</td> <td>(株)<u>セイコーマート</u></td> <td>H18.12.22</td> <td>(再掲)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害に係る情報発信等に関する協定</td> <td><u>ヤフー株式会社</u></td> <td>H27.3.13</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分野	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	備 考	(略)	(略)				(略)	(略)				医療・福祉・医薬	(略)					航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定	<u>旭川市</u> 航空自衛隊千歳基地 <u>帯広市</u> <u>釧路空港ビル（株）</u>	H31.3.28 <u>H31.3.29</u> <u>R1.5.13</u> <u>R1.6.20</u>			(略)				食料・飲料・生活物資の供給等	(略)					災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	(株) <u>セイコーマート</u>	H18.12.22	帰宅支援含む		(略)				救助・救援等の支援	(略)					災害時等の緊急時における業務連携に関する協定	<u>地方独立行政法人</u> 北海道立総合研究機構	H22.4.1			土砂災害等の発生に関する情報提供に係る協定	<u>大和運輸(株)</u> （各主管支店）	H27.9	各(総合)振興局において締結		(略)				(略)	(略)				(略)	(略)				帰宅支援	(略)					災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	(株) <u>セイコーマート</u>	H18.12.22	(再掲)		(略)				(略)	(略)				その他	(略)					災害に係る情報発信等に関する協定	<u>ヤフー株式会社</u>	H27.3.13			(略)				(略)	(略)				<p>2 北海道が締結している協定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>協定の名称</th> <th>協定の相手先</th> <th>協定締結年月日</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療・福祉・医薬</td> <td><u>災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託協定</u></td> <td><u>日本赤十字社北海道支部</u></td> <td><u>S34.9.1</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定</td> <td><u>航空自衛隊千歳基地ほか 11 団体(機関)</u></td> <td>H31.3.28～</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>食料・飲料・生活物資の供給等</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害時における物資の供給等防災に関する協力協定</td> <td>(株)<u>セコマ</u></td> <td>H18.12.22</td> <td>帰宅支援含む</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害時における物資の供給等防災に関する協力協定</td> <td><u>DCM</u> ホームマック(株)</td> <td>H23.3.23</td> <td>帰宅支援含む</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>災害時における段ボール製品の調達に関する協定</u></td> <td><u>合同容器</u></td> <td><u>R2.4.6</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>災害時における物資等に関する協力協定</u></td> <td>(株)<u>ファーストリテイリング</u></td> <td><u>R4.3.31</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>災害時における物資の供給等に関する協定</u></td> <td>(株)<u>ニトリホールディングス</u></td> <td><u>R4.8.26</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害時等の緊急時における業務連携に関する協定</td> <td><u>(地独)北海道立総合研究機構</u></td> <td>H22.4.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>土砂災害等の発生に関する情報提供に係る協定</td> <td><u>ヤマト運輸(株)</u>（各主管支店）</td> <td>H27.9</td> <td>各(総合)振興局において締結</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>災害時における相互協力に関する協定</u></td> <td><u>北海道公立大学法人札幌医科大学</u></td> <td><u>H29.12.20</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>災害時における協力体制に関する基本協定</u></td> <td><u>北海道維持管理業務連絡協議会</u></td> <td><u>H30.3.22</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>災害時における協力体制に関する基本協定</u></td> <td><u>(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会北海道支部</u></td> <td><u>R3.4.26</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>循環型地域社会の形成に関する協定書について</td> <td><u>太平洋セメント(株)</u>、<u>北斗市</u></td> <td>R2.12.24</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分野	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	備 考	(略)	(略)				(略)	(略)				(略)	(略)				医療・福祉・医薬	<u>災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託協定</u>	<u>日本赤十字社北海道支部</u>	<u>S34.9.1</u>			(略)					航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定	<u>航空自衛隊千歳基地ほか 11 団体(機関)</u>	H31.3.28～			(略)				食料・飲料・生活物資の供給等	(略)					災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	(株) <u>セコマ</u>	H18.12.22	帰宅支援含む		(略)					(略)					災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	<u>DCM</u> ホームマック(株)	H23.3.23	帰宅支援含む		(略)					<u>災害時における段ボール製品の調達に関する協定</u>	<u>合同容器</u>	<u>R2.4.6</u>			<u>災害時における物資等に関する協力協定</u>	(株) <u>ファーストリテイリング</u>	<u>R4.3.31</u>			<u>災害時における物資の供給等に関する協定</u>	(株) <u>ニトリホールディングス</u>	<u>R4.8.26</u>			(略)					災害時等の緊急時における業務連携に関する協定	<u>(地独)北海道立総合研究機構</u>	H22.4.1			(略)					土砂災害等の発生に関する情報提供に係る協定	<u>ヤマト運輸(株)</u> （各主管支店）	H27.9	各(総合)振興局において締結		(略)					<u>災害時における相互協力に関する協定</u>	<u>北海道公立大学法人札幌医科大学</u>	<u>H29.12.20</u>			<u>災害時における協力体制に関する基本協定</u>	<u>北海道維持管理業務連絡協議会</u>	<u>H30.3.22</u>			(略)					<u>災害時における協力体制に関する基本協定</u>	<u>(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会北海道支部</u>	<u>R3.4.26</u>			循環型地域社会の形成に関する協定書について	<u>太平洋セメント(株)</u> 、 <u>北斗市</u>	R2.12.24			(略)				道計画に整合
分野	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	備 考																																																																																																																																																																																																																																																														
(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
医療・福祉・医薬	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
	航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定	<u>旭川市</u> 航空自衛隊千歳基地 <u>帯広市</u> <u>釧路空港ビル（株）</u>	H31.3.28 <u>H31.3.29</u> <u>R1.5.13</u> <u>R1.6.20</u>																																																																																																																																																																																																																																																															
	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
食料・飲料・生活物資の供給等	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	(株) <u>セイコーマート</u>	H18.12.22	帰宅支援含む																																																																																																																																																																																																																																																														
	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
救助・救援等の支援	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
	災害時等の緊急時における業務連携に関する協定	<u>地方独立行政法人</u> 北海道立総合研究機構	H22.4.1																																																																																																																																																																																																																																																															
	土砂災害等の発生に関する情報提供に係る協定	<u>大和運輸(株)</u> （各主管支店）	H27.9	各(総合)振興局において締結																																																																																																																																																																																																																																																														
	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
帰宅支援	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	(株) <u>セイコーマート</u>	H18.12.22	(再掲)																																																																																																																																																																																																																																																														
	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
その他	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
	災害に係る情報発信等に関する協定	<u>ヤフー株式会社</u>	H27.3.13																																																																																																																																																																																																																																																															
	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
分野	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	備 考																																																																																																																																																																																																																																																														
(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
医療・福祉・医薬	<u>災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託協定</u>	<u>日本赤十字社北海道支部</u>	<u>S34.9.1</u>																																																																																																																																																																																																																																																															
	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
	航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定	<u>航空自衛隊千歳基地ほか 11 団体(機関)</u>	H31.3.28～																																																																																																																																																																																																																																																															
	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
食料・飲料・生活物資の供給等	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	(株) <u>セコマ</u>	H18.12.22	帰宅支援含む																																																																																																																																																																																																																																																														
	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	<u>DCM</u> ホームマック(株)	H23.3.23	帰宅支援含む																																																																																																																																																																																																																																																														
	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
	<u>災害時における段ボール製品の調達に関する協定</u>	<u>合同容器</u>	<u>R2.4.6</u>																																																																																																																																																																																																																																																															
	<u>災害時における物資等に関する協力協定</u>	(株) <u>ファーストリテイリング</u>	<u>R4.3.31</u>																																																																																																																																																																																																																																																															
	<u>災害時における物資の供給等に関する協定</u>	(株) <u>ニトリホールディングス</u>	<u>R4.8.26</u>																																																																																																																																																																																																																																																															
	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
	災害時等の緊急時における業務連携に関する協定	<u>(地独)北海道立総合研究機構</u>	H22.4.1																																																																																																																																																																																																																																																															
	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
	土砂災害等の発生に関する情報提供に係る協定	<u>ヤマト運輸(株)</u> （各主管支店）	H27.9	各(総合)振興局において締結																																																																																																																																																																																																																																																														
	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
	<u>災害時における相互協力に関する協定</u>	<u>北海道公立大学法人札幌医科大学</u>	<u>H29.12.20</u>																																																																																																																																																																																																																																																															
	<u>災害時における協力体制に関する基本協定</u>	<u>北海道維持管理業務連絡協議会</u>	<u>H30.3.22</u>																																																																																																																																																																																																																																																															
	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	
	<u>災害時における協力体制に関する基本協定</u>	<u>(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会北海道支部</u>	<u>R3.4.26</u>																																																																																																																																																																																																																																																															
	循環型地域社会の形成に関する協定書について	<u>太平洋セメント(株)</u> 、 <u>北斗市</u>	R2.12.24																																																																																																																																																																																																																																																															
	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																	

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）				修正理由
			大規模災害発生における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	(公社)北海道浄化(一社)北海道環境保全協会 北海道環境整備事業協同組合	R3.4.26	
			災害時等における車両等の排除業務に関する協定	全日本ロータス同友会北海道ブロック	R5.3.13	
		(略)	(略)			
		住宅の支援	(略)			
			災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	(社)全国民間賃貸住宅経営協会連合会	H24.3.27	
			(略)			
		帰宅支援	(略)			
			災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	(株)セコマ	H18.12.22	(再掲)
			(略)			
		輸送	(略)			
			災害時における物資の保管等に関する協定	函館倉庫協会	H30.5.2	
			(略)			
			災害時における物資保管等に関する協定	帯広地区倉庫協会	R5.1.10	
			(略)			
		その他	災害等による水道施設被害に係る相互応援に関する覚書	(公社)日本水道協会北海道地方支部	H17.4.8	
			災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	H27.3.13	
			(略)			
			災害時の外国人支援に関する協定	(公社)北海道国際交流・協力総合センター	R4.7.1	
			災害派遣時の航空機の活動拠点としての道東空港使用に関する協定	北海道エアポート株式会社女満別空港事業所、陸上自衛隊北部方面隊、海上自衛隊大湊地方隊、航空自衛隊北部航空方面隊	R5.3.29	
		(略)	(略)			

(注) 民間との協定 104件延べ 197企業・団体等（内訳：報道・放送＝3件 32社、団体、医療・物資・役務提供等＝101件延べ 165企業、団体、独法）、行政機関等 7件（本資料の協定先の名称は基準日時点のもの）

資料：北海道地域防災計画（資料編）〈令和5年1月修正〉を一部加工して作成

(注) 民間との協定 110件延べ 237企業・団体等（内訳：報道・放送＝3件 32社、団体、医療・物資・役務提供等＝107件延べ 205企業、団体、独法）、行政機関等 6件（本資料の協定先の名称は基準日時点のもの）

資料：北海道地域防災計画（資料編）〈令和5年4月修正〉を一部加工して作成

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由
13	<p>○資料1-6 消防組織及び消防施設の現況</p> <p>1 利尻礼文消防事務組合（消防署礼文支署・礼文町消防団）の組織</p>	<p>○資料1-6 消防組織及び消防施設の現況</p> <p>1 利尻礼文消防事務組合（消防署礼文支署・礼文町消防団）の組織</p>	<p>誤植 組織改編</p>

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
14	<p>2 現有人員と保有車両</p> <p>(1) 消防支署及び分遣所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職・団別</th> <th>礼文支署</th> <th>船泊分遣所</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">人員・車両</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">消防職員</td> <td>11</td> <td>3</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">消防ポンプ自動車等</td> <td>指令車</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>水槽付ポンプ自動車Ⅱ型</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ付水槽車</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>救急車</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>軽トラック作業車</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	職・団別		礼文支署	船泊分遣所	合 計	人員・車両					消防職員		11	3	14	消防ポンプ自動車等	指令車	1	1	2	水槽付ポンプ自動車Ⅱ型	1	1	2	小型動力ポンプ付水槽車	1		1	救急車	1		1	小型動力ポンプ	1	1	2	軽トラック作業車	1	1	2	合計	6	4	10	<p>2 現有人員と保有車両</p> <p>(1) 消防支署及び分遣所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職・団別</th> <th>礼文支署</th> <th>船泊分遣所</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">人員・車両</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">消防職員</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">消防ポンプ自動車等</td> <td>指令車</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>水槽付ポンプ自動車Ⅱ型</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ付水槽車</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>救急車</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>軽トラック作業車</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	職・団別		礼文支署	船泊分遣所	合 計	人員・車両					消防職員		10	0	10	消防ポンプ自動車等	指令車	1	1	2	水槽付ポンプ自動車Ⅱ型	1	1	2	小型動力ポンプ付水槽車	1		1	救急車	1		1	小型動力ポンプ	1	1	2	軽トラック作業車	1	1	2	合計	6	4	10	時点修正																																																																																																																																																																																																														
職・団別		礼文支署	船泊分遣所	合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
人員・車両																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
消防職員		11	3	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
消防ポンプ自動車等	指令車	1	1	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	水槽付ポンプ自動車Ⅱ型	1	1	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	小型動力ポンプ付水槽車	1		1																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	救急車	1		1																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	小型動力ポンプ	1	1	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	軽トラック作業車	1	1	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	合計	6	4	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
職・団別		礼文支署	船泊分遣所	合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
人員・車両																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
消防職員		10	0	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
消防ポンプ自動車等	指令車	1	1	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	水槽付ポンプ自動車Ⅱ型	1	1	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	小型動力ポンプ付水槽車	1		1																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	救急車	1		1																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	小型動力ポンプ	1	1	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	軽トラック作業車	1	1	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	合計	6	4	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
14	<p>(2) 消防団</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職・団別</th> <th>消防団本部</th> <th>会所前分団</th> <th>香深井分団</th> <th>内路分団</th> <th>差閉分団</th> <th>知床分団</th> <th>元地分団</th> <th>入舟分団</th> <th>浜中分団</th> <th>大備分団</th> <th>上泊分団</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">人員・車両</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防団員</td> <td>定数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>実数</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>12</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>19</td> <td>29</td> <td>9</td> <td>144</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">消防ポンプ自動車等</td> <td>指令車</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水槽付ポンプ自動車</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ付水槽車</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ付積載車</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>トラック</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	職・団別		消防団本部	会所前分団	香深井分団	内路分団	差閉分団	知床分団	元地分団	入舟分団	浜中分団	大備分団	上泊分団	合 計	人員・車両														消防団員	定数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	150	実数	7	7	12	6	10	13	11	11	19	29	9	144	消防ポンプ自動車等	指令車													水槽付ポンプ自動車													小型動力ポンプ付水槽車													小型動力ポンプ付積載車		1	1	1	1	1	1	1	4	3	1	15	小型動力ポンプ													トラック													合計		1	1	1	1	1	1	1	4	3	1	15	<p>(2) 消防団</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職・団別</th> <th>消防団本部</th> <th>会所前分団</th> <th>香深井分団</th> <th>内路分団</th> <th>差閉分団</th> <th>知床分団</th> <th>元地分団</th> <th>入舟分団</th> <th>浜中分団</th> <th>大備分団</th> <th>上泊分団</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">人員・車両</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防団員</td> <td>定数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>実数</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>15</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>20</td> <td>24</td> <td>8</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">消防ポンプ自動車等</td> <td>指令車</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水槽付ポンプ自動車</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ付水槽車</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ付積載車</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>トラック</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	職・団別		消防団本部	会所前分団	香深井分団	内路分団	差閉分団	知床分団	元地分団	入舟分団	浜中分団	大備分団	上泊分団	合 計	人員・車両														消防団員	定数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	140	実数	7	10	11	4	8	15	12	11	20	24	8	130	消防ポンプ自動車等	指令車													水槽付ポンプ自動車													小型動力ポンプ付水槽車													小型動力ポンプ付積載車		1	1	1	1	1	1	1	4	3	1	15	小型動力ポンプ													トラック													合計		1	1	1	1	1	1	1	4	3	1	15	時点修正
職・団別		消防団本部	会所前分団	香深井分団	内路分団	差閉分団	知床分団	元地分団	入舟分団	浜中分団	大備分団	上泊分団	合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																												
人員・車両																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
消防団員	定数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	150																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	実数	7	7	12	6	10	13	11	11	19	29	9	144																																																																																																																																																																																																																																																																																												
消防ポンプ自動車等	指令車																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	水槽付ポンプ自動車																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	小型動力ポンプ付水槽車																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	小型動力ポンプ付積載車		1	1	1	1	1	1	1	4	3	1	15																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	小型動力ポンプ																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	トラック																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	合計		1	1	1	1	1	1	1	4	3	1	15																																																																																																																																																																																																																																																																																												
職・団別		消防団本部	会所前分団	香深井分団	内路分団	差閉分団	知床分団	元地分団	入舟分団	浜中分団	大備分団	上泊分団	合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																												
人員・車両																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
消防団員	定数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	140																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	実数	7	10	11	4	8	15	12	11	20	24	8	130																																																																																																																																																																																																																																																																																												
消防ポンプ自動車等	指令車																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	水槽付ポンプ自動車																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	小型動力ポンプ付水槽車																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	小型動力ポンプ付積載車		1	1	1	1	1	1	1	4	3	1	15																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	小型動力ポンプ																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	トラック																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	合計		1	1	1	1	1	1	1	4	3	1	15																																																																																																																																																																																																																																																																																												

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																																																																																																																																																																																																																						
15	<p>3 消防水利</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">水利施設 地域</th> <th colspan="3">消火栓（基）</th> <th colspan="2">防火水槽（基）</th> <th rowspan="3">合 計</th> </tr> <tr> <th colspan="3">公設</th> <th colspan="2">公設</th> </tr> <tr> <th>双 口</th> <th>単 口</th> <th>単口基準外</th> <th>40 m³以上</th> <th>40 m³以下基準外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元地</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>1</td> <td></td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>尺忍・差閉・ 奮部・知床</td> <td></td> <td></td> <td>14</td> <td>5</td> <td></td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>会所前・入舟</td> <td></td> <td></td> <td>12</td> <td>4</td> <td></td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>手然・津軽町</td> <td></td> <td></td> <td>7</td> <td>2</td> <td></td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>香深井</td> <td></td> <td></td> <td>9</td> <td>2</td> <td></td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>起登白</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>内路</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>赤岩</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>1</td> <td></td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>高山・上泊</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>2</td> <td></td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>五番地・幌泊</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>1</td> <td></td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>大備・浜中</td> <td></td> <td></td> <td>12</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>須古頓・白浜・ 江戸屋</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>鉄府・西上泊</td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td>2</td> <td></td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td>85</td> <td>30</td> <td>2</td> <td>117</td> </tr> </tbody> </table>	水利施設 地域	消火栓（基）			防火水槽（基）		合 計	公設			公設		双 口	単 口	単口基準外	40 m ³ 以上	40 m ³ 以下基準外	元地			4	1		5	尺忍・差閉・ 奮部・知床			14	5		19	会所前・入舟			12	4		16	手然・津軽町			7	2		9	香深井			9	2		11	起登白			2			2	内路			4			4	赤岩			5	1		6	高山・上泊			4	2		6	五番地・幌泊			4	1		5	大備・浜中			12	8	1	21	須古頓・白浜・ 江戸屋			2	2	1	5	鉄府・西上泊			6	2		8	合 計			85	30	2	117	<p>3 消防水利</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">水利施設 地域</th> <th colspan="3">消火栓（基）</th> <th colspan="2">防火水槽（基）</th> <th rowspan="3">合 計</th> </tr> <tr> <th colspan="3">公設</th> <th colspan="2">公設</th> </tr> <tr> <th>双 口</th> <th>単 口</th> <th>単口基準外</th> <th>40 m³以上</th> <th>40 m³以下基準外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元地</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>1</td> <td></td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>尺忍・差閉・ 奮部・知床</td> <td></td> <td></td> <td>15</td> <td>5</td> <td></td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>会所前・入舟</td> <td></td> <td></td> <td>12</td> <td>4</td> <td></td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>手然・津軽町</td> <td></td> <td></td> <td>7</td> <td>2</td> <td></td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>香深井</td> <td></td> <td></td> <td>7</td> <td>2</td> <td></td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>起登白</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>内路</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>赤岩</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>1</td> <td></td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>高山・上泊</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>2</td> <td></td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>五番地・幌泊</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>1</td> <td></td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>大備・浜中</td> <td></td> <td></td> <td>12</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>須古頓・白浜・ 江戸屋</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>鉄府・西上泊</td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td>2</td> <td></td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td>83</td> <td>30</td> <td>2</td> <td>115</td> </tr> </tbody> </table>	水利施設 地域	消火栓（基）			防火水槽（基）		合 計	公設			公設		双 口	単 口	単口基準外	40 m ³ 以上	40 m ³ 以下基準外	元地			4	1		5	尺忍・差閉・ 奮部・知床			15	5		20	会所前・入舟			12	4		16	手然・津軽町			7	2		9	香深井			7	2		9	起登白			2			2	内路			4			4	赤岩			5	1		6	高山・上泊			4	2		6	五番地・幌泊			4	1		5	大備・浜中			12	8	1	21	須古頓・白浜・ 江戸屋			1	2	1	4	鉄府・西上泊			6	2		8	合 計			83	30	2	115	時点修正
水利施設 地域	消火栓（基）			防火水槽（基）		合 計																																																																																																																																																																																																																																			
	公設			公設																																																																																																																																																																																																																																					
	双 口	単 口	単口基準外	40 m ³ 以上	40 m ³ 以下基準外																																																																																																																																																																																																																																				
元地			4	1		5																																																																																																																																																																																																																																			
尺忍・差閉・ 奮部・知床			14	5		19																																																																																																																																																																																																																																			
会所前・入舟			12	4		16																																																																																																																																																																																																																																			
手然・津軽町			7	2		9																																																																																																																																																																																																																																			
香深井			9	2		11																																																																																																																																																																																																																																			
起登白			2			2																																																																																																																																																																																																																																			
内路			4			4																																																																																																																																																																																																																																			
赤岩			5	1		6																																																																																																																																																																																																																																			
高山・上泊			4	2		6																																																																																																																																																																																																																																			
五番地・幌泊			4	1		5																																																																																																																																																																																																																																			
大備・浜中			12	8	1	21																																																																																																																																																																																																																																			
須古頓・白浜・ 江戸屋			2	2	1	5																																																																																																																																																																																																																																			
鉄府・西上泊			6	2		8																																																																																																																																																																																																																																			
合 計			85	30	2	117																																																																																																																																																																																																																																			
水利施設 地域	消火栓（基）			防火水槽（基）		合 計																																																																																																																																																																																																																																			
	公設			公設																																																																																																																																																																																																																																					
	双 口	単 口	単口基準外	40 m ³ 以上	40 m ³ 以下基準外																																																																																																																																																																																																																																				
元地			4	1		5																																																																																																																																																																																																																																			
尺忍・差閉・ 奮部・知床			15	5		20																																																																																																																																																																																																																																			
会所前・入舟			12	4		16																																																																																																																																																																																																																																			
手然・津軽町			7	2		9																																																																																																																																																																																																																																			
香深井			7	2		9																																																																																																																																																																																																																																			
起登白			2			2																																																																																																																																																																																																																																			
内路			4			4																																																																																																																																																																																																																																			
赤岩			5	1		6																																																																																																																																																																																																																																			
高山・上泊			4	2		6																																																																																																																																																																																																																																			
五番地・幌泊			4	1		5																																																																																																																																																																																																																																			
大備・浜中			12	8	1	21																																																																																																																																																																																																																																			
須古頓・白浜・ 江戸屋			1	2	1	4																																																																																																																																																																																																																																			
鉄府・西上泊			6	2		8																																																																																																																																																																																																																																			
合 計			83	30	2	115																																																																																																																																																																																																																																			

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																																														
17	<p>○ 資料1-8 水防資器材等備蓄状況及び資材の調達先</p> <p>1 水防資機材等備蓄上備蓄状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>品名</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>区分</th> <th>品名</th> <th>単位</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水防用資材</td> <td>麻袋・土のう袋類</td> <td>袋</td> <td>5,770</td> <td rowspan="2">水防用器材</td> <td>掛矢</td> <td>丁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	品名	単位	数量	区分	品名	単位	数量	水防用資材	麻袋・土のう袋類	袋	5,770	水防用器材	掛矢	丁		(略)			(略)				(略)								<p>○ 資料1-8 水防資器材等備蓄状況及び資材の調達先</p> <p>1 水防資機材等備蓄上備蓄状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>品名</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>区分</th> <th>品名</th> <th>単位</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水防用資材</td> <td>麻袋・土のう袋類</td> <td>袋</td> <td>4,000</td> <td rowspan="2">水防用器材</td> <td>掛矢</td> <td>丁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	品名	単位	数量	区分	品名	単位	数量	水防用資材	麻袋・土のう袋類	袋	4,000	水防用器材	掛矢	丁		(略)			(略)				(略)								時点修正
区分	品名	単位	数量	区分	品名	単位	数量																																																										
水防用資材	麻袋・土のう袋類	袋	5,770	水防用器材	掛矢	丁																																																											
	(略)				(略)																																																												
(略)																																																																	
区分	品名	単位	数量	区分	品名	単位	数量																																																										
水防用資材	麻袋・土のう袋類	袋	4,000	水防用器材	掛矢	丁																																																											
	(略)				(略)																																																												
(略)																																																																	
19	<p>○ 資料1-9 関係機関等の連絡先</p> <p>1 礼文町</p> <p>(3) その他の施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">衛生施設</td> <td>礼文町衛生センター (し尿処理施設)</td> <td>礼文町大字香深村字カフカイ 816 番地の 1</td> <td>0163-86-1381 (FAX 86-1387)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	施設の名称	所在地	連絡先	衛生施設	礼文町衛生センター (し尿処理施設)	礼文町大字香深村字カフカイ 816 番地の 1	0163-86-1381 (FAX 86-1387)	(略)			<p>○ 資料1-9 関係機関等の連絡先</p> <p>1 礼文町</p> <p>(3) その他の施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">衛生施設</td> <td>礼文町衛生センター (し尿一次処理施設)</td> <td>礼文町大字香深村字カフカイ 816 番地の 1</td> <td>0163-86-1381 (FAX 86-1387)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	施設の名称	所在地	連絡先	衛生施設	礼文町衛生センター (し尿一次処理施設)	礼文町大字香深村字カフカイ 816 番地の 1	0163-86-1381 (FAX 86-1387)	(略)			誤植																																								
種別	施設の名称	所在地	連絡先																																																														
衛生施設	礼文町衛生センター (し尿処理施設)	礼文町大字香深村字カフカイ 816 番地の 1	0163-86-1381 (FAX 86-1387)																																																														
	(略)																																																																
種別	施設の名称	所在地	連絡先																																																														
衛生施設	礼文町衛生センター (し尿一次処理施設)	礼文町大字香深村字カフカイ 816 番地の 1	0163-86-1381 (FAX 86-1387)																																																														
	(略)																																																																
20	<p>○ 資料1-9 関係機関等の連絡先</p> <p>2 消防機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所在地</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利尻礼文消防事務組合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防署礼文支署船泊分遣所</td> <td>礼文町大字船泊村字ヲシヨンナイ 159 番地の 7</td> <td>0163-87-2119 (FAX 87-3119)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所在地	連絡先	利尻礼文消防事務組合			(略)			消防署礼文支署船泊分遣所	礼文町大字船泊村字ヲシヨンナイ 159 番地の 7	0163-87-2119 (FAX 87-3119)	<p>○ 資料1-9 関係機関等の連絡先</p> <p>2 消防機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所在地</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利尻礼文消防事務組合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防署礼文支署船泊分遣所</td> <td>礼文町大字船泊村字ヲシヨンナイ 159 番地の 7</td> <td>(FAX 87-3119)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所在地	連絡先	利尻礼文消防事務組合			(略)			消防署礼文支署船泊分遣所	礼文町大字船泊村字ヲシヨンナイ 159 番地の 7	(FAX 87-3119)	時点修正																																						
機 関 名	所在地	連絡先																																																															
利尻礼文消防事務組合																																																																	
(略)																																																																	
消防署礼文支署船泊分遣所	礼文町大字船泊村字ヲシヨンナイ 159 番地の 7	0163-87-2119 (FAX 87-3119)																																																															
機 関 名	所在地	連絡先																																																															
利尻礼文消防事務組合																																																																	
(略)																																																																	
消防署礼文支署船泊分遣所	礼文町大字船泊村字ヲシヨンナイ 159 番地の 7	(FAX 87-3119)																																																															

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																																																																					
21	<p>○ 資料1-9 関係機関等の連絡先</p> <p>3 北海道</p> <p>(2) 危機対策局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 名</th> <th>局課名</th> <th>係 名</th> <th>所 在 地</th> <th>電話番号</th> <th>FAX 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">総務部</td> <td rowspan="7">危機対策局 危機対策課</td> <td>調整係</td> <td rowspan="6">札幌市中央区 北3条西6丁目</td> <td>011-204-5007</td> <td rowspan="7">011-231-4314 011-251-6242 011-232-1273</td> </tr> <tr> <td>危機管理係</td> <td>011-204-5014</td> </tr> <tr> <td>災害対策係</td> <td>011-204-5900</td> </tr> <tr> <td>教育訓練係</td> <td>011-206-7804</td> </tr> <tr> <td>海溝型地震対策室</td> <td>011-206-7859</td> </tr> <tr> <td>消防係</td> <td>011-204-5009 (救急 011-206-3233)</td> </tr> <tr> <td>防災航空室</td> <td>札幌市東区丘 珠町 755-11</td> <td>011-782-3233</td> <td>011-782-3234</td> </tr> </tbody> </table>	部 名	局課名	係 名	所 在 地	電話番号	FAX 番号	総務部	危機対策局 危機対策課	調整係	札幌市中央区 北3条西6丁目	011-204-5007	011-231-4314 011-251-6242 011-232-1273	危機管理係	011-204-5014	災害対策係	011-204-5900	教育訓練係	011-206-7804	海溝型地震対策室	011-206-7859	消防係	011-204-5009 (救急 011-206-3233)	防災航空室	札幌市東区丘 珠町 755-11	011-782-3233	011-782-3234	<p>○ 資料1-9 関係機関等の連絡先</p> <p>3 北海道</p> <p>(2) 危機対策局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 名</th> <th rowspan="2">局課名</th> <th rowspan="2">係 名</th> <th rowspan="2">所 在 地</th> <th colspan="2">電話番号</th> <th rowspan="2">FAX 番号</th> </tr> <tr> <th>代表(内線)</th> <th>ダイヤル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">総務部</td> <td rowspan="11">危機対策局 危機対策課</td> <td>調整係</td> <td rowspan="11">札幌市中央区 北3条西6丁目</td> <td>011-231-4111</td> <td rowspan="3">011-204-5007</td> <td rowspan="11">231-4314 251-6242</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">危機管理係</td> <td>内線 22-552</td> <td rowspan="2">011-204-5014</td> </tr> <tr> <td>内線 22-561</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害応急対策係</td> <td>内線 22-556</td> <td rowspan="2">011-204-5900</td> </tr> <tr> <td>内線 22-572</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地震津波係</td> <td>内線 22-554</td> <td rowspan="2">011-206-7859</td> </tr> <tr> <td>内線 22-587</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育訓練係</td> <td>内線 22-565</td> <td rowspan="2">011-206-7804</td> </tr> <tr> <td>内線 22-569</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">消防係</td> <td>内線 22-588</td> <td rowspan="3">011-204-5009</td> </tr> <tr> <td>内線 22-568</td> </tr> <tr> <td>内線 22-590</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">救急係</td> <td>内線 22-578</td> <td rowspan="2">011-231-3398</td> </tr> <tr> <td>内線 22-580</td> </tr> <tr> <td>救急係</td> <td>内線 22-577</td> <td rowspan="2">231-3402</td> </tr> <tr> <td>危機対策局</td> <td>休日・夜間 (当直室)</td> <td>内線 22-586</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 防災航空室</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 名</th> <th>局課名</th> <th>室 名</th> <th>所 在 地</th> <th>電話番号</th> <th>FAX 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>危機対策課</td> <td>防災航空室</td> <td>札幌市東区栄町 964 番地 陸上自衛隊丘珠駐屯地内</td> <td>011-782-3233</td> <td>782-3234</td> </tr> </tbody> </table>	部 名	局課名	係 名	所 在 地	電話番号		FAX 番号	代表(内線)	ダイヤル	総務部	危機対策局 危機対策課	調整係	札幌市中央区 北3条西6丁目	011-231-4111	011-204-5007	231-4314 251-6242	危機管理係	内線 22-552	011-204-5014	内線 22-561	災害応急対策係	内線 22-556	011-204-5900	内線 22-572	地震津波係	内線 22-554	011-206-7859	内線 22-587	教育訓練係	内線 22-565	011-206-7804	内線 22-569	消防係	内線 22-588	011-204-5009	内線 22-568	内線 22-590	救急係	内線 22-578	011-231-3398	内線 22-580	救急係	内線 22-577	231-3402	危機対策局	休日・夜間 (当直室)	内線 22-586	部 名	局課名	室 名	所 在 地	電話番号	FAX 番号	総務部	危機対策課	防災航空室	札幌市東区栄町 964 番地 陸上自衛隊丘珠駐屯地内	011-782-3233	782-3234	道計画に整合
部 名	局課名	係 名	所 在 地	電話番号	FAX 番号																																																																																			
総務部	危機対策局 危機対策課	調整係	札幌市中央区 北3条西6丁目	011-204-5007	011-231-4314 011-251-6242 011-232-1273																																																																																			
		危機管理係		011-204-5014																																																																																				
		災害対策係		011-204-5900																																																																																				
		教育訓練係		011-206-7804																																																																																				
		海溝型地震対策室		011-206-7859																																																																																				
		消防係		011-204-5009 (救急 011-206-3233)																																																																																				
		防災航空室	札幌市東区丘 珠町 755-11	011-782-3233		011-782-3234																																																																																		
部 名	局課名	係 名	所 在 地	電話番号		FAX 番号																																																																																		
				代表(内線)	ダイヤル																																																																																			
総務部	危機対策局 危機対策課	調整係	札幌市中央区 北3条西6丁目	011-231-4111	011-204-5007	231-4314 251-6242																																																																																		
		危機管理係		内線 22-552			011-204-5014																																																																																	
				内線 22-561																																																																																				
		災害応急対策係		内線 22-556	011-204-5900																																																																																			
				内線 22-572																																																																																				
		地震津波係		内線 22-554	011-206-7859																																																																																			
				内線 22-587																																																																																				
		教育訓練係		内線 22-565	011-206-7804																																																																																			
				内線 22-569																																																																																				
		消防係		内線 22-588	011-204-5009																																																																																			
				内線 22-568																																																																																				
内線 22-590																																																																																								
救急係	内線 22-578	011-231-3398																																																																																						
	内線 22-580																																																																																							
救急係	内線 22-577	231-3402																																																																																						
危機対策局	休日・夜間 (当直室)		内線 22-586																																																																																					
部 名	局課名	室 名	所 在 地	電話番号	FAX 番号																																																																																			
総務部	危機対策課	防災航空室	札幌市東区栄町 964 番地 陸上自衛隊丘珠駐屯地内	011-782-3233	782-3234																																																																																			
22	<p>4 北海道警察</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 在 地</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>旭川方面本部（災害係）</td> <td>旭川市 1 条通 25 丁目 487-6</td> <td>0166-35-0110</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 在 地	連絡先	(略)			旭川方面本部（災害係）	旭川市 1 条通 25 丁目 487-6	0166-35-0110	(略)			<p>4 北海道警察</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 在 地</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>旭川方面本部（<u>警備課</u> 災害係）</td> <td>旭川市 1 条通 25 丁目 487-6</td> <td>0166-35-0110</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 在 地	連絡先	(略)			旭川方面本部（ <u>警備課</u> 災害係）	旭川市 1 条通 25 丁目 487-6	0166-35-0110	(略)			道計画に整合																																																													
機 関 名	所 在 地	連絡先																																																																																						
(略)																																																																																								
旭川方面本部（災害係）	旭川市 1 条通 25 丁目 487-6	0166-35-0110																																																																																						
(略)																																																																																								
機 関 名	所 在 地	連絡先																																																																																						
(略)																																																																																								
旭川方面本部（ <u>警備課</u> 災害係）	旭川市 1 条通 25 丁目 487-6	0166-35-0110																																																																																						
(略)																																																																																								

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																				
22	<p>5 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 在 地</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道総合通信局 防災対策推進室</td> <td>札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎</td> <td>011-747-645</td> </tr> <tr> <td>札幌管区气象台</td> <td>札幌市中央区北2条西18-2</td> <td><u>011-611-6127</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道労働局 稚内労働基準監督署</td> <td>稚内市末広3丁目3-1</td> <td>0162-23-3833</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 在 地	連絡先	(略)			北海道総合通信局 防災対策推進室	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	011-747-645	札幌管区气象台	札幌市中央区北2条西18-2	<u>011-611-6127</u>	(略)			北海道労働局 稚内労働基準監督署	稚内市末広3丁目3-1	0162-23-3833	<p>5 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 在 地</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道総合通信局 防災対策推進室</td> <td>札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎</td> <td>011-747-6451 <u>(FAX 011-709-2481)</u></td> </tr> <tr> <td>札幌管区气象台 業務課</td> <td>札幌市中央区北2条西18-2</td> <td>011-611-<u>3217</u> <u>(FAX 011-644-9674)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道労働局 稚内労働基準監督署</td> <td>稚内市末広3丁目3-1</td> <td>0162-23-3833 <u>(FAX 0162-33-1321)</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 在 地	連絡先	(略)			北海道総合通信局 防災対策推進室	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	011-747-6451 <u>(FAX 011-709-2481)</u>	札幌管区气象台 業務課	札幌市中央区北2条西18-2	011-611- <u>3217</u> <u>(FAX 011-644-9674)</u>	(略)			北海道労働局 稚内労働基準監督署	稚内市末広3丁目3-1	0162-23-3833 <u>(FAX 0162-33-1321)</u>	道計画に整合
機 関 名	所 在 地	連絡先																																					
(略)																																							
北海道総合通信局 防災対策推進室	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	011-747-645																																					
札幌管区气象台	札幌市中央区北2条西18-2	<u>011-611-6127</u>																																					
(略)																																							
北海道労働局 稚内労働基準監督署	稚内市末広3丁目3-1	0162-23-3833																																					
機 関 名	所 在 地	連絡先																																					
(略)																																							
北海道総合通信局 防災対策推進室	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	011-747-6451 <u>(FAX 011-709-2481)</u>																																					
札幌管区气象台 業務課	札幌市中央区北2条西18-2	011-611- <u>3217</u> <u>(FAX 011-644-9674)</u>																																					
(略)																																							
北海道労働局 稚内労働基準監督署	稚内市末広3丁目3-1	0162-23-3833 <u>(FAX 0162-33-1321)</u>																																					
23	<p>7 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 在 地</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本郵便(株) 北海道支社 総務人事部危機管理担当</td> <td>札幌市中央区北2条西4丁目3番地</td> <td>011-214-<u>4000</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株) 北海道事業部 災害対策室</td> <td>札幌市中央区北1条西4丁目</td> <td>011-212-<u>4488</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本放送協会 旭川放送局 稚内報道室</td> <td>稚内市港1丁目2-3</td> <td>0162-23-3403</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 在 地	連絡先	日本郵便(株) 北海道支社 総務人事部 危機管理担当	札幌市中央区北2条西4丁目3番地	011-214- <u>4000</u>	(略)			東日本電信電話(株) 北海道事業部 災害対策室	札幌市中央区北1条西4丁目	011-212- <u>4488</u>	(略)			日本放送協会 旭川放送局 稚内報道室	稚内市港1丁目2-3	0162-23-3403	<p>7 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 在 地</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本郵便(株) 北海道支社 総務部危機管理担当</td> <td>札幌市中央区北2条西4丁目3番地</td> <td>011-214-<u>4063</u> <u>(FAX 011-214-4404)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>礼文町大字香深村字トンナイ</td> <td>0163-86-1760 (FAX 86-1013)</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株) 北海道事業部 災害対策室</td> <td>札幌市中央区北1条西4丁目 2-4</td> <td>011-212-<u>4466</u> <u>(FAX 011-222-9254)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本放送協会 旭川放送局 稚内報道室</td> <td>稚内市港1丁目2-3</td> <td>0162-23-3403 <u>(FAX 0162-24-5120)</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 在 地	連絡先	日本郵便(株) 北海道支社 総務部 危機管理担当	札幌市中央区北2条西4丁目3番地	011-214- <u>4063</u> <u>(FAX 011-214-4404)</u>	(略)	礼文町大字香深村字トンナイ	0163-86-1760 (FAX 86-1013)	東日本電信電話(株) 北海道事業部 災害対策室	札幌市中央区北1条西4丁目 2-4	011-212- <u>4466</u> <u>(FAX 011-222-9254)</u>	(略)			日本放送協会 旭川放送局 稚内報道室	稚内市港1丁目2-3	0162-23-3403 <u>(FAX 0162-24-5120)</u>	道計画に整合
機 関 名	所 在 地	連絡先																																					
日本郵便(株) 北海道支社 総務人事部 危機管理担当	札幌市中央区北2条西4丁目3番地	011-214- <u>4000</u>																																					
(略)																																							
東日本電信電話(株) 北海道事業部 災害対策室	札幌市中央区北1条西4丁目	011-212- <u>4488</u>																																					
(略)																																							
日本放送協会 旭川放送局 稚内報道室	稚内市港1丁目2-3	0162-23-3403																																					
機 関 名	所 在 地	連絡先																																					
日本郵便(株) 北海道支社 総務部 危機管理担当	札幌市中央区北2条西4丁目3番地	011-214- <u>4063</u> <u>(FAX 011-214-4404)</u>																																					
(略)	礼文町大字香深村字トンナイ	0163-86-1760 (FAX 86-1013)																																					
東日本電信電話(株) 北海道事業部 災害対策室	札幌市中央区北1条西4丁目 2-4	011-212- <u>4466</u> <u>(FAX 011-222-9254)</u>																																					
(略)																																							
日本放送協会 旭川放送局 稚内報道室	稚内市港1丁目2-3	0162-23-3403 <u>(FAX 0162-24-5120)</u>																																					
24	<p>8 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 在 地</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般社団法人宗谷医師会</td> <td>稚内市宝来1丁目1番1号</td> <td>0162-24-1510</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 在 地	連絡先	一般社団法人宗谷医師会	稚内市宝来1丁目1番1号	0162-24-1510	(略)			<p>8 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 在 地</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般社団法人宗谷医師会</td> <td>稚内市宝来1丁目 ペリスタ宝来102号室</td> <td>0162-24-1510 <u>(FAX 0162-24-4773)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 在 地	連絡先	一般社団法人宗谷医師会	稚内市宝来1丁目 ペリスタ宝来102号室	0162-24-1510 <u>(FAX 0162-24-4773)</u>	(略)			道計画に整合																		
機 関 名	所 在 地	連絡先																																					
一般社団法人宗谷医師会	稚内市宝来1丁目1番1号	0162-24-1510																																					
(略)																																							
機 関 名	所 在 地	連絡先																																					
一般社団法人宗谷医師会	稚内市宝来1丁目 ペリスタ宝来102号室	0162-24-1510 <u>(FAX 0162-24-4773)</u>																																					
(略)																																							
24	<p>9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 在 地</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 水産研究本部 稚内水産試験場</td> <td>稚内市末広4丁目5番15号</td> <td>0162-32-<u>7177</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 在 地	連絡先	(略)			地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 水産研究本部 稚内水産試験場	稚内市末広4丁目5番15号	0162-32- <u>7177</u>	<p>9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 在 地</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 水産研究本部 稚内水産試験場</td> <td>稚内市末広4丁目5番15号</td> <td>0162-32-<u>7166</u> <u>(FAX 0162-32-7171)</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 在 地	連絡先	(略)			地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 水産研究本部 稚内水産試験場	稚内市末広4丁目5番15号	0162-32- <u>7166</u> <u>(FAX 0162-32-7171)</u>	道計画に整合																		
機 関 名	所 在 地	連絡先																																					
(略)																																							
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 水産研究本部 稚内水産試験場	稚内市末広4丁目5番15号	0162-32- <u>7177</u>																																					
機 関 名	所 在 地	連絡先																																					
(略)																																							
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 水産研究本部 稚内水産試験場	稚内市末広4丁目5番15号	0162-32- <u>7166</u> <u>(FAX 0162-32-7171)</u>																																					

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																																																								
25	<p>10 近隣市町村</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>課名</th> <th>係名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>FAX 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稚内市</td> <td>総務防災課</td> <td>防災グループ</td> <td>稚内市中央3丁目13番15号</td> <td>0162-23-6161</td> <td>0162-23-3350</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中頓別町</td> <td>総務課</td> <td>防災行政デジタル化 担当</td> <td>中頓別町字中頓別172番地6</td> <td>01634-6-1111</td> <td>01634-6-1155</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>幌延町</td> <td>総務財政課</td> <td>防災情報課</td> <td>幌延町宮園町1番地1</td> <td>01632-5-1111</td> <td>01632-5-2971</td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	課名	係名	所在地	電話番号	FAX 番号	稚内市	総務防災課	防災グループ	稚内市中央3丁目13番15号	0162-23-6161	0162-23-3350	(略)						中頓別町	総務課	防災行政デジタル化 担当	中頓別町字中頓別172番地6	01634-6-1111	01634-6-1155	(略)						幌延町	総務財政課	防災情報課	幌延町宮園町1番地1	01632-5-1111	01632-5-2971	<p>10 近隣市町村</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>課名</th> <th>係名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>FAX 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稚内市</td> <td>企画総務部 総務防災課</td> <td>防災グループ</td> <td>稚内市中央3丁目13番15号</td> <td>0162-23-6380</td> <td>0162-23-3350</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中頓別町</td> <td>総務課</td> <td>総務グループ</td> <td>中頓別町字中頓別172番地6</td> <td>01634-6-1111</td> <td>01634-6-1155</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>幌延町</td> <td>総務財政課</td> <td>総務グループ</td> <td>幌延町宮園町1番地1</td> <td>01632-5-1111</td> <td>01632-5-2971</td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	課名	係名	所在地	電話番号	FAX 番号	稚内市	企画総務部 総務防災課	防災グループ	稚内市中央3丁目13番15号	0162-23-6380	0162-23-3350	(略)						中頓別町	総務課	総務グループ	中頓別町字中頓別172番地6	01634-6-1111	01634-6-1155	(略)						幌延町	総務財政課	総務グループ	幌延町宮園町1番地1	01632-5-1111	01632-5-2971	道計画に整合
市町村名	課名	係名	所在地	電話番号	FAX 番号																																																																						
稚内市	総務防災課	防災グループ	稚内市中央3丁目13番15号	0162-23-6161	0162-23-3350																																																																						
(略)																																																																											
中頓別町	総務課	防災行政デジタル化 担当	中頓別町字中頓別172番地6	01634-6-1111	01634-6-1155																																																																						
(略)																																																																											
幌延町	総務財政課	防災情報課	幌延町宮園町1番地1	01632-5-1111	01632-5-2971																																																																						
市町村名	課名	係名	所在地	電話番号	FAX 番号																																																																						
稚内市	企画総務部 総務防災課	防災グループ	稚内市中央3丁目13番15号	0162-23-6380	0162-23-3350																																																																						
(略)																																																																											
中頓別町	総務課	総務グループ	中頓別町字中頓別172番地6	01634-6-1111	01634-6-1155																																																																						
(略)																																																																											
幌延町	総務財政課	総務グループ	幌延町宮園町1番地1	01632-5-1111	01632-5-2971																																																																						
33	<p>2 気象・震度階級等</p> <p>○ 資料2-1 災害の記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害年月日</th> <th>発生地区</th> <th>災害種別</th> <th>内容（原因）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	災害年月日	発生地区	災害種別	内容（原因）	(略)				<u>(新規)</u>				<p>2 気象・震度階級等</p> <p>○ 資料2-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害年月日</th> <th>発生地区</th> <th>災害種別</th> <th>内容（原因）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>令和5年8月10日</u></td> <td><u>香深地区</u></td> <td><u>大雨</u></td> <td><u>土木工事（道路）</u> 4件 <u>（崖くずれ）</u> 1件</td> </tr> <tr> <td><u>令和5年11月6日</u></td> <td><u>船泊地区</u> <u>香深地区（内路）</u></td> <td><u>大雨</u></td> <td><u>住家被害（一部破損）</u> 2件 <u>（床上浸水）</u> 2件 <u>（床下浸水）</u> 4件 <u>非住家被害（全壊）その他</u> 2件 <u>（半壊）その他</u> 1件 <u>土木被害（道路）</u> 8件 <u>（河川）</u> 4件 <u>（橋梁）</u> 1件 <u>（公園）</u> 1件 <u>（崖くずれ）</u> 33件 <u>衛生被害（病院）公立</u> 1件 <u>（清掃施設）し尿処理</u> 1件 <u>公立文教施設被害</u> 2件</td> </tr> </tbody> </table>	災害年月日	発生地区	災害種別	内容（原因）	(略)				<u>令和5年8月10日</u>	<u>香深地区</u>	<u>大雨</u>	<u>土木工事（道路）</u> 4件 <u>（崖くずれ）</u> 1件	<u>令和5年11月6日</u>	<u>船泊地区</u> <u>香深地区（内路）</u>	<u>大雨</u>	<u>住家被害（一部破損）</u> 2件 <u>（床上浸水）</u> 2件 <u>（床下浸水）</u> 4件 <u>非住家被害（全壊）その他</u> 2件 <u>（半壊）その他</u> 1件 <u>土木被害（道路）</u> 8件 <u>（河川）</u> 4件 <u>（橋梁）</u> 1件 <u>（公園）</u> 1件 <u>（崖くずれ）</u> 33件 <u>衛生被害（病院）公立</u> 1件 <u>（清掃施設）し尿処理</u> 1件 <u>公立文教施設被害</u> 2件	時点修正																																												
災害年月日	発生地区	災害種別	内容（原因）																																																																								
(略)																																																																											
<u>(新規)</u>																																																																											
災害年月日	発生地区	災害種別	内容（原因）																																																																								
(略)																																																																											
<u>令和5年8月10日</u>	<u>香深地区</u>	<u>大雨</u>	<u>土木工事（道路）</u> 4件 <u>（崖くずれ）</u> 1件																																																																								
<u>令和5年11月6日</u>	<u>船泊地区</u> <u>香深地区（内路）</u>	<u>大雨</u>	<u>住家被害（一部破損）</u> 2件 <u>（床上浸水）</u> 2件 <u>（床下浸水）</u> 4件 <u>非住家被害（全壊）その他</u> 2件 <u>（半壊）その他</u> 1件 <u>土木被害（道路）</u> 8件 <u>（河川）</u> 4件 <u>（橋梁）</u> 1件 <u>（公園）</u> 1件 <u>（崖くずれ）</u> 33件 <u>衛生被害（病院）公立</u> 1件 <u>（清掃施設）し尿処理</u> 1件 <u>公立文教施設被害</u> 2件																																																																								

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																						
34	<p>○ 資料2-2 気象等に関する警報・注意報発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th colspan="3">発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">礼文町</td> <td>府県予報区</td> <td colspan="2">宗谷地方</td> </tr> <tr> <td>一次細分区域</td> <td colspan="2">宗谷地方</td> </tr> <tr> <td>市町村等をまとめた地域</td> <td colspan="2">利尻・礼文</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">警 報</td> <td rowspan="2">大雨 ※1 (浸水害) (土砂災害)</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪 水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td colspan="2">大沢川流域=6.6 起登臼川流域=5.4</td> </tr> <tr> <td>複合基準※</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暴 風</td> <td rowspan="2">平均風速</td> <td>陸上</td> <td>20m/s</td> </tr> <tr> <td>海上</td> <td>25m/s</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暴 風 雪</td> <td rowspan="2">平均風速</td> <td>陸上</td> <td>20m/s 雪による視程障害を伴う</td> </tr> <tr> <td>海上</td> <td>25m/s 雪による視程障害を伴う</td> </tr> <tr> <td>大 雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td colspan="2">12時間降雪の深さ 50cm</td> </tr> <tr> <td>波 浪</td> <td>有義波高</td> <td colspan="2">6.0m</td> </tr> <tr> <td>高 潮</td> <td>潮位</td> <td colspan="2">1.1m</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">注 意 報</td> <td rowspan="2">大 雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪 水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td colspan="2">大沢川流域=5.2 起登臼川流域=4.3</td> </tr> <tr> <td>複合基準※</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">強 風</td> <td rowspan="2">平均風速</td> <td>陸上</td> <td>13m/s</td> </tr> <tr> <td>海上</td> <td>15m/s</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">風 雪</td> <td rowspan="2">平均風速</td> <td>陸上</td> <td>11m/s 雪による視程障害を伴う</td> </tr> <tr> <td>海上</td> <td>15m/s 雪による視程障害を伴う</td> </tr> <tr> <td>大 雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td colspan="2">12時間降雪の深さ 30cm</td> </tr> <tr> <td>波 浪</td> <td>有義波高</td> <td colspan="2">3.0m</td> </tr> <tr> <td>高 潮</td> <td>潮位</td> <td colspan="2">0.7m</td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td colspan="3">落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>融 雪</td> <td colspan="3">50mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">濃 霧</td> <td rowspan="2">視程</td> <td>陸上</td> <td>200m</td> </tr> <tr> <td>海上</td> <td>500m</td> </tr> <tr> <td>乾 燥</td> <td colspan="3">最小湿度 30% 実効湿度 60%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">な だ れ</td> <td colspan="3">① 24時間降雪の深さが 30cm 以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">② 積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上</td> </tr> <tr> <td>低 温</td> <td colspan="3">5月～10月：（平均気温） 平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続 11月～4月：（最低気温） 平年より 8℃以上低い</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td colspan="3">最低気温 3℃以下</td> </tr> <tr> <td>着 氷</td> <td colspan="3">船体着氷：水温 4℃以下 気温-5℃以下で風速 10m/s 以上</td> </tr> <tr> <td>着 雪</td> <td colspan="3">気温 0℃位で、強度並以上の雪が数時間以上継続</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>1時間雨量</td> <td colspan="2">80 mm</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発 表 基 準			礼文町	府県予報区	宗谷地方		一次細分区域	宗谷地方		市町村等をまとめた地域	利尻・礼文		警 報	大雨 ※1 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	10	土壌雨量指数基準	95	洪 水	流域雨量指数基準	大沢川流域=6.6 起登臼川流域=5.4		複合基準※	-		指定河川洪水予報による基準	-		暴 風	平均風速	陸上	20m/s	海上	25m/s	暴 風 雪	平均風速	陸上	20m/s 雪による視程障害を伴う	海上	25m/s 雪による視程障害を伴う	大 雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 50cm		波 浪	有義波高	6.0m		高 潮	潮位	1.1m		注 意 報	大 雨	表面雨量指数基準	6	土壌雨量指数基準	71	洪 水	流域雨量指数基準	大沢川流域=5.2 起登臼川流域=4.3		複合基準※	-		指定河川洪水予報による基準	-		強 風	平均風速	陸上	13m/s	海上	15m/s	風 雪	平均風速	陸上	11m/s 雪による視程障害を伴う	海上	15m/s 雪による視程障害を伴う	大 雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 30cm		波 浪	有義波高	3.0m		高 潮	潮位	0.7m		雷	落雷等により被害が予想される場合			融 雪	50mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計			濃 霧	視程	陸上	200m	海上	500m	乾 燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%			な だ れ	① 24時間降雪の深さが 30cm 以上			② 積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上			低 温	5月～10月：（平均気温） 平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続 11月～4月：（最低気温） 平年より 8℃以上低い			霜	最低気温 3℃以下			着 氷	船体着氷：水温 4℃以下 気温-5℃以下で風速 10m/s 以上			着 雪	気温 0℃位で、強度並以上の雪が数時間以上継続			記録的短時間大雨情報	1時間雨量	80 mm		<p>○ 資料2-2 気象等に関する警報・注意報発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th colspan="3">発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">礼文町</td> <td>府県予報区</td> <td colspan="2">宗谷地方</td> </tr> <tr> <td>一次細分区域</td> <td colspan="2">宗谷地方</td> </tr> <tr> <td>市町村等をまとめた地域</td> <td colspan="2">利尻・礼文</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">警 報</td> <td rowspan="2">大雨 ※ (浸水害) (土砂災害)</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪 水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td colspan="2">大沢川流域=6.5 起登臼川流域=5.4</td> </tr> <tr> <td>複合基準※</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暴 風</td> <td rowspan="2">平均風速</td> <td>陸上</td> <td>20m/s</td> </tr> <tr> <td>海上</td> <td>25m/s</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暴 風 雪</td> <td rowspan="2">平均風速</td> <td>陸上</td> <td>20m/s 雪による視程障害を伴う</td> </tr> <tr> <td>海上</td> <td>25m/s 雪による視程障害を伴う</td> </tr> <tr> <td>大 雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td colspan="2">12時間降雪の深さ 50cm</td> </tr> <tr> <td>波 浪</td> <td>有義波高</td> <td colspan="2">6.0m</td> </tr> <tr> <td>高 潮</td> <td>潮位</td> <td colspan="2">1.1m</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">注 意 報</td> <td rowspan="2">大 雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪 水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td colspan="2">大沢川流域=5.2 起登臼川流域=4.3</td> </tr> <tr> <td>複合基準※</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">強 風</td> <td rowspan="2">平均風速</td> <td>陸上</td> <td>13m/s</td> </tr> <tr> <td>海上</td> <td>15m/s</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">風 雪</td> <td rowspan="2">平均風速</td> <td>陸上</td> <td>11m/s 雪による視程障害を伴う</td> </tr> <tr> <td>海上</td> <td>15m/s 雪による視程障害を伴う</td> </tr> <tr> <td>大 雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td colspan="2">12時間降雪の深さ 30cm</td> </tr> <tr> <td>波 浪</td> <td>有義波高</td> <td colspan="2">3.0m</td> </tr> <tr> <td>高 潮</td> <td>潮位</td> <td colspan="2">0.7m</td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td colspan="3">落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>融 雪</td> <td colspan="3">50mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">濃 霧</td> <td rowspan="2">視程</td> <td>陸上</td> <td>200m</td> </tr> <tr> <td>海上</td> <td>500m</td> </tr> <tr> <td>乾 燥</td> <td colspan="3">最小湿度 30% 実効湿度 60%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">な だ れ</td> <td colspan="3">① 24時間降雪の深さが 30cm 以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">② 積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上</td> </tr> <tr> <td>低 温</td> <td colspan="3">5月～10月：（平均気温） 平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続 11月～4月：（最低気温） 平年より 8℃以上低い</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td colspan="3">最低気温 3℃以下</td> </tr> <tr> <td>着 氷</td> <td colspan="3">船体着氷：水温 4℃以下 気温-5℃以下で風速 10m/s 以上</td> </tr> <tr> <td>着 雪</td> <td colspan="3">気温 0℃位で、強度並以上の雪が数時間以上継続</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>1時間雨量</td> <td colspan="2">80 mm</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発 表 基 準			礼文町	府県予報区	宗谷地方		一次細分区域	宗谷地方		市町村等をまとめた地域	利尻・礼文		警 報	大雨 ※ (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	10	土壌雨量指数基準	95	洪 水	流域雨量指数基準	大沢川流域=6.5 起登臼川流域=5.4		複合基準※	-		指定河川洪水予報による基準	-		暴 風	平均風速	陸上	20m/s	海上	25m/s	暴 風 雪	平均風速	陸上	20m/s 雪による視程障害を伴う	海上	25m/s 雪による視程障害を伴う	大 雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 50cm		波 浪	有義波高	6.0m		高 潮	潮位	1.1m		注 意 報	大 雨	表面雨量指数基準	6	土壌雨量指数基準	71	洪 水	流域雨量指数基準	大沢川流域=5.2 起登臼川流域=4.3		複合基準※	-		指定河川洪水予報による基準	-		強 風	平均風速	陸上	13m/s	海上	15m/s	風 雪	平均風速	陸上	11m/s 雪による視程障害を伴う	海上	15m/s 雪による視程障害を伴う	大 雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 30cm		波 浪	有義波高	3.0m		高 潮	潮位	0.7m		雷	落雷等により被害が予想される場合			融 雪	50mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計			濃 霧	視程	陸上	200m	海上	500m	乾 燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%			な だ れ	① 24時間降雪の深さが 30cm 以上			② 積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上			低 温	5月～10月：（平均気温） 平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続 11月～4月：（最低気温） 平年より 8℃以上低い			霜	最低気温 3℃以下			着 氷	船体着氷：水温 4℃以下 気温-5℃以下で風速 10m/s 以上			着 雪	気温 0℃位で、強度並以上の雪が数時間以上継続			記録的短時間大雨情報	1時間雨量	80 mm		<p>誤植</p> <p>市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説との重複</p> <p>解説表との重複により削除</p>
種 類	発 表 基 準																																																																																																																																																																																																																																																																																								
礼文町	府県予報区	宗谷地方																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	一次細分区域	宗谷地方																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	市町村等をまとめた地域	利尻・礼文																																																																																																																																																																																																																																																																																							
警 報	大雨 ※1 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	10																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		土壌雨量指数基準	95																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	洪 水	流域雨量指数基準	大沢川流域=6.6 起登臼川流域=5.4																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		複合基準※	-																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		指定河川洪水予報による基準	-																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	暴 風	平均風速	陸上	20m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			海上	25m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	暴 風 雪	平均風速	陸上	20m/s 雪による視程障害を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			海上	25m/s 雪による視程障害を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	大 雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 50cm																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	波 浪	有義波高	6.0m																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	高 潮	潮位	1.1m																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	注 意 報	大 雨	表面雨量指数基準	6																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			土壌雨量指数基準	71																																																																																																																																																																																																																																																																																					
洪 水		流域雨量指数基準	大沢川流域=5.2 起登臼川流域=4.3																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		複合基準※	-																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		指定河川洪水予報による基準	-																																																																																																																																																																																																																																																																																						
強 風		平均風速	陸上	13m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			海上	15m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																					
風 雪		平均風速	陸上	11m/s 雪による視程障害を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			海上	15m/s 雪による視程障害を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																					
大 雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 30cm																																																																																																																																																																																																																																																																																						
波 浪		有義波高	3.0m																																																																																																																																																																																																																																																																																						
高 潮		潮位	0.7m																																																																																																																																																																																																																																																																																						
雷		落雷等により被害が予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																							
融 雪		50mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計																																																																																																																																																																																																																																																																																							
濃 霧	視程	陸上	200m																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		海上	500m																																																																																																																																																																																																																																																																																						
乾 燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%																																																																																																																																																																																																																																																																																								
な だ れ	① 24時間降雪の深さが 30cm 以上																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	② 積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上																																																																																																																																																																																																																																																																																								
低 温	5月～10月：（平均気温） 平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続 11月～4月：（最低気温） 平年より 8℃以上低い																																																																																																																																																																																																																																																																																								
霜	最低気温 3℃以下																																																																																																																																																																																																																																																																																								
着 氷	船体着氷：水温 4℃以下 気温-5℃以下で風速 10m/s 以上																																																																																																																																																																																																																																																																																								
着 雪	気温 0℃位で、強度並以上の雪が数時間以上継続																																																																																																																																																																																																																																																																																								
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	80 mm																																																																																																																																																																																																																																																																																							
種 類	発 表 基 準																																																																																																																																																																																																																																																																																								
礼文町	府県予報区	宗谷地方																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	一次細分区域	宗谷地方																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	市町村等をまとめた地域	利尻・礼文																																																																																																																																																																																																																																																																																							
警 報	大雨 ※ (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	10																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		土壌雨量指数基準	95																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	洪 水	流域雨量指数基準	大沢川流域=6.5 起登臼川流域=5.4																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		複合基準※	-																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		指定河川洪水予報による基準	-																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	暴 風	平均風速	陸上	20m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			海上	25m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	暴 風 雪	平均風速	陸上	20m/s 雪による視程障害を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			海上	25m/s 雪による視程障害を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	大 雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 50cm																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	波 浪	有義波高	6.0m																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	高 潮	潮位	1.1m																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	注 意 報	大 雨	表面雨量指数基準	6																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			土壌雨量指数基準	71																																																																																																																																																																																																																																																																																					
洪 水		流域雨量指数基準	大沢川流域=5.2 起登臼川流域=4.3																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		複合基準※	-																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		指定河川洪水予報による基準	-																																																																																																																																																																																																																																																																																						
強 風		平均風速	陸上	13m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			海上	15m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																					
風 雪		平均風速	陸上	11m/s 雪による視程障害を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			海上	15m/s 雪による視程障害を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																					
大 雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 30cm																																																																																																																																																																																																																																																																																						
波 浪		有義波高	3.0m																																																																																																																																																																																																																																																																																						
高 潮		潮位	0.7m																																																																																																																																																																																																																																																																																						
雷		落雷等により被害が予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																							
融 雪		50mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計																																																																																																																																																																																																																																																																																							
濃 霧	視程	陸上	200m																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		海上	500m																																																																																																																																																																																																																																																																																						
乾 燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%																																																																																																																																																																																																																																																																																								
な だ れ	① 24時間降雪の深さが 30cm 以上																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	② 積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上																																																																																																																																																																																																																																																																																								
低 温	5月～10月：（平均気温） 平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続 11月～4月：（最低気温） 平年より 8℃以上低い																																																																																																																																																																																																																																																																																								
霜	最低気温 3℃以下																																																																																																																																																																																																																																																																																								
着 氷	船体着氷：水温 4℃以下 気温-5℃以下で風速 10m/s 以上																																																																																																																																																																																																																																																																																								
着 雪	気温 0℃位で、強度並以上の雪が数時間以上継続																																																																																																																																																																																																																																																																																								
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	80 mm																																																																																																																																																																																																																																																																																							

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由
	<p>*¹（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示しています。</p> <p><u>（注）土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明</u> <u>（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/dojoshisu.html）を参照。</u></p> <p><u>流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明</u> <u>（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/ryuikishisu.html）を参照。</u></p> <p><u>表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。詳細は表面雨量指数の説明</u> <u>（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/hyomenshisu.html）を参照。</u></p>	<p>*（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示しています。</p>	
35	<p>・市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。<u>ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。</u></p>	<p>・市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。</p>	<p>表面雨量指数に暫定基準を設定することはなく、土壌雨量指数に暫定基準を設定した場合も、暫定基準の数値は気象庁HPに公開しないため、削除</p>

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																														
	<p><u>(新規)</u></p>	<p>○ <u>資料2-5 長周期地震動関連解説表</u></p> <p><u>使用にあたっての留意事項</u></p> <p>(1) <u>長周期地震動階級関連解説表は、固有周期 1.5 秒程度から 8 秒程度までの一般的な高層ビルを対象として、長周期地震動階級が統計された際に発生する可能性がある被害を記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害に留まる場合もあります。また、それぞれの長周期地震動階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。</u></p> <p>(2) <u>長周期地震動階級が同じであったり、対象となる建物や構造物の状態、継続時間などの地震動の性質により被害は異なります。</u></p> <p>(3) <u>長周期地震動階級関連解説表は、主に近年発生した長周期地震動による被害の事例から作成したものである。今後、顕著な長周期地震動が観測された場合には内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。</u></p> <p>(4) <u>長周期地震動階級関連解説表では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。</u></p> <table border="1" data-bbox="1570 762 2668 1052"> <thead> <tr> <th>用 語</th> <th>意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>わずか</td> <td>数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。</td> </tr> <tr> <td>大半</td> <td>半分以上。ほとんどよりは少ない。</td> </tr> <tr> <td>が（も）ある、 が（も）いる</td> <td>当該長周期地震動階級に特徴的に揺れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。</td> </tr> <tr> <td>多くなる</td> <td>量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。</td> </tr> </tbody> </table> <p>● <u>高層ビルにおける人の体感・行動・室内の状況等との関連</u></p> <table border="1" data-bbox="1427 1146 2623 1860"> <thead> <tr> <th>長周期地震動階級</th> <th>人の体感・行動</th> <th>室内の状況</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>長周期地震動階級1 (やや大きな揺れ)</u></td> <td><u>室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。 驚く人もいる。</u></td> <td><u>ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。</u></td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td><u>長周期地震動階級2 (大きな揺れ)</u></td> <td><u>室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。</u></td> <td><u>キャスター付き什器がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。</u></td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td><u>長周期地震動階級3 (非常に大きな揺れ)</u></td> <td><u>立っていることが困難になる。</u></td> <td><u>キャスター付き什器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。</u></td> <td><u>間仕切壁などにひび割れ・亀裂が入ることがある。</u></td> </tr> <tr> <td><u>長周期地震動階級4 (極めて大きな揺れ)</u></td> <td><u>立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。</u></td> <td><u>キャスター付き什器が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。</u></td> <td><u>間仕切壁などひび割れ・亀裂が多くなる。</u></td> </tr> </tbody> </table>	用 語	意 味	わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。	大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。	が（も）ある、 が（も）いる	当該長周期地震動階級に特徴的に揺れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。	多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。	長周期地震動階級	人の体感・行動	室内の状況	備考	<u>長周期地震動階級1 (やや大きな揺れ)</u>	<u>室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。 驚く人もいる。</u>	<u>ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。</u>	＝	<u>長周期地震動階級2 (大きな揺れ)</u>	<u>室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。</u>	<u>キャスター付き什器がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。</u>	＝	<u>長周期地震動階級3 (非常に大きな揺れ)</u>	<u>立っていることが困難になる。</u>	<u>キャスター付き什器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。</u>	<u>間仕切壁などにひび割れ・亀裂が入ることがある。</u>	<u>長周期地震動階級4 (極めて大きな揺れ)</u>	<u>立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。</u>	<u>キャスター付き什器が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。</u>	<u>間仕切壁などひび割れ・亀裂が多くなる。</u>	<p>本編内容の具体化</p>
用 語	意 味																																
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。																																
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。																																
が（も）ある、 が（も）いる	当該長周期地震動階級に特徴的に揺れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。																																
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。																																
長周期地震動階級	人の体感・行動	室内の状況	備考																														
<u>長周期地震動階級1 (やや大きな揺れ)</u>	<u>室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。 驚く人もいる。</u>	<u>ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。</u>	＝																														
<u>長周期地震動階級2 (大きな揺れ)</u>	<u>室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。</u>	<u>キャスター付き什器がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。</u>	＝																														
<u>長周期地震動階級3 (非常に大きな揺れ)</u>	<u>立っていることが困難になる。</u>	<u>キャスター付き什器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。</u>	<u>間仕切壁などにひび割れ・亀裂が入ることがある。</u>																														
<u>長周期地震動階級4 (極めて大きな揺れ)</u>	<u>立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。</u>	<u>キャスター付き什器が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。</u>	<u>間仕切壁などひび割れ・亀裂が多くなる。</u>																														

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

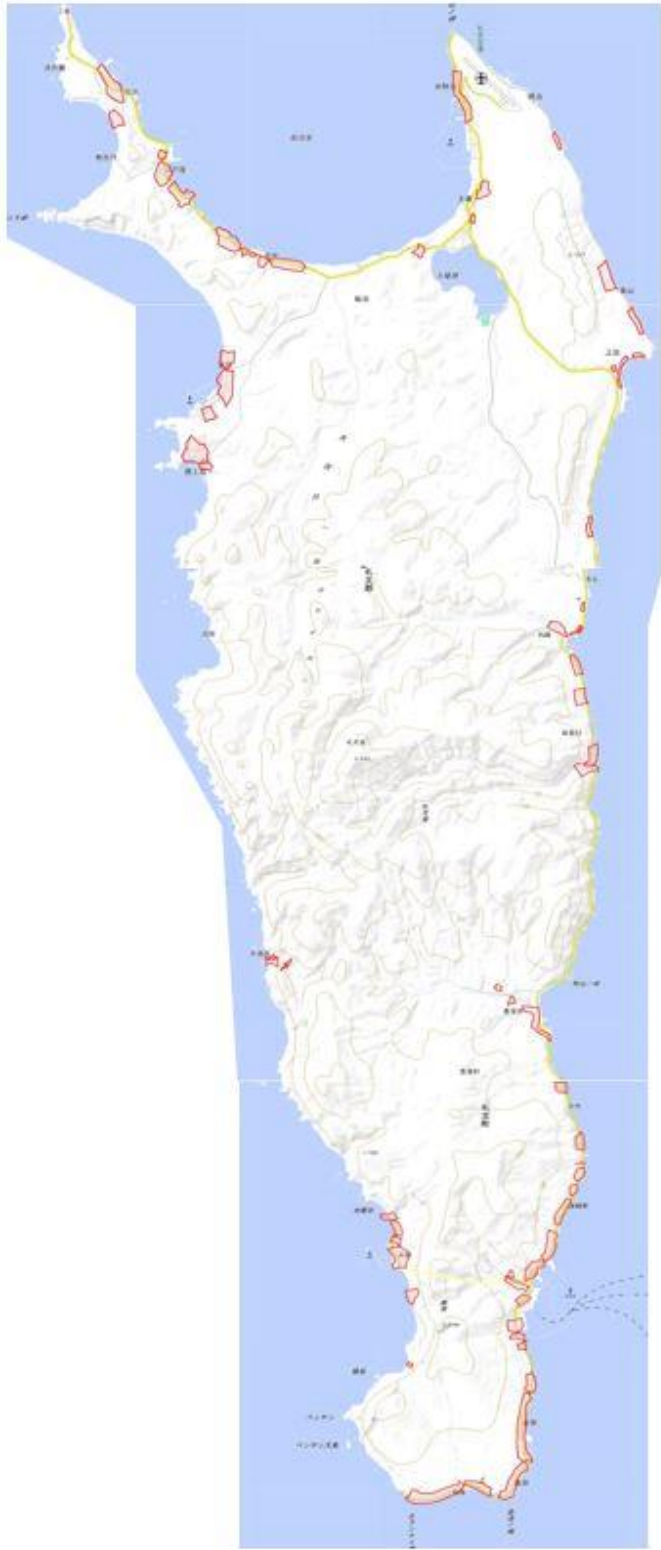
頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																																																																																																																																																														
	<p>3 災害危険区域等 <u>(新規)</u></p>	<p>3 災害危険区域等 資料3-2 雪崩危険箇所</p> <table border="1" data-bbox="1463 268 2620 1955"> <thead> <tr> <th data-bbox="1463 268 1540 541">No</th> <th data-bbox="1540 268 1777 541">地名</th> <th data-bbox="1777 268 1991 541">危険箇所名</th> <th data-bbox="1991 268 2056 541">危険箇所等の種類等</th> <th data-bbox="2056 268 2347 541">箇所番号</th> <th data-bbox="2347 268 2620 541">旧番号 (整理番号)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td rowspan="4">香深字元地</td><td>礼文元地 2</td><td>I</td><td>6-51-946</td><td>I-6-23-946</td></tr> <tr><td>2</td><td>礼文元地 3-3</td><td>I</td><td>6-52-947</td><td>I-6-24-947</td></tr> <tr><td>3</td><td>礼文元地 3-2</td><td>I</td><td>6-53-948</td><td>I-6-25-948</td></tr> <tr><td>4</td><td>礼文元地 3-1</td><td>I</td><td>6-54-949</td><td>I-6-26-949</td></tr> <tr><td>5</td><td>船泊字西上泊</td><td>礼文西上泊 2</td><td>I</td><td>6-55-951</td><td>I-6-28-951</td></tr> <tr><td>6</td><td rowspan="2">船泊字鉄府</td><td>礼文鉄府 1</td><td>I</td><td>6-56-952</td><td>I-6-29-952</td></tr> <tr><td>7</td><td>礼文鉄府 2</td><td>I</td><td>6-57-953</td><td>I-6-30-953</td></tr> <tr><td>8</td><td>船泊字鮑古丹</td><td>礼文鮑古丹</td><td>I</td><td>6-58-954</td><td>I-6-31-954</td></tr> <tr><td>9</td><td>船泊字白浜</td><td>礼文白浜</td><td>I</td><td>6-59-955</td><td>I-6-32-955</td></tr> <tr><td>10</td><td rowspan="2">船泊字江戸屋</td><td>礼文江戸屋 1</td><td>I</td><td>6-60-956</td><td>I-6-33-956</td></tr> <tr><td>11</td><td>礼文江戸屋 2</td><td>I</td><td>6-61-957</td><td>I-6-34-957</td></tr> <tr><td>12</td><td rowspan="2">船泊字浜中</td><td>礼文浜中</td><td>I</td><td>6-62-958</td><td>I-6-35-958</td></tr> <tr><td>13</td><td>礼文浜中 1</td><td>I</td><td>6-63-959</td><td>I-6-36-959</td></tr> <tr><td>14</td><td>船泊字大備</td><td>礼文大備</td><td>I</td><td>6-64-960</td><td>I-6-37-960</td></tr> <tr><td>15</td><td>船泊字弁財泊</td><td>礼文弁財泊</td><td>I</td><td>6-65-961</td><td>I-6-38-961</td></tr> <tr><td>16</td><td>船泊字幌泊</td><td>礼文幌泊 3</td><td>I</td><td>6-66-963</td><td>I-6-40-963</td></tr> <tr><td>17</td><td rowspan="2">船泊字高山</td><td>礼文高山 1</td><td>I</td><td>6-67-964</td><td>I-6-41-964</td></tr> <tr><td>18</td><td>礼文高山 2</td><td>I</td><td>6-68-965</td><td>I-6-42-695</td></tr> <tr><td>19</td><td rowspan="2">船泊字上泊</td><td>礼文上泊 1-2</td><td>I</td><td>6-69-966</td><td>I-6-43-996</td></tr> <tr><td>20</td><td>礼文上泊 1-1</td><td>I</td><td>6-70-967</td><td>I-6-44-967</td></tr> <tr><td>21</td><td>船泊字赤岩</td><td>礼文赤岩</td><td>I</td><td>6-71-968</td><td>I-6-45-968</td></tr> <tr><td>22</td><td rowspan="3">香深字内路</td><td>礼文内路</td><td>I</td><td>6-72-969</td><td>I-6-46-969</td></tr> <tr><td>23</td><td>礼文内路 3-2</td><td>I</td><td>6-73-970</td><td>I-6-47-970</td></tr> <tr><td>24</td><td>礼文内路 3-1</td><td>I</td><td>6-74-971</td><td>I-6-48-971</td></tr> <tr><td>25</td><td rowspan="2">香深字起登臼</td><td>礼文起登臼 1</td><td>I</td><td>6-75-972</td><td>I-6-49-972</td></tr> <tr><td>26</td><td>礼文起登臼 2</td><td>I</td><td>6-76-973</td><td>I-6-50-973</td></tr> <tr><td>27</td><td>香深字香深井</td><td>礼文香深井 1</td><td>I</td><td>6-77-974</td><td>I-6-51-974</td></tr> <tr><td>28</td><td rowspan="2">香深字手然</td><td>礼文手然 1</td><td>I</td><td>6-78-976</td><td>I-6-53-976</td></tr> <tr><td>29</td><td>礼文手然 2</td><td>I</td><td>6-79-977</td><td>I-6-54-977</td></tr> <tr><td>30</td><td>香深字津軽町</td><td>礼文津軽町</td><td>I</td><td>6-80-978</td><td>I-6-55-978</td></tr> </tbody> </table>	No	地名	危険箇所名	危険箇所等の種類等	箇所番号	旧番号 (整理番号)	1	香深字元地	礼文元地 2	I	6-51-946	I-6-23-946	2	礼文元地 3-3	I	6-52-947	I-6-24-947	3	礼文元地 3-2	I	6-53-948	I-6-25-948	4	礼文元地 3-1	I	6-54-949	I-6-26-949	5	船泊字西上泊	礼文西上泊 2	I	6-55-951	I-6-28-951	6	船泊字鉄府	礼文鉄府 1	I	6-56-952	I-6-29-952	7	礼文鉄府 2	I	6-57-953	I-6-30-953	8	船泊字鮑古丹	礼文鮑古丹	I	6-58-954	I-6-31-954	9	船泊字白浜	礼文白浜	I	6-59-955	I-6-32-955	10	船泊字江戸屋	礼文江戸屋 1	I	6-60-956	I-6-33-956	11	礼文江戸屋 2	I	6-61-957	I-6-34-957	12	船泊字浜中	礼文浜中	I	6-62-958	I-6-35-958	13	礼文浜中 1	I	6-63-959	I-6-36-959	14	船泊字大備	礼文大備	I	6-64-960	I-6-37-960	15	船泊字弁財泊	礼文弁財泊	I	6-65-961	I-6-38-961	16	船泊字幌泊	礼文幌泊 3	I	6-66-963	I-6-40-963	17	船泊字高山	礼文高山 1	I	6-67-964	I-6-41-964	18	礼文高山 2	I	6-68-965	I-6-42-695	19	船泊字上泊	礼文上泊 1-2	I	6-69-966	I-6-43-996	20	礼文上泊 1-1	I	6-70-967	I-6-44-967	21	船泊字赤岩	礼文赤岩	I	6-71-968	I-6-45-968	22	香深字内路	礼文内路	I	6-72-969	I-6-46-969	23	礼文内路 3-2	I	6-73-970	I-6-47-970	24	礼文内路 3-1	I	6-74-971	I-6-48-971	25	香深字起登臼	礼文起登臼 1	I	6-75-972	I-6-49-972	26	礼文起登臼 2	I	6-76-973	I-6-50-973	27	香深字香深井	礼文香深井 1	I	6-77-974	I-6-51-974	28	香深字手然	礼文手然 1	I	6-78-976	I-6-53-976	29	礼文手然 2	I	6-79-977	I-6-54-977	30	香深字津軽町	礼文津軽町	I	6-80-978	I-6-55-978	<p>危険箇所の項目を追加</p>
No	地名	危険箇所名	危険箇所等の種類等	箇所番号	旧番号 (整理番号)																																																																																																																																																																												
1	香深字元地	礼文元地 2	I	6-51-946	I-6-23-946																																																																																																																																																																												
2		礼文元地 3-3	I	6-52-947	I-6-24-947																																																																																																																																																																												
3		礼文元地 3-2	I	6-53-948	I-6-25-948																																																																																																																																																																												
4		礼文元地 3-1	I	6-54-949	I-6-26-949																																																																																																																																																																												
5	船泊字西上泊	礼文西上泊 2	I	6-55-951	I-6-28-951																																																																																																																																																																												
6	船泊字鉄府	礼文鉄府 1	I	6-56-952	I-6-29-952																																																																																																																																																																												
7		礼文鉄府 2	I	6-57-953	I-6-30-953																																																																																																																																																																												
8	船泊字鮑古丹	礼文鮑古丹	I	6-58-954	I-6-31-954																																																																																																																																																																												
9	船泊字白浜	礼文白浜	I	6-59-955	I-6-32-955																																																																																																																																																																												
10	船泊字江戸屋	礼文江戸屋 1	I	6-60-956	I-6-33-956																																																																																																																																																																												
11		礼文江戸屋 2	I	6-61-957	I-6-34-957																																																																																																																																																																												
12	船泊字浜中	礼文浜中	I	6-62-958	I-6-35-958																																																																																																																																																																												
13		礼文浜中 1	I	6-63-959	I-6-36-959																																																																																																																																																																												
14	船泊字大備	礼文大備	I	6-64-960	I-6-37-960																																																																																																																																																																												
15	船泊字弁財泊	礼文弁財泊	I	6-65-961	I-6-38-961																																																																																																																																																																												
16	船泊字幌泊	礼文幌泊 3	I	6-66-963	I-6-40-963																																																																																																																																																																												
17	船泊字高山	礼文高山 1	I	6-67-964	I-6-41-964																																																																																																																																																																												
18		礼文高山 2	I	6-68-965	I-6-42-695																																																																																																																																																																												
19	船泊字上泊	礼文上泊 1-2	I	6-69-966	I-6-43-996																																																																																																																																																																												
20		礼文上泊 1-1	I	6-70-967	I-6-44-967																																																																																																																																																																												
21	船泊字赤岩	礼文赤岩	I	6-71-968	I-6-45-968																																																																																																																																																																												
22	香深字内路	礼文内路	I	6-72-969	I-6-46-969																																																																																																																																																																												
23		礼文内路 3-2	I	6-73-970	I-6-47-970																																																																																																																																																																												
24		礼文内路 3-1	I	6-74-971	I-6-48-971																																																																																																																																																																												
25	香深字起登臼	礼文起登臼 1	I	6-75-972	I-6-49-972																																																																																																																																																																												
26		礼文起登臼 2	I	6-76-973	I-6-50-973																																																																																																																																																																												
27	香深字香深井	礼文香深井 1	I	6-77-974	I-6-51-974																																																																																																																																																																												
28	香深字手然	礼文手然 1	I	6-78-976	I-6-53-976																																																																																																																																																																												
29		礼文手然 2	I	6-79-977	I-6-54-977																																																																																																																																																																												
30	香深字津軽町	礼文津軽町	I	6-80-978	I-6-55-978																																																																																																																																																																												

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）					修正理由	
		31	香深字会所前	礼文会所前	I	6-81-979	I-6-56-979	
		32	香深字入船	礼文入船	I	6-82-980	I-6-57-980	
		33	香深字尺忍	礼文尺忍	I	6-83-981	I-6-58-981	
		34		礼文尺忍 1-2	I	6-84-982	I-6-59-982	
		35		礼文尺忍 1-1	I	6-85-983	I-6-60-983	
		36		礼文尺忍 2	I	6-86-984	I-6-61-984	
		37	香深字差閉	礼文差閉	I	6-87-985	I-6-62-985	
		38	香深字奮部	礼文奮部 2	I	6-88-986	I-6-63-986	
		39	香深字知床	礼文知床 1	I	6-89-988	I-6-65-988	
		40		礼文知床 2	I	6-90-989	I-6-66-989	
		41	香深字元地	礼文元地 4	I	6-120-2474	礼文 I-1	
		42		礼文元地 5	I	6-121-2475	礼文 I-2	
		43	船泊字宇遠内	礼文字遠内 1	I	6-122-2476	礼文 I-3	
		44		礼文字遠内 2	I	6-123-2477	礼文 I-4	
		45		礼文字遠内 3	I	6-124-2478	礼文 I-5	
		46		礼文字遠内 4	I	6-125-2479	礼文 I-6	
		47	船泊字西上泊	礼文西上泊 3	I	6-126-2480	礼文 I-7	
		48	船泊字鉄府	礼文鉄府 3	I	6-127-2481	礼文 I-8	
		49	船泊字須古頓	礼文須古頓	I	6-128-2482	礼文 I-9	
		50	船泊字江戸屋	礼文江戸屋 3	I	6-129-2483	礼文 I-10	
		51	船泊字浜中	礼文浜中 2	I	6-130-2484	礼文 I-11	
		52		礼文浜中 3	I	6-131-2485	礼文 I-12	
		53	船泊字大備	礼文大備 1	I	6-132-2486	礼文 I-13	
		54		礼文大備 2	I	6-133-2487	礼文 I-14	
		55	船泊字上泊	礼文上泊 2	I	6-134-2488	礼文 I-15	
		56		礼文上泊 3	I	6-135-2489	礼文 I-16	
		57	船泊字赤岩	礼文赤岩 2	I	6-126-2490	礼文 I-17	
		58		礼文赤岩 3	I	6-126-2491	礼文 I-18	
		59		礼文赤岩 4	I	6-126-2492	礼文 I-19	
		60	香深字香深井	礼文香深井 3	I	6-126-2493	礼文 I-20	
		61		礼文香深井 4	I	6-126-2494	礼文 I-21	
		62	香深字手然	礼文手然 3	I	6-126-2495	礼文 I-22	
		63	香深字津軽町	礼文津軽町 2	I	6-126-2495	礼文 I-23	
		64	香深字入船	礼文入船 2	I	6-126-2496	礼文 I-24	
		65	香深字尺忍	礼文尺忍 3	I	6-126-2497	礼文 I-25	
		66		礼文尺忍 4	I	6-126-2498	礼文 I-26	

6 6箇所（H12 稚内土木現業所 雪崩危険箇所等点検調査より）

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由
		<p><u>【雪崩危険箇所】</u></p> 	
47	○ 資料3— <u>2</u> 山地災害危険地区及び雪崩危険箇所	○ 資料3— <u>3</u> 山地災害危険地区及び雪崩危険箇所	項目の追加による変更
56	○ 資料3— <u>3</u> 高波・高潮・津波等危険区域	○ 資料3— <u>4</u> 高波・高潮・津波等危険区域	項目の追加による変更

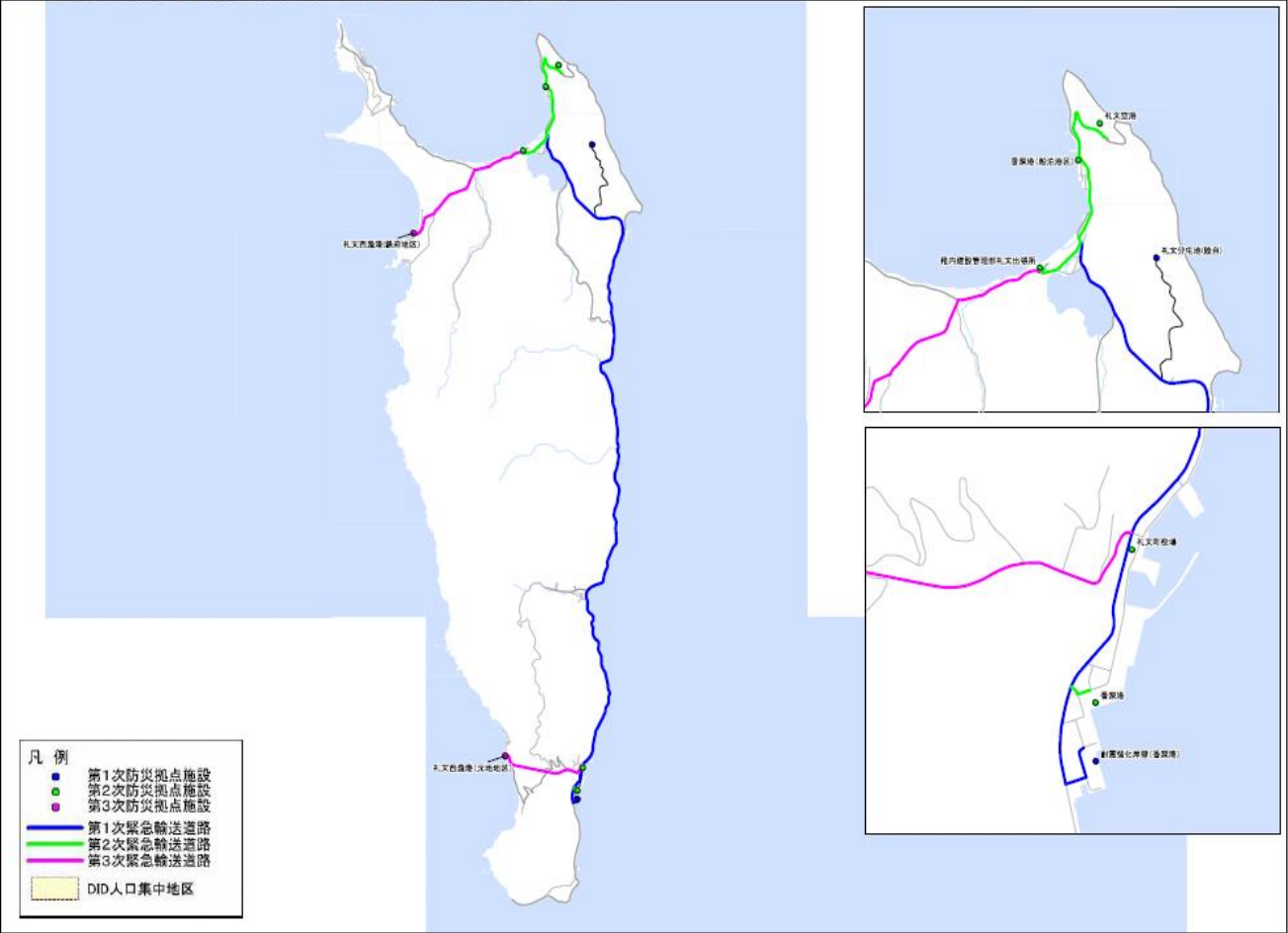
礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
58	○ 資料3—4 危険物取扱施設	○ 資料3—5 危険物取扱施設	時点修正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業所名</th> <th>製造所等区分</th> <th>貯蔵・取扱の別</th> <th>区分</th> <th>品名</th> <th>数量(ℓ)</th> <th>移動タ容量別(kℓ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">礼文町（香深漁組管理）</td> <td>屋外タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td>固定</td> <td>重油</td> <td>200,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般取扱所</td> <td>取扱所</td> <td>充填</td> <td>重油</td> <td>160,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>礼文町（船泊漁組管理）No.1</td> <td>屋外タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td>固定</td> <td>重油</td> <td>195,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>礼文町（船泊漁組管理）No.2</td> <td>屋外タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td>固定</td> <td>重油</td> <td>195,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>礼文町灯油備蓄タンクNo.1</td> <td>屋外タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td>固定</td> <td>灯油</td> <td>490,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>礼文町灯油備蓄タンクNo.2</td> <td>屋外タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td>固定</td> <td>灯油</td> <td>490,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>礼文町灯油備蓄タンク</td> <td>一般取扱所</td> <td>取扱所</td> <td>充填</td> <td>灯油</td> <td>75,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>礼文町役場</td> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td></td> <td>重油</td> <td>8,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>礼文町汚泥再生処理センター</td> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td></td> <td>重油</td> <td>5,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>礼文町町民活動総合センター（ピスカ21）</td> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td></td> <td>重油</td> <td>10,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>礼文町国民健康保険船泊診療所</td> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td></td> <td>重油</td> <td>15,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>礼文町総合体育館（潮騒ドーム）</td> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td></td> <td>重油</td> <td>7,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>礼文町総合交流促進施設（温泉）</td> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td></td> <td>重油</td> <td>5,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム「礼宝園」</td> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td></td> <td>重油</td> <td>10,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>礼文町立香深井小学校</td> <td>一般取扱所</td> <td>取扱所</td> <td>配管</td> <td>灯油</td> <td>5,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>稚内建設管理部礼文出張所</td> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td></td> <td>灯油</td> <td>3,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">陸上自衛隊礼文分屯地</td> <td rowspan="3">屋内貯蔵所</td> <td rowspan="3">貯蔵所</td> <td rowspan="3"></td> <td>灯油</td> <td>150</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重油</td> <td>300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>162</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td></td> <td>重油</td> <td>50,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td></td> <td>重油</td> <td>8,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給油取扱所</td> <td>取扱所</td> <td>自家用</td> <td>軽油</td> <td>10,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">一般取扱所</td> <td rowspan="5">取扱所</td> <td rowspan="5">野積</td> <td>ガソリン</td> <td>2,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>15,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重油</td> <td>20,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JP-4(航空燃料)</td> <td>2,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td></td> <td>軽油/重油</td> <td>6,000/12,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td></td> <td>軽油</td> <td>3,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">北電(株)礼文発電所</td> <td>屋外タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td>固定</td> <td>重油</td> <td>150,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋外タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td>固定</td> <td>重油</td> <td>150,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般取扱所</td> <td>取扱所</td> <td>消費</td> <td>重油</td> <td>15,200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般取扱所</td> <td>取扱所</td> <td>消費</td> <td>重油</td> <td>6,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">香深漁業協同組合</td> <td rowspan="2">屋内貯蔵所</td> <td rowspan="2">貯蔵所</td> <td rowspan="2"></td> <td>ガソリン</td> <td>4,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td>4,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業所名	製造所等区分	貯蔵・取扱の別	区分	品名	数量(ℓ)	移動タ容量別(kℓ)	礼文町（香深漁組管理）	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	200,000		一般取扱所	取扱所	充填	重油	160,000		礼文町（船泊漁組管理）No.1	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	195,000		礼文町（船泊漁組管理）No.2	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	195,000		礼文町灯油備蓄タンクNo.1	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	灯油	490,000		礼文町灯油備蓄タンクNo.2	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	灯油	490,000		礼文町灯油備蓄タンク	一般取扱所	取扱所	充填	灯油	75,000		礼文町役場	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	8,000		礼文町汚泥再生処理センター	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	5,000		礼文町町民活動総合センター（ピスカ21）	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	10,000		礼文町国民健康保険船泊診療所	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	15,000		礼文町総合体育館（潮騒ドーム）	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	7,000		礼文町総合交流促進施設（温泉）	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	5,000		特別養護老人ホーム「礼宝園」	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	10,000		礼文町立香深井小学校	一般取扱所	取扱所	配管	灯油	5,000		稚内建設管理部礼文出張所	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		灯油	3,000		陸上自衛隊礼文分屯地	屋内貯蔵所	貯蔵所		灯油	150		重油	300		潤滑油	162		地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	50,000		地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	8,000		給油取扱所	取扱所	自家用	軽油	10,000		一般取扱所	取扱所	野積	ガソリン	2,000		灯油	1,000		軽油	15,000		重油	20,000		JP-4(航空燃料)	2,000		地下タンク貯蔵所	貯蔵所		軽油/重油	6,000/12,000		地下タンク貯蔵所	貯蔵所		軽油	3,000		北電(株)礼文発電所	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	150,000		屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	150,000		一般取扱所	取扱所	消費	重油	15,200		一般取扱所	取扱所	消費	重油	6,000		香深漁業協同組合	屋内貯蔵所	貯蔵所		ガソリン	4,000		灯油	4,000		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業所名</th> <th>製造所等区分</th> <th>貯蔵・取扱の別</th> <th>区分</th> <th>品名</th> <th>数量(ℓ)</th> <th>移動タ容量別(kℓ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">礼文町（香深漁組管理）</td> <td>屋外タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td>固定</td> <td>重油</td> <td>200,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般取扱所</td> <td>取扱所</td> <td>充填</td> <td>重油</td> <td>160,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>礼文町（船泊漁組管理）No.1</td> <td>屋外タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td>固定</td> <td>重油</td> <td>195,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>礼文町（船泊漁組管理）No.2</td> <td>屋外タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td>固定</td> <td>重油</td> <td>195,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>礼文町灯油備蓄タンクNo.1</td> <td>屋外タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td>固定</td> <td>灯油</td> <td>490,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>礼文町灯油備蓄タンクNo.2</td> <td>屋外タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td>固定</td> <td>灯油</td> <td>490,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>礼文町灯油備蓄タンク</td> <td>一般取扱所</td> <td>取扱所</td> <td>充填</td> <td>灯油</td> <td>75,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>礼文町役場</td> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td></td> <td>重油</td> <td>8,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>礼文町汚泥再生処理センター</td> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td></td> <td>重油</td> <td>5,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>礼文町町民活動総合センター（ピスカ21）</td> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td></td> <td>重油</td> <td>10,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>礼文町国民健康保険船泊診療所</td> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td></td> <td>重油</td> <td>15,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>礼文町総合体育館（潮騒ドーム）</td> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td></td> <td>重油</td> <td>7,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>礼文町総合交流促進施設（温泉）</td> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td></td> <td>重油</td> <td>5,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム「礼宝園」</td> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td></td> <td>重油</td> <td>10,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>礼文町立香深井小学校</td> <td>一般取扱所</td> <td>取扱所</td> <td>配管</td> <td>灯油</td> <td>5,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>稚内建設管理部礼文出張所</td> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td></td> <td>灯油</td> <td>3,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">陸上自衛隊礼文分屯地</td> <td rowspan="3">屋内貯蔵所</td> <td rowspan="3">貯蔵所</td> <td rowspan="3"></td> <td>灯油</td> <td>150</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重油</td> <td>300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>162</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td></td> <td>重油</td> <td>50,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td></td> <td>重油</td> <td>8,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給油取扱所</td> <td>取扱所</td> <td>自家用</td> <td>軽油</td> <td>10,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">一般取扱所</td> <td rowspan="5">取扱所</td> <td rowspan="5">野積</td> <td>ガソリン</td> <td>2,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>15,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重油</td> <td>20,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JP-4(航空燃料)</td> <td>2,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td></td> <td>軽油/重油</td> <td>6,000/12,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td></td> <td>軽油</td> <td>3,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">北電(株)礼文発電所</td> <td>屋外タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td>固定</td> <td>重油</td> <td>150,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋外タンク貯蔵所</td> <td>貯蔵所</td> <td>固定</td> <td>重油</td> <td>150,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般取扱所</td> <td>取扱所</td> <td>消費</td> <td>重油</td> <td>15,200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般取扱所</td> <td>取扱所</td> <td>消費</td> <td>重油</td> <td>6,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">香深漁業協同組合</td> <td rowspan="2">屋内貯蔵所</td> <td rowspan="2">貯蔵所</td> <td rowspan="2"></td> <td>ガソリン</td> <td>4,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td>4,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業所名	製造所等区分	貯蔵・取扱の別	区分	品名	数量(ℓ)	移動タ容量別(kℓ)	礼文町（香深漁組管理）	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	200,000		一般取扱所	取扱所	充填	重油	160,000		礼文町（船泊漁組管理）No.1	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	195,000		礼文町（船泊漁組管理）No.2	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	195,000		礼文町灯油備蓄タンクNo.1	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	灯油	490,000		礼文町灯油備蓄タンクNo.2	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	灯油	490,000		礼文町灯油備蓄タンク	一般取扱所	取扱所	充填	灯油	75,000		礼文町役場	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	8,000		礼文町汚泥再生処理センター	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	5,000		礼文町町民活動総合センター（ピスカ21）	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	10,000		礼文町国民健康保険船泊診療所	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	15,000		礼文町総合体育館（潮騒ドーム）	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	7,000		礼文町総合交流促進施設（温泉）	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	5,000		特別養護老人ホーム「礼宝園」	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	10,000		礼文町立香深井小学校	一般取扱所	取扱所	配管	灯油	5,000		稚内建設管理部礼文出張所	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		灯油	3,000		陸上自衛隊礼文分屯地	屋内貯蔵所	貯蔵所		灯油	150		重油	300		潤滑油	162		地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	50,000		地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	8,000		給油取扱所	取扱所	自家用	軽油	10,000		一般取扱所	取扱所	野積	ガソリン	2,000		灯油	1,000		軽油	15,000		重油	20,000		JP-4(航空燃料)	2,000		地下タンク貯蔵所	貯蔵所		軽油/重油	6,000/12,000		地下タンク貯蔵所	貯蔵所		軽油	3,000		北電(株)礼文発電所	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	150,000		屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	150,000		一般取扱所	取扱所	消費	重油	15,200		一般取扱所	取扱所	消費	重油	6,000		香深漁業協同組合	屋内貯蔵所	貯蔵所		ガソリン	4,000		灯油	4,000	
事業所名	製造所等区分	貯蔵・取扱の別	区分	品名	数量(ℓ)	移動タ容量別(kℓ)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
礼文町（香深漁組管理）	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	200,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	一般取扱所	取扱所	充填	重油	160,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
礼文町（船泊漁組管理）No.1	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	195,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
礼文町（船泊漁組管理）No.2	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	195,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
礼文町灯油備蓄タンクNo.1	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	灯油	490,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
礼文町灯油備蓄タンクNo.2	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	灯油	490,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
礼文町灯油備蓄タンク	一般取扱所	取扱所	充填	灯油	75,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
礼文町役場	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	8,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
礼文町汚泥再生処理センター	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	5,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
礼文町町民活動総合センター（ピスカ21）	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	10,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
礼文町国民健康保険船泊診療所	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	15,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
礼文町総合体育館（潮騒ドーム）	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	7,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
礼文町総合交流促進施設（温泉）	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	5,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
特別養護老人ホーム「礼宝園」	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	10,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
礼文町立香深井小学校	一般取扱所	取扱所	配管	灯油	5,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
稚内建設管理部礼文出張所	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		灯油	3,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
陸上自衛隊礼文分屯地	屋内貯蔵所	貯蔵所		灯油	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				重油	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				潤滑油	162																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	50,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	8,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	給油取扱所	取扱所	自家用	軽油	10,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	一般取扱所	取扱所	野積	ガソリン	2,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				灯油	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				軽油	15,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				重油	20,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
JP-4(航空燃料)				2,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
地下タンク貯蔵所	貯蔵所		軽油/重油	6,000/12,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
地下タンク貯蔵所	貯蔵所		軽油	3,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
北電(株)礼文発電所	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	150,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	150,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	一般取扱所	取扱所	消費	重油	15,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	一般取扱所	取扱所	消費	重油	6,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
香深漁業協同組合	屋内貯蔵所	貯蔵所		ガソリン	4,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				灯油	4,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
事業所名	製造所等区分	貯蔵・取扱の別	区分	品名	数量(ℓ)	移動タ容量別(kℓ)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
礼文町（香深漁組管理）	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	200,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	一般取扱所	取扱所	充填	重油	160,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
礼文町（船泊漁組管理）No.1	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	195,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
礼文町（船泊漁組管理）No.2	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	195,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
礼文町灯油備蓄タンクNo.1	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	灯油	490,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
礼文町灯油備蓄タンクNo.2	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	灯油	490,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
礼文町灯油備蓄タンク	一般取扱所	取扱所	充填	灯油	75,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
礼文町役場	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	8,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
礼文町汚泥再生処理センター	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	5,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
礼文町町民活動総合センター（ピスカ21）	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	10,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
礼文町国民健康保険船泊診療所	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	15,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
礼文町総合体育館（潮騒ドーム）	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	7,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
礼文町総合交流促進施設（温泉）	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	5,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
特別養護老人ホーム「礼宝園」	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	10,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
礼文町立香深井小学校	一般取扱所	取扱所	配管	灯油	5,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
稚内建設管理部礼文出張所	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		灯油	3,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
陸上自衛隊礼文分屯地	屋内貯蔵所	貯蔵所		灯油	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				重油	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				潤滑油	162																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	50,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	8,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	給油取扱所	取扱所	自家用	軽油	10,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	一般取扱所	取扱所	野積	ガソリン	2,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				灯油	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				軽油	15,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				重油	20,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
JP-4(航空燃料)				2,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
地下タンク貯蔵所	貯蔵所		軽油/重油	6,000/12,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
地下タンク貯蔵所	貯蔵所		軽油	3,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
北電(株)礼文発電所	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	150,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	150,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	一般取扱所	取扱所	消費	重油	15,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	一般取扱所	取扱所	消費	重油	6,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
香深漁業協同組合	屋内貯蔵所	貯蔵所		ガソリン	4,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				灯油	4,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）						修 正（令和6年4月）						修正理由	
				軽油	2,000					軽油	2,000			
		屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	120,000			屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	120,000	
		移動タンク貯蔵所	貯蔵所		灯・軽油	3,200	3,200		移動タンク貯蔵所	貯蔵所		灯・軽油	3,200	3,200
		移動タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	4,000	4,000		移動タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	4,000	4,000
		移動タンク貯蔵所	貯蔵所		ガソリン	16,000	16,000		移動タンク貯蔵所	貯蔵所		ガ、 軽、灯、重	16,000	16,000
		給油取扱所	取扱所	屋外	ガソリン	10,000		給油取扱所	取扱所	屋外	ガソリン	10,000		
	軽油				10,000		軽油				10,000			
	灯油				10,000		灯油				10,000			
	船泊漁業協同組合	一般取扱所	取扱所	消費	重油	150,000		船泊漁業協同組合	一般取扱所	取扱所	消費	重油	150,000	
		屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	灯油	30,000			屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	灯油	30,000	
		屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	軽油	30,000			屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	軽油	30,000	
		移動タンク貯蔵所	貯蔵所		灯油	4,000	4,000		移動タンク貯蔵所	貯蔵所		灯油	4,400	4,000
		給油取扱所	取扱所	屋外	ガソリン	30,000		給油取扱所	取扱所	屋外	ガソリン	30,000		
	軽油				10,000		軽油				10,000			
	灯油				10,000		灯油				10,000			
		移動タンク貯蔵所	貯蔵所		ガソリン	16,000			移動タンク貯蔵所	貯蔵所		ガ、 軽、灯	16,000	
		移動タンク貯蔵所	貯蔵所		灯油	3,600			移動タンク貯蔵所	貯蔵所		灯、 軽、重	3,600	
	船泊漁業協同組合	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		ガ・灯・軽・重	4,100		船泊漁業協同組合	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		ガ・灯・軽・重	4,100	
		移動タンク貯蔵所	貯蔵所		ガ・灯・軽・重	14,000	14,000		移動タンク貯蔵所	貯蔵所		ガ・灯・軽・重	14,000	14,000
	礼文石油(株)	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		灯油	3,500		礼文石油(株)	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		灯油	3,500	
		移動タンク貯蔵所	貯蔵所		ガ・灯・軽	16,000			移動タンク貯蔵所	貯蔵所		ガ・灯・軽	16,000	
		移動タンク貯蔵所	貯蔵所		灯・軽	3,800			移動タンク貯蔵所	貯蔵所		灯・軽	3,800	
		給油取扱所	取扱所	屋外	ガソリン	10,600			給油取扱所	取扱所	屋外	ガソリン	10,600	
	軽/灯				10,600		軽/灯	10,600						
	北都道路(株)礼文事業所	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	10,000		北都道路(株)礼文事業所	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	10,000	
		一般取扱所	取扱所	配管	重油	3,832			一般取扱所	取扱所	配管	重油	3,832	
	藤コンクリート(株)礼文工場	給油取扱所	取扱所	自家用	軽油	20,000		藤コンクリート(株)礼文工場	給油取扱所	取扱所	自家用	軽油	20,000	
	ホテル礼文	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		灯油	5,000		ホテル礼文	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		灯油	5,000	
	ホテル花れぶん	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		灯油	5,000		ホテル花れぶん	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		灯油	5,000	
	三井観光ホテル	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		灯油	10,000		三井観光ホテル	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		灯油	10,000	
	礼文町ごみ処理施設	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	5,000		礼文町ごみ処理施設	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	5,000	
								三菱電機株式会社 電力システム製作所	一般取扱所	取扱所	消費	重油	7,050	
								三菱電機株式会社 電力システム製作所	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	50,000	

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																																																
	<p>4 通信・輸送</p> <p>○ 資料4-3 緊急輸送道路</p> <table border="1" data-bbox="184 268 1371 758"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>路線名</th> <th>区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1次</td> <td>道道礼文島線</td> <td>道道元地香深線交点～道道船泊港利礼公園線交点</td> </tr> <tr> <td>防衛庁専用道路</td> <td>道道礼文島線交点～礼文分屯地</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2次</td> <td>道道礼文島線</td> <td>道道礼文島線～礼文町役場・香深港</td> </tr> <tr> <td>道道船泊港公園線</td> <td>道道船泊港利礼公園線（稚内建設管理部礼文出張所入口）～町道浜中・西上泊線入口</td> </tr> <tr> <td>町道礼文空港線</td> <td>道道船泊港利礼公園線～礼文空港</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3次</td> <td>町道大備公園線</td> <td>道道船泊港利礼公園線～稚内建設管理部礼文出張所</td> </tr> <tr> <td>道道船泊港利礼公園線</td> <td>道道船泊港公園線（稚内建設管理部礼文出張所入口）～町道浜中・西上泊線</td> </tr> <tr> <td>道道元地香深線</td> <td>道道礼文島線～元地漁港</td> </tr> <tr> <td>町道テフネフ1号線</td> <td>町道浜中・西上泊線～鉄府漁港</td> </tr> <tr> <td></td> <td>町道浜中・西上泊線</td> <td>道道船泊港利礼公園線～町道テフネフ1号線</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画書」(平成23年3月(令和2年改訂) 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会) から作成</p> <p><u>(新規)</u></p>	区分	路線名	区間	第1次	道道礼文島線	道道元地香深線交点～道道船泊港利礼公園線交点	防衛庁専用道路	道道礼文島線交点～礼文分屯地	第2次	道道礼文島線	道道礼文島線～礼文町役場・香深港	道道船泊港公園線	道道船泊港利礼公園線（稚内建設管理部礼文出張所入口）～町道浜中・西上泊線入口	町道礼文空港線	道道船泊港利礼公園線～礼文空港	第3次	町道大備公園線	道道船泊港利礼公園線～稚内建設管理部礼文出張所	道道船泊港利礼公園線	道道船泊港公園線（稚内建設管理部礼文出張所入口）～町道浜中・西上泊線	道道元地香深線	道道礼文島線～元地漁港	町道テフネフ1号線	町道浜中・西上泊線～鉄府漁港		町道浜中・西上泊線	道道船泊港利礼公園線～町道テフネフ1号線	<p>4 通信・輸送</p> <p>○ 資料4-3 緊急輸送道路</p> <table border="1" data-bbox="1439 268 2626 758"> <thead> <tr> <th>機能区分</th> <th>道路情報</th> <th>路線名</th> <th>路線延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1次</td> <td>道道一部</td> <td>礼文島線</td> <td>18.09</td> </tr> <tr> <td>港湾道一部</td> <td>道路(南)</td> <td>0.22</td> </tr> <tr> <td>港湾道一部</td> <td>新港臨港道路</td> <td>0.11</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2次</td> <td>道道一部</td> <td>船泊港利礼公園線</td> <td>2.21</td> </tr> <tr> <td>道道全部</td> <td>礼文空港線</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>町道一部</td> <td>大備公園線</td> <td>0.07</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3次</td> <td>道道一部</td> <td>船泊港利礼公園線</td> <td>0.99</td> </tr> <tr> <td>道道全部</td> <td>元地香深線</td> <td>2.24</td> </tr> <tr> <td>町道一部</td> <td>テフネフ1号線</td> <td>0.77</td> </tr> <tr> <td>町道一部</td> <td>浜中西上泊線</td> <td>1.55</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画書」(平成23年3月(令和2年改訂) 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会) から作成</p> <p>令和2年度 緊急輸送道路ネットワーク計画図(5172:礼文町)</p> 	機能区分	道路情報	路線名	路線延長	第1次	道道一部	礼文島線	18.09	港湾道一部	道路(南)	0.22	港湾道一部	新港臨港道路	0.11	第2次	道道一部	船泊港利礼公園線	2.21	道道全部	礼文空港線	1.10	町道一部	大備公園線	0.07	第3次	道道一部	船泊港利礼公園線	0.99	道道全部	元地香深線	2.24	町道一部	テフネフ1号線	0.77	町道一部	浜中西上泊線	1.55	<p>道計画に整合</p>
区分	路線名	区間																																																																	
第1次	道道礼文島線	道道元地香深線交点～道道船泊港利礼公園線交点																																																																	
	防衛庁専用道路	道道礼文島線交点～礼文分屯地																																																																	
第2次	道道礼文島線	道道礼文島線～礼文町役場・香深港																																																																	
	道道船泊港公園線	道道船泊港利礼公園線（稚内建設管理部礼文出張所入口）～町道浜中・西上泊線入口																																																																	
	町道礼文空港線	道道船泊港利礼公園線～礼文空港																																																																	
第3次	町道大備公園線	道道船泊港利礼公園線～稚内建設管理部礼文出張所																																																																	
	道道船泊港利礼公園線	道道船泊港公園線（稚内建設管理部礼文出張所入口）～町道浜中・西上泊線																																																																	
	道道元地香深線	道道礼文島線～元地漁港																																																																	
	町道テフネフ1号線	町道浜中・西上泊線～鉄府漁港																																																																	
	町道浜中・西上泊線	道道船泊港利礼公園線～町道テフネフ1号線																																																																	
機能区分	道路情報	路線名	路線延長																																																																
第1次	道道一部	礼文島線	18.09																																																																
	港湾道一部	道路(南)	0.22																																																																
	港湾道一部	新港臨港道路	0.11																																																																
第2次	道道一部	船泊港利礼公園線	2.21																																																																
	道道全部	礼文空港線	1.10																																																																
	町道一部	大備公園線	0.07																																																																
第3次	道道一部	船泊港利礼公園線	0.99																																																																
	道道全部	元地香深線	2.24																																																																
	町道一部	テフネフ1号線	0.77																																																																
	町道一部	浜中西上泊線	1.55																																																																

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由
73	<p>○ 資料4-6 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領 （緊急運航の要請）</p> <p>第5条 市町村等の長は、緊急運航（感染症患者の搬送及び広域航空消防防災応援活動を除く。）の要請（前条第5号に規定するものを除く。）を行うときは、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により行うとともに、速やかに様式第1号をファクシミリにより提出するものとする。ただし、転院搬送に係る要請手続きについては、別に定める「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」によるものとする。</p>	<p>○ 資料4-6 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領 （緊急運航の要請）</p> <p>第5条 市町村等の長は、緊急運航（感染症患者の搬送及び広域航空消防防災応援活動を除く。）の要請（前条第5号に規定するものを除く。）を行うときは、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により行うとともに、速やかに<u>北海道防災ヘリコプター緊急運航伝達票（様式第1号）</u>をファクシミリ<u>または電子メール</u>により提出するものとする。ただし、転院搬送<u>及び医師等の搬送</u>に係る要請手続きについては、別に定める「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」によるものとする。</p>	道計画に整合
74	<p>第8条 緊急運航（転院搬送を除く。）を要請した市町村長等は、災害が収束したときは、災害等状況報告書（様式第2号）により、総括管理者に報告するものとする。</p>	<p>第8条 緊急運航（転院搬送<u>及び医師等の搬送</u>を除く。）を要請した市町村長等は、災害が収束したときは、<u>北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る</u>災害等状況報告書（様式第2号）により、総括管理者に報告するものとする。</p>	道計画に整合
74	<p>附 則</p> <p>この要領は、平成8年7月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成19年6月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この要綱は、平成8年7月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成19年6月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p><u>この要綱は、令和5年11月1日から施行する。</u></p>	道計画に整合

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
75	<p>様式第1号（第5条関係）</p> <p style="text-align: right;">（第 報）</p> <p style="text-align: center;">北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;">要請日時：平成 年 月 日 時 分</div> <p>次のとおりヘリコプターの出動を要請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">災害の状況・派遣理由</td> <td>要 請 機 関</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td>担 当 者 職 氏 名</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td>連 絡 先</td> <td>TEL</td> <td colspan="4"></td> <td>FAX</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>覚 知</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>時</td> <td>分</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>災 害 発 生 日 時</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>時</td> <td>分</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>災 害 発 生 場 所</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>災 害 名</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>災 害 発 生 状 況</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>措 置 状 況</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>派遣を必要とする区域</u></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">希望する活動内容</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>気象の状況</u></td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">離 着 陸 場 状 況</td> <td>離着陸場名</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td colspan="9">(照明・Ⓜマーク、吹き渡し、離着陸場の状況（障害物等）ほか)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>必要とする資機材</u></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"><u>現地での資機材確保状況</u></td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"><u>特記事項</u></td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">傷 病 者 の 搬 送 先</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"><u>救急自動車等の手配状況</u></td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">他 機 関 の 応 援 状 況</td> <td colspan="2">他に応援要請している機関名</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"><u>現場付近で活動中の航空機の状況</u></td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>現地最高指揮者</u></td> <td colspan="2"><u>(機関名)</u></td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"><u>(職・氏名)</u></td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>無線連絡方法</u></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"><u>(周波数)</u></td> <td colspan="4">Hz</td> </tr> <tr> <td colspan="2">そ の 他 参 考 と な る 事 項</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">搭乗者</td> <td>所 属</td> <td>職</td> <td>氏 名</td> <td>年 齢</td> <td>所 属</td> <td>職</td> <td>氏 名</td> <td>年 齢</td> <td>備 考</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	災害の状況・派遣理由	要 請 機 関									担 当 者 職 氏 名									連 絡 先	TEL					FAX				覚 知	年	月	時	分						災 害 発 生 日 時	年	月	時	分						災 害 発 生 場 所										災 害 名										災 害 発 生 状 況										措 置 状 況										<u>派遣を必要とする区域</u>				希望する活動内容						<u>気象の状況</u>											離 着 陸 場 状 況	離着陸場名										特記事項	(照明・Ⓜマーク、吹き渡し、離着陸場の状況（障害物等）ほか)									<u>必要とする資機材</u>				<u>現地での資機材確保状況</u>										<u>特記事項</u>						傷 病 者 の 搬 送 先				<u>救急自動車等の手配状況</u>						他 機 関 の 応 援 状 況		他に応援要請している機関名											<u>現場付近で活動中の航空機の状況</u>									<u>現地最高指揮者</u>		<u>(機関名)</u>											<u>(職・氏名)</u>									<u>無線連絡方法</u>				<u>(周波数)</u>		Hz				そ の 他 参 考 と な る 事 項											搭乗者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢	備 考																												<p>様式第1号（第5条関係）</p> <p style="text-align: right;">（第 報）</p> <p style="text-align: center;">北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;">要請日時： 年 月 日 時 分</div> <p>次のとおりヘリコプターの出動を要請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">災害の状況・派遣理由</td> <td>要 請 機 関</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td>担 当 者 職 氏 名</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td>連 絡 先</td> <td>TEL</td> <td colspan="4"></td> <td>FAX</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>覚 知</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>時</td> <td>分</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>災 害 発 生 日 時</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>時</td> <td>分</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>災 害 発 生 場 所</td> <td colspan="9"><u>(住所)</u></td> </tr> <tr> <td>災 害 発 生 場 所</td> <td colspan="9"><u>(座標)</u></td> </tr> <tr> <td>災 害 発 生 状 況</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>措 置 状 況</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">希望する活動内容</td> <td colspan="9"><u>情報収集・救助・消火・救急・資機材搬送・その他()</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">離 着 陸 場 状 況</td> <td>離着陸場名</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td><u>警戒隊呼出名称</u></td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td colspan="9">(照明・Ⓜマーク、吹き渡し、離着陸場の状況（障害物・<u>積雪等</u>）ほか)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">傷病者の搬送先病院</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"><u>救急自動車の呼出名称</u></td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">他 機 関 の 応 援 状 況</td> <td colspan="2">他に応援要請している機関名</td> <td colspan="7"><u>北海道警察・海上保安庁・自衛隊・その他()</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"><u>航空機活動</u></td> <td colspan="7"><u>有</u> ・ <u>無</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">指 揮 本 部 の 連 絡 方 法</td> <td colspan="2"><u>(無線呼名称)</u></td> <td colspan="7"><u>(電話番号)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">そ の 他 参 考 と な る 事 項</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">搭乗者</td> <td>所 属</td> <td>職</td> <td>氏 名</td> <td>年 齢</td> <td>所 属</td> <td>職</td> <td>氏 名</td> <td>年 齢</td> <td>備 考</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	災害の状況・派遣理由	要 請 機 関									担 当 者 職 氏 名									連 絡 先	TEL					FAX				覚 知	年	月	時	分						災 害 発 生 日 時	年	月	時	分						災 害 発 生 場 所	<u>(住所)</u>									災 害 発 生 場 所	<u>(座標)</u>									災 害 発 生 状 況										措 置 状 況										希望する活動内容		<u>情報収集・救助・消火・救急・資機材搬送・その他()</u>									離 着 陸 場 状 況	離着陸場名										<u>警戒隊呼出名称</u>										特記事項	(照明・Ⓜマーク、吹き渡し、離着陸場の状況（障害物・ <u>積雪等</u> ）ほか)									傷病者の搬送先病院				<u>救急自動車の呼出名称</u>						他 機 関 の 応 援 状 況		他に応援要請している機関名		<u>北海道警察・海上保安庁・自衛隊・その他()</u>									<u>航空機活動</u>		<u>有</u> ・ <u>無</u>							指 揮 本 部 の 連 絡 方 法		<u>(無線呼名称)</u>		<u>(電話番号)</u>							そ の 他 参 考 と な る 事 項											搭乗者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢	備 考																												道計画に整合
災害の状況・派遣理由	要 請 機 関																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	担 当 者 職 氏 名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	連 絡 先		TEL					FAX																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	覚 知		年	月	時	分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	災 害 発 生 日 時	年	月	時	分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
災 害 発 生 場 所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
災 害 名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
災 害 発 生 状 況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
措 置 状 況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<u>派遣を必要とする区域</u>				希望する活動内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
<u>気象の状況</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
離 着 陸 場 状 況	離着陸場名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	特記事項	(照明・Ⓜマーク、吹き渡し、離着陸場の状況（障害物等）ほか)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
<u>必要とする資機材</u>				<u>現地での資機材確保状況</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
				<u>特記事項</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
傷 病 者 の 搬 送 先				<u>救急自動車等の手配状況</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
他 機 関 の 応 援 状 況		他に応援要請している機関名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		<u>現場付近で活動中の航空機の状況</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
<u>現地最高指揮者</u>		<u>(機関名)</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		<u>(職・氏名)</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
<u>無線連絡方法</u>				<u>(周波数)</u>		Hz																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
そ の 他 参 考 と な る 事 項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
搭乗者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
災害の状況・派遣理由	要 請 機 関																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	担 当 者 職 氏 名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	連 絡 先	TEL					FAX																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	覚 知	年	月	時	分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	災 害 発 生 日 時	年	月	時	分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
災 害 発 生 場 所	<u>(住所)</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
災 害 発 生 場 所	<u>(座標)</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
災 害 発 生 状 況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
措 置 状 況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
希望する活動内容		<u>情報収集・救助・消火・救急・資機材搬送・その他()</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
離 着 陸 場 状 況	離着陸場名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	<u>警戒隊呼出名称</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	特記事項	(照明・Ⓜマーク、吹き渡し、離着陸場の状況（障害物・ <u>積雪等</u> ）ほか)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
傷病者の搬送先病院				<u>救急自動車の呼出名称</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
他 機 関 の 応 援 状 況		他に応援要請している機関名		<u>北海道警察・海上保安庁・自衛隊・その他()</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		<u>航空機活動</u>		<u>有</u> ・ <u>無</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
指 揮 本 部 の 連 絡 方 法		<u>(無線呼名称)</u>		<u>(電話番号)</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
そ の 他 参 考 と な る 事 項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
搭乗者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																																																																																													
76	<p>様式第2号（第8条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書</p> <p>総括責任者 北海道総務部危機管理監 様</p> <p style="text-align: center;">礼文町長</p> <p>北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>災害発生日時</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 () 時 分</td> </tr> <tr> <td>災害発生場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>派遣区域</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>離着陸場</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>使用した資機材</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>傷病者の搬送先</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災ヘリコプターに係る活動内容等</td> <td><u>[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]</u></td> </tr> <tr> <td><u>[消防防災ヘリコプターによる活動内容]</u></td> </tr> <tr> <td>災害発生状況 措置状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他参考となる事項</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>搭乗者</th> <th>所 属</th> <th>職</th> <th>氏 名</th> <th>年齢</th> <th>所 属</th> <th>職</th> <th>氏 名</th> <th>年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	災害発生日時	年 月 日 () 時 分	災害発生場所		<u>派遣区域</u>		離着陸場		<u>使用した資機材</u>		傷病者の搬送先		消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	<u>[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]</u>	<u>[消防防災ヘリコプターによる活動内容]</u>	災害発生状況 措置状況		その他参考となる事項		搭乗者	所 属	職	氏 名	年齢	所 属	職	氏 名	年齢																												<p>様式第2号（第8条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書</p> <p>総括責任者 北海道総務部危機管理監 様</p> <p style="text-align: center;">礼文町長</p> <p>北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>災害発生日時</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>災害発生場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>離着陸場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>傷病者の搬送先</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害発生状況 ・措置状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防防災ヘリコプターに係る活動内容等 <u>(地元の活動状況)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他参考となる事項</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>搭乗者</th> <th>所 属</th> <th>職</th> <th>氏 名</th> <th>年齢</th> <th>所 属</th> <th>職</th> <th>氏 名</th> <th>年齢</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	災害発生日時	年 月 日 時 分	災害発生場所		離着陸場		傷病者の搬送先		災害発生状況 ・措置状況		消防防災ヘリコプターに係る活動内容等 <u>(地元の活動状況)</u>		その他参考となる事項		搭乗者	所 属	職	氏 名	年齢	所 属	職	氏 名	年齢	備考																															道計画に整合
災害発生日時	年 月 日 () 時 分																																																																																																															
災害発生場所																																																																																																																
<u>派遣区域</u>																																																																																																																
離着陸場																																																																																																																
<u>使用した資機材</u>																																																																																																																
傷病者の搬送先																																																																																																																
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	<u>[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]</u>																																																																																																															
	<u>[消防防災ヘリコプターによる活動内容]</u>																																																																																																															
災害発生状況 措置状況																																																																																																																
その他参考となる事項																																																																																																																
搭乗者	所 属	職	氏 名	年齢	所 属	職	氏 名	年齢																																																																																																								
災害発生日時	年 月 日 時 分																																																																																																															
災害発生場所																																																																																																																
離着陸場																																																																																																																
傷病者の搬送先																																																																																																																
災害発生状況 ・措置状況																																																																																																																
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等 <u>(地元の活動状況)</u>																																																																																																																
その他参考となる事項																																																																																																																
搭乗者	所 属	職	氏 名	年齢	所 属	職	氏 名	年齢	備考																																																																																																							

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																																													
	<p><u>(新規)</u></p>	<p>様式第2号（第8条関係）</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 記載要領 </div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> <u>第 年 月 日</u> </div> <p style="text-align: center;">北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書</p> <p>総括責任者 北海道総務部危機管理監 様</p> <p style="text-align: right;">礼文町長</p> <p>北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"><u>災害発生日時</u></td> <td>〇〇年〇月〇日 〇時〇分</td> </tr> <tr> <td><u>災害発生場所</u></td> <td>札幌市東区栄町 964 番地付近登山道上</td> </tr> <tr> <td><u>離着陸場</u></td> <td>〇〇グラウンド</td> </tr> <tr> <td><u>傷病者の搬送先</u></td> <td>〇〇病院</td> </tr> <tr> <td><u>災害発生状況・措置状況</u></td> <td> <p>4月1日7時00分に〇〇登山口から5名パーティーで入山。 7時40分頃5合目登山道上付近にて落石より1名負傷。</p> <p>要救助者 氏名：〇〇 〇〇 生年月日：〇〇年〇〇月〇日（〇歳） 住所：〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号</p> </td> </tr> <tr> <td><u>消防防災ヘリコプターに係る活動内容等（地元の活動状況）</u></td> <td> <p>入電後、山岳救助隊及び指揮隊が〇〇登山口へ集結。 10時00分に救助隊5名で入山開始。 10時30分登山道5合目付近で要救助者と接触し、観察の結果JCS-20、歩行不能、頭部出血 10時40分防災ヘリ上空到着。降下してきた隊員と接触し、観察結果引継。 11時00分防災ヘリに収容完了したため、救助隊は下山し引き揚げ。</p> </td> </tr> <tr> <td><u>その他参考となる事項</u></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>所 属</th> <th>職</th> <th>氏 名</th> <th>年 齢</th> <th>所 属</th> <th>職</th> <th>氏 名</th> <th>年 齢</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">搭 乗 者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">※消防職員が搭乗した場合に記載</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	<u>災害発生日時</u>	〇〇年〇月〇日 〇時〇分	<u>災害発生場所</u>	札幌市東区栄町 964 番地付近登山道上	<u>離着陸場</u>	〇〇グラウンド	<u>傷病者の搬送先</u>	〇〇病院	<u>災害発生状況・措置状況</u>	<p>4月1日7時00分に〇〇登山口から5名パーティーで入山。 7時40分頃5合目登山道上付近にて落石より1名負傷。</p> <p>要救助者 氏名：〇〇 〇〇 生年月日：〇〇年〇〇月〇日（〇歳） 住所：〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号</p>	<u>消防防災ヘリコプターに係る活動内容等（地元の活動状況）</u>	<p>入電後、山岳救助隊及び指揮隊が〇〇登山口へ集結。 10時00分に救助隊5名で入山開始。 10時30分登山道5合目付近で要救助者と接触し、観察の結果JCS-20、歩行不能、頭部出血 10時40分防災ヘリ上空到着。降下してきた隊員と接触し、観察結果引継。 11時00分防災ヘリに収容完了したため、救助隊は下山し引き揚げ。</p>	<u>その他参考となる事項</u>			所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢	備 考	搭 乗 者																											※消防職員が搭乗した場合に記載										<p>道計画に整合</p>
<u>災害発生日時</u>	〇〇年〇月〇日 〇時〇分																																																															
<u>災害発生場所</u>	札幌市東区栄町 964 番地付近登山道上																																																															
<u>離着陸場</u>	〇〇グラウンド																																																															
<u>傷病者の搬送先</u>	〇〇病院																																																															
<u>災害発生状況・措置状況</u>	<p>4月1日7時00分に〇〇登山口から5名パーティーで入山。 7時40分頃5合目登山道上付近にて落石より1名負傷。</p> <p>要救助者 氏名：〇〇 〇〇 生年月日：〇〇年〇〇月〇日（〇歳） 住所：〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号</p>																																																															
<u>消防防災ヘリコプターに係る活動内容等（地元の活動状況）</u>	<p>入電後、山岳救助隊及び指揮隊が〇〇登山口へ集結。 10時00分に救助隊5名で入山開始。 10時30分登山道5合目付近で要救助者と接触し、観察の結果JCS-20、歩行不能、頭部出血 10時40分防災ヘリ上空到着。降下してきた隊員と接触し、観察結果引継。 11時00分防災ヘリに収容完了したため、救助隊は下山し引き揚げ。</p>																																																															
<u>その他参考となる事項</u>																																																																
	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢	備 考																																																							
搭 乗 者																																																																
									※消防職員が搭乗した場合に記載																																																							

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由
77	<p>○ 資料4ー7 ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領（趣旨）</p> <p>第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。</p>	<p>○ 資料4ー7 ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領（趣旨）</p> <p>第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第18条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第5条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送及び医師搬送等（以下「<u>救急患者の緊急搬送等</u>」という。）についての必要な手続等を定めるものとする。</p>	道計画に整合
77	<p>（手続）</p> <p>第2条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。</p> <p>(1) 依頼病院等</p> <p>ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 市町村等</p> <p>ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。</p> <p>これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。</p>	<p>（手続）</p> <p>第2条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。</p> <p>(1) 依頼病院等</p> <p>ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリ<u>または電子メール</u>を使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 市町村等</p> <p>ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。</p> <p>これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリ<u>または電子メール</u>を使用して行うものとする。</p>	道計画に整合
78	<p>附 則</p> <p>この要領は、平成8年7月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成19年6月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成22年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この要綱は、平成8年7月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成19年6月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p><u>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>この要綱は、令和5年7月1日から施行する。</u></p> <p><u>この要綱は、令和5年11月1日から施行する。</u></p>	道計画に整合

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

Table with 4 columns: Page (頁), Current Version (現行 (令和5年6月)), Revised Version (修正 (令和6年4月)), and Reason for Revision (修正理由). The page number is 86.

5 避難・救援・応急処置等

第5-3 避難施設

1 指定緊急避難場所

Main table for the current version (令和5年6月) listing emergency evacuation sites. Columns include NO, 施設・場所名 (Facility/Location), 住所 (Address), 管理担当 (Management), 対象とする異常な現象の種類 (Types of hazards), and 指定収容人数 (Capacity). Rows 1-73 are listed.

5 避難・救援・応急措置等

第5-3 避難施設

1 指定緊急避難場所

Main table for the revised version (令和6年4月) listing emergency evacuation sites. Columns include NO, 施設・場所名 (Facility/Location), 住所 (Address), 管理担当 (Management), 対象とする異常な現象の種類 (Types of hazards), and 指定収容人数 (Capacity). Rows 1-75 are listed, with some changes from the previous version.

時点修正
誤植等

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																																																																				
88	<p>3 各地区の指定緊急避難場所と避難所</p> <p>(1) 洪水・土砂災害・高潮の場合</p> <table border="1" data-bbox="225 268 1347 772"> <thead> <tr> <th rowspan="2">避難対象地区</th> <th colspan="3">指定緊急避難場所〔所在地〕</th> <th rowspan="2">指定避難所〔所在地〕</th> </tr> <tr> <th>洪水</th> <th>土砂災害</th> <th>高 潮</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>手 然</td> <td colspan="3">総合体育館（潮騒ドーム）〔香深村字香深井〕</td> <td>総合体育館（潮騒ドーム）〔香深村字香深井〕</td> </tr> <tr> <td>香深 第1</td> <td colspan="3"><u>香深井小学校</u>〔香深村字香深井〕</td> <td><u>香深井小学校</u>〔香深村字香深井〕</td> </tr> <tr> <td>香深井 第2</td> <td colspan="3">総合体育館（潮騒ドーム）〔香深村字香深井〕</td> <td>総合体育館（潮騒ドーム）〔香深村字香深井〕</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	避難対象地区	指定緊急避難場所〔所在地〕			指定避難所〔所在地〕	洪水	土砂災害	高 潮	(略)					手 然	総合体育館（潮騒ドーム）〔香深村字香深井〕			総合体育館（潮騒ドーム）〔香深村字香深井〕	香深 第1	<u>香深井小学校</u> 〔香深村字香深井〕			<u>香深井小学校</u> 〔香深村字香深井〕	香深井 第2	総合体育館（潮騒ドーム）〔香深村字香深井〕			総合体育館（潮騒ドーム）〔香深村字香深井〕	(略)					<p>3 各地区の指定緊急避難場所と避難所</p> <p>(1) 洪水・土砂災害・高潮の場合</p> <table border="1" data-bbox="1484 268 2605 772"> <thead> <tr> <th rowspan="2">避難対象地区</th> <th colspan="3">指定緊急避難場所〔所在地〕</th> <th rowspan="2">指定避難所〔所在地〕</th> </tr> <tr> <th>洪水</th> <th>土砂災害</th> <th>高 潮</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>手 然</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>香深 第1</td> <td colspan="3"><u>総合体育館（潮騒ドーム）</u>〔香深村字香深井〕</td> <td><u>総合体育館（潮騒ドーム）</u>〔香深村字香深井〕 <u>【福祉避難所】</u></td> </tr> <tr> <td>香深井 第2</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	避難対象地区	指定緊急避難場所〔所在地〕			指定避難所〔所在地〕	洪水	土砂災害	高 潮	(略)					手 然					香深 第1	<u>総合体育館（潮騒ドーム）</u> 〔香深村字香深井〕			<u>総合体育館（潮騒ドーム）</u> 〔香深村字香深井〕 <u>【福祉避難所】</u>	香深井 第2					(略)					<p>指定緊急避難場所の変更</p> <p>総合体育館を福祉避難所に指定</p>																		
避難対象地区	指定緊急避難場所〔所在地〕			指定避難所〔所在地〕																																																																																			
	洪水	土砂災害	高 潮																																																																																				
(略)																																																																																							
手 然	総合体育館（潮騒ドーム）〔香深村字香深井〕			総合体育館（潮騒ドーム）〔香深村字香深井〕																																																																																			
香深 第1	<u>香深井小学校</u> 〔香深村字香深井〕			<u>香深井小学校</u> 〔香深村字香深井〕																																																																																			
香深井 第2	総合体育館（潮騒ドーム）〔香深村字香深井〕			総合体育館（潮騒ドーム）〔香深村字香深井〕																																																																																			
(略)																																																																																							
避難対象地区	指定緊急避難場所〔所在地〕			指定避難所〔所在地〕																																																																																			
	洪水	土砂災害	高 潮																																																																																				
(略)																																																																																							
手 然																																																																																							
香深 第1	<u>総合体育館（潮騒ドーム）</u> 〔香深村字香深井〕			<u>総合体育館（潮騒ドーム）</u> 〔香深村字香深井〕 <u>【福祉避難所】</u>																																																																																			
香深井 第2																																																																																							
(略)																																																																																							
93	<p>第5—5 津波災害警戒区域における警戒避難体制</p> <p>2 要配慮者利用施設等（津波防災地域づくりに関する法律第54条第4項に規定する施設）</p> <table border="1" data-bbox="181 905 1380 1333"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th colspan="6">施設</th> <th rowspan="2">情報伝達担当</th> <th rowspan="2">情報伝達手段</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>施設管理者</th> <th>所在地</th> <th>電話（FAX）</th> <th>避難先</th> <th>情報受取者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>礼文町立船泊小学校</td> <td>礼文町教育委員会</td> <td>船泊村字ウエンナイホ 393</td> <td>87-32759 (87-3223)</td> <td>船泊小中学校シェルター避難路 忠魂<u>補</u></td> <td>船泊小学校校長</td> <td>総務課</td> <td>電話・FAX・IP告知端末機</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	施設						情報伝達担当	情報伝達手段	名称	施設管理者	所在地	電話（FAX）	避難先	情報受取者	(略)									3	礼文町立船泊小学校	礼文町教育委員会	船泊村字ウエンナイホ 393	87-32759 (87-3223)	船泊小中学校シェルター避難路 忠魂 <u>補</u>	船泊小学校校長	総務課	電話・FAX・IP告知端末機	(略)									<p>第5—5 津波災害警戒区域における警戒避難体制</p> <p>2 要配慮者利用施設等（津波防災地域づくりに関する法律第54条第4項に規定する施設）</p> <table border="1" data-bbox="1439 905 2638 1333"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th colspan="6">施設</th> <th rowspan="2">情報伝達担当</th> <th rowspan="2">情報伝達手段</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>施設管理者</th> <th>所在地</th> <th>電話（FAX）</th> <th>避難先</th> <th>情報受取者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>礼文町立船泊小学校</td> <td>礼文町教育委員会</td> <td>船泊村字ウエンナイホ 393</td> <td>87-32759 (87-3223)</td> <td>船泊小中学校シェルター避難路 忠魂<u>碑</u></td> <td>船泊小学校校長</td> <td>総務課</td> <td>電話・FAX・IP告知端末機</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	施設						情報伝達担当	情報伝達手段	名称	施設管理者	所在地	電話（FAX）	避難先	情報受取者	(略)									3	礼文町立船泊小学校	礼文町教育委員会	船泊村字ウエンナイホ 393	87-32759 (87-3223)	船泊小中学校シェルター避難路 忠魂 <u>碑</u>	船泊小学校校長	総務課	電話・FAX・IP告知端末機	(略)									<p>誤植</p>
No.	施設						情報伝達担当	情報伝達手段																																																																															
	名称	施設管理者	所在地	電話（FAX）	避難先	情報受取者																																																																																	
(略)																																																																																							
3	礼文町立船泊小学校	礼文町教育委員会	船泊村字ウエンナイホ 393	87-32759 (87-3223)	船泊小中学校シェルター避難路 忠魂 <u>補</u>	船泊小学校校長	総務課	電話・FAX・IP告知端末機																																																																															
(略)																																																																																							
No.	施設						情報伝達担当	情報伝達手段																																																																															
	名称	施設管理者	所在地	電話（FAX）	避難先	情報受取者																																																																																	
(略)																																																																																							
3	礼文町立船泊小学校	礼文町教育委員会	船泊村字ウエンナイホ 393	87-32759 (87-3223)	船泊小中学校シェルター避難路 忠魂 <u>碑</u>	船泊小学校校長	総務課	電話・FAX・IP告知端末機																																																																															
(略)																																																																																							
94	<p>第5—6 関係医療機関</p> <p>3 災害拠点病院</p> <p><u>(3) (新規)</u></p>	<p>第5—6 関係医療機関</p> <p>3 災害拠点病院</p> <p><u>(3) DMAT指定医療機関</u></p> <table border="1" data-bbox="1457 1528 2623 1663"> <thead> <tr> <th>二次医療圏</th> <th>指定病院名</th> <th>所在地</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宗 谷</td> <td>市立稚内病院</td> <td>稚内市中央4丁目11番6号</td> <td>0162-23-2771</td> </tr> </tbody> </table>	二次医療圏	指定病院名	所在地	連絡先	宗 谷	市立稚内病院	稚内市中央4丁目11番6号	0162-23-2771	<p>道計画に整合</p>																																																																												
二次医療圏	指定病院名	所在地	連絡先																																																																																				
宗 谷	市立稚内病院	稚内市中央4丁目11番6号	0162-23-2771																																																																																				
95	<p>4 <u>緊急</u>告示医療機関（宗谷総合振興局管内）</p>	<p>4 <u>救急</u>告示医療機関（宗谷総合振興局管内）</p>	<p>道計画に整合</p>																																																																																				
95	<p>7 血液センター</p> <table border="1" data-bbox="192 1795 1380 1900"> <thead> <tr> <th>センター名</th> <th>所在地</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道赤十字血液センター旭川事業所</td> <td>旭川市<u>川端町7条10丁目1-50</u></td> <td>0166-52-2211</td> </tr> </tbody> </table>	センター名	所在地	連絡先	北海道赤十字血液センター旭川事業所	旭川市 <u>川端町7条10丁目1-50</u>	0166-52-2211	<p>7 血液センター</p> <table border="1" data-bbox="1457 1795 2644 1900"> <thead> <tr> <th>センター名</th> <th>所在地</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道赤十字血液センター旭川事業所</td> <td>旭川市<u>宮前1条1丁目2番18号</u></td> <td><u>0166-76-6451</u></td> </tr> </tbody> </table>	センター名	所在地	連絡先	北海道赤十字血液センター旭川事業所	旭川市 <u>宮前1条1丁目2番18号</u>	<u>0166-76-6451</u>	<p>移転に伴う住所等変更</p>																																																																								
センター名	所在地	連絡先																																																																																					
北海道赤十字血液センター旭川事業所	旭川市 <u>川端町7条10丁目1-50</u>	0166-52-2211																																																																																					
センター名	所在地	連絡先																																																																																					
北海道赤十字血液センター旭川事業所	旭川市 <u>宮前1条1丁目2番18号</u>	<u>0166-76-6451</u>																																																																																					

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																																																																																														
96	<p>第5-7 緊急物資等調達先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>物品名</th> <th>数量（t）</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>小田桐商店</td><td>米</td><td>0.03</td><td>礼文町大字香深村字元地</td><td>86-1027</td></tr> <tr><td>中島商店</td><td>米</td><td>0.1</td><td>礼文町大字香深村字入舟</td><td>86-1003</td></tr> <tr><td>中村百貨店</td><td>米</td><td>0.1</td><td>礼文町大字香深村字入舟</td><td>86-1015</td></tr> <tr><td>香深漁業協同組合</td><td>米</td><td>0.5</td><td>礼文町大字香深村字入舟</td><td>86-1547</td></tr> <tr><td>吉田商店</td><td>米</td><td>0.3</td><td>礼文町大字香深村字会所前</td><td>86-2063</td></tr> <tr><td>駒谷商店</td><td>米</td><td>0.15</td><td>礼文町大字香深村字会所前</td><td>86-2001</td></tr> <tr><td>辻本商店</td><td>米</td><td>0.1</td><td>礼文町大字香深村字会所前</td><td>86-1711</td></tr> <tr><td>セイコーマート</td><td>米</td><td>0.2</td><td>礼文町大字香深村字津軽町</td><td>89-6025</td></tr> <tr><td>(株)丸竹</td><td>米</td><td>0.5</td><td>礼文町大字船泊村字大備</td><td>87-2241</td></tr> <tr><td>船泊漁業協同組合</td><td>米</td><td>1.7</td><td>礼文町大字船泊村字大備</td><td>87-2148</td></tr> </tbody> </table>	名 称	物品名	数量（t）	所在地	電話番号	小田桐商店	米	0.03	礼文町大字香深村字元地	86-1027	中島商店	米	0.1	礼文町大字香深村字入舟	86-1003	中村百貨店	米	0.1	礼文町大字香深村字入舟	86-1015	香深漁業協同組合	米	0.5	礼文町大字香深村字入舟	86-1547	吉田商店	米	0.3	礼文町大字香深村字会所前	86-2063	駒谷商店	米	0.15	礼文町大字香深村字会所前	86-2001	辻本商店	米	0.1	礼文町大字香深村字会所前	86-1711	セイコーマート	米	0.2	礼文町大字香深村字津軽町	89-6025	(株)丸竹	米	0.5	礼文町大字船泊村字大備	87-2241	船泊漁業協同組合	米	1.7	礼文町大字船泊村字大備	87-2148	<p>第5-7 緊急物資等調達先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>物品名</th> <th>数量（t）</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>小田桐商店</td><td>米</td><td>0.03</td><td>礼文町大字香深村字元地</td><td>86-1027</td></tr> <tr><td>中島商店</td><td>米</td><td>0.1</td><td>礼文町大字香深村字入舟</td><td>86-1003</td></tr> <tr><td>中村百貨店</td><td>米</td><td>0.1</td><td>礼文町大字香深村字入舟</td><td>86-1015</td></tr> <tr><td>香深漁業協同組合</td><td>米</td><td>0.5</td><td>礼文町大字香深村字入舟</td><td>86-1547</td></tr> <tr><td>吉田商店</td><td>米</td><td>0.3</td><td>礼文町大字香深村字会所前</td><td>86-2063</td></tr> <tr><td>駒谷商店</td><td>米</td><td>0.15</td><td>礼文町大字香深村字会所前</td><td>86-2001</td></tr> <tr><td>辻本商店</td><td>米</td><td>0.1</td><td>礼文町大字香深村字会所前</td><td>86-1711</td></tr> <tr><td>セイコーマート</td><td>米</td><td>0.2</td><td>礼文町大字香深村字津軽町</td><td>89-6025</td></tr> <tr><td>(株)丸竹</td><td>米</td><td>0.5</td><td>礼文町大字船泊村字大備</td><td>87-2241</td></tr> <tr><td>船泊漁業協同組合</td><td>米</td><td>1.7</td><td>礼文町大字船泊村字大備</td><td>87-2148</td></tr> </tbody> </table>	名 称	物品名	数量（t）	所在地	電話番号	小田桐商店	米	0.03	礼文町大字香深村字元地	86-1027	中島商店	米	0.1	礼文町大字香深村字入舟	86-1003	中村百貨店	米	0.1	礼文町大字香深村字入舟	86-1015	香深漁業協同組合	米	0.5	礼文町大字香深村字入舟	86-1547	吉田商店	米	0.3	礼文町大字香深村字会所前	86-2063	駒谷商店	米	0.15	礼文町大字香深村字会所前	86-2001	辻本商店	米	0.1	礼文町大字香深村字会所前	86-1711	セイコーマート	米	0.2	礼文町大字香深村字津軽町	89-6025	(株)丸竹	米	0.5	礼文町大字船泊村字大備	87-2241	船泊漁業協同組合	米	1.7	礼文町大字船泊村字大備	87-2148	時点修正
名 称	物品名	数量（t）	所在地	電話番号																																																																																																													
小田桐商店	米	0.03	礼文町大字香深村字元地	86-1027																																																																																																													
中島商店	米	0.1	礼文町大字香深村字入舟	86-1003																																																																																																													
中村百貨店	米	0.1	礼文町大字香深村字入舟	86-1015																																																																																																													
香深漁業協同組合	米	0.5	礼文町大字香深村字入舟	86-1547																																																																																																													
吉田商店	米	0.3	礼文町大字香深村字会所前	86-2063																																																																																																													
駒谷商店	米	0.15	礼文町大字香深村字会所前	86-2001																																																																																																													
辻本商店	米	0.1	礼文町大字香深村字会所前	86-1711																																																																																																													
セイコーマート	米	0.2	礼文町大字香深村字津軽町	89-6025																																																																																																													
(株)丸竹	米	0.5	礼文町大字船泊村字大備	87-2241																																																																																																													
船泊漁業協同組合	米	1.7	礼文町大字船泊村字大備	87-2148																																																																																																													
名 称	物品名	数量（t）	所在地	電話番号																																																																																																													
小田桐商店	米	0.03	礼文町大字香深村字元地	86-1027																																																																																																													
中島商店	米	0.1	礼文町大字香深村字入舟	86-1003																																																																																																													
中村百貨店	米	0.1	礼文町大字香深村字入舟	86-1015																																																																																																													
香深漁業協同組合	米	0.5	礼文町大字香深村字入舟	86-1547																																																																																																													
吉田商店	米	0.3	礼文町大字香深村字会所前	86-2063																																																																																																													
駒谷商店	米	0.15	礼文町大字香深村字会所前	86-2001																																																																																																													
辻本商店	米	0.1	礼文町大字香深村字会所前	86-1711																																																																																																													
セイコーマート	米	0.2	礼文町大字香深村字津軽町	89-6025																																																																																																													
(株)丸竹	米	0.5	礼文町大字船泊村字大備	87-2241																																																																																																													
船泊漁業協同組合	米	1.7	礼文町大字船泊村字大備	87-2148																																																																																																													
98	<p>第5-14 指定文化財</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定文化財名称</th> <th>指 定 先</th> <th>種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北海道船泊遺跡出土品</td><td>国指定 <u>文化財</u></td><td>有形文化財</td></tr> <tr><td>礼文島桃岩附近一帯の<u>野生植物</u></td><td><u>道</u>指定 <u>文化財</u></td><td>天然記念物</td></tr> <tr><td>礼文島出<u>土</u>の歯牙製女性像及び動物像</td><td>道指定 <u>文化財</u></td><td>有形文化財</td></tr> <tr><td>レブンアツモリソウ群生地</td><td>道指定 <u>文化財</u></td><td>天然記念物</td></tr> <tr><td>上泊三遺跡出土遺物</td><td>町指定 <u>文化財</u></td><td>有形文化財</td></tr> <tr><td>四ヶ散米舞行列</td><td>町指定 <u>文化財</u></td><td>無形民俗文化財</td></tr> <tr><td>巖島神社絵馬</td><td>町指定 <u>文化財</u></td><td>有形文化財</td></tr> <tr><td>礼文神社関係資料</td><td>町指定 <u>文化財</u></td><td>有形文化財</td></tr> <tr><td>イリナカ柳谷家関係資料</td><td>町指定 <u>文化財</u></td><td>有形文化財</td></tr> </tbody> </table>	指定文化財名称	指 定 先	種 別	北海道船泊遺跡出土品	国指定 <u>文化財</u>	有形文化財	礼文島桃岩附近一帯の <u>野生植物</u>	<u>道</u> 指定 <u>文化財</u>	天然記念物	礼文島出 <u>土</u> の歯牙製女性像及び動物像	道指定 <u>文化財</u>	有形文化財	レブンアツモリソウ群生地	道指定 <u>文化財</u>	天然記念物	上泊三遺跡出土遺物	町指定 <u>文化財</u>	有形文化財	四ヶ散米舞行列	町指定 <u>文化財</u>	無形民俗文化財	巖島神社絵馬	町指定 <u>文化財</u>	有形文化財	礼文神社関係資料	町指定 <u>文化財</u>	有形文化財	イリナカ柳谷家関係資料	町指定 <u>文化財</u>	有形文化財	<p>第5-14 指定文化財</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>指定等</th> <th>区 分</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北海道船泊遺跡出土品</td><td>国指定</td><td>有形文化財</td><td><u>平成25年6月19日</u></td></tr> <tr><td>礼文島桃岩附近一帯の<u>高山植物群落</u></td><td><u>国</u>指定</td><td>天然記念物</td><td><u>令和4年3月15日</u></td></tr> <tr><td>礼文島出<u>土</u>の歯牙製女性像及び動物像</td><td>道指定</td><td>有形文化財</td><td><u>昭和47年2月17日</u></td></tr> <tr><td>レブンアツモリソウ群生地</td><td>道指定</td><td>天然記念物</td><td><u>平成6年6月3日</u></td></tr> <tr><td>上泊三遺跡出土遺物</td><td>町指定</td><td>有形文化財</td><td><u>平成27年3月2日</u></td></tr> <tr><td>四ヶ散米舞行列</td><td>町指定</td><td>無形民俗文化財</td><td><u>平成27年3月2日</u></td></tr> <tr><td>巖島神社絵馬</td><td>町指定</td><td>有形文化財</td><td><u>平成30年4月3日</u></td></tr> <tr><td>礼文神社関係資料</td><td>町指定</td><td>有形文化財</td><td><u>令和2年3月2日</u></td></tr> <tr><td>イリナカ柳谷家関係資料</td><td>町指定</td><td>有形文化財</td><td><u>令和3年3月1日</u></td></tr> <tr><td><u>紙本著色仏涅槃図</u></td><td><u>町</u>指定</td><td><u>有形文化財</u></td><td><u>令和5年6月1日</u></td></tr> </tbody> </table>	名 称	指定等	区 分	指定年月日	北海道船泊遺跡出土品	国指定	有形文化財	<u>平成25年6月19日</u>	礼文島桃岩附近一帯の <u>高山植物群落</u>	<u>国</u> 指定	天然記念物	<u>令和4年3月15日</u>	礼文島出 <u>土</u> の歯牙製女性像及び動物像	道指定	有形文化財	<u>昭和47年2月17日</u>	レブンアツモリソウ群生地	道指定	天然記念物	<u>平成6年6月3日</u>	上泊三遺跡出土遺物	町指定	有形文化財	<u>平成27年3月2日</u>	四ヶ散米舞行列	町指定	無形民俗文化財	<u>平成27年3月2日</u>	巖島神社絵馬	町指定	有形文化財	<u>平成30年4月3日</u>	礼文神社関係資料	町指定	有形文化財	<u>令和2年3月2日</u>	イリナカ柳谷家関係資料	町指定	有形文化財	<u>令和3年3月1日</u>	<u>紙本著色仏涅槃図</u>	<u>町</u> 指定	<u>有形文化財</u>	<u>令和5年6月1日</u>	時点修正 誤植 追加 (指定年月日)																																				
指定文化財名称	指 定 先	種 別																																																																																																															
北海道船泊遺跡出土品	国指定 <u>文化財</u>	有形文化財																																																																																																															
礼文島桃岩附近一帯の <u>野生植物</u>	<u>道</u> 指定 <u>文化財</u>	天然記念物																																																																																																															
礼文島出 <u>土</u> の歯牙製女性像及び動物像	道指定 <u>文化財</u>	有形文化財																																																																																																															
レブンアツモリソウ群生地	道指定 <u>文化財</u>	天然記念物																																																																																																															
上泊三遺跡出土遺物	町指定 <u>文化財</u>	有形文化財																																																																																																															
四ヶ散米舞行列	町指定 <u>文化財</u>	無形民俗文化財																																																																																																															
巖島神社絵馬	町指定 <u>文化財</u>	有形文化財																																																																																																															
礼文神社関係資料	町指定 <u>文化財</u>	有形文化財																																																																																																															
イリナカ柳谷家関係資料	町指定 <u>文化財</u>	有形文化財																																																																																																															
名 称	指定等	区 分	指定年月日																																																																																																														
北海道船泊遺跡出土品	国指定	有形文化財	<u>平成25年6月19日</u>																																																																																																														
礼文島桃岩附近一帯の <u>高山植物群落</u>	<u>国</u> 指定	天然記念物	<u>令和4年3月15日</u>																																																																																																														
礼文島出 <u>土</u> の歯牙製女性像及び動物像	道指定	有形文化財	<u>昭和47年2月17日</u>																																																																																																														
レブンアツモリソウ群生地	道指定	天然記念物	<u>平成6年6月3日</u>																																																																																																														
上泊三遺跡出土遺物	町指定	有形文化財	<u>平成27年3月2日</u>																																																																																																														
四ヶ散米舞行列	町指定	無形民俗文化財	<u>平成27年3月2日</u>																																																																																																														
巖島神社絵馬	町指定	有形文化財	<u>平成30年4月3日</u>																																																																																																														
礼文神社関係資料	町指定	有形文化財	<u>令和2年3月2日</u>																																																																																																														
イリナカ柳谷家関係資料	町指定	有形文化財	<u>令和3年3月1日</u>																																																																																																														
<u>紙本著色仏涅槃図</u>	<u>町</u> 指定	<u>有形文化財</u>	<u>令和5年6月1日</u>																																																																																																														

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																																																																																																																																																								
99	6 復旧・復興 ○ 資料6-1 災害弔慰金の支給等に関する条例 害弔慰金の支給等に関する条例	6 復旧・復興 ○ 資料6-1 災害弔慰金の支給等に関する条例 <u>災害弔慰金の支給等に関する条例</u>	誤植																																																																																																																																																																								
105	○ 資料6-4 事業別国庫負担等一覧表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用法令</th> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>対象及び内容</th> <th>単当事業費</th> <th>国庫補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空港法</td> <td>空港</td> <td>国 道 町</td> <td>基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、照明施設）、排水施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設（道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く。）</td> <td>1施設 120万円以上</td> <td><u>8/10</u> <u>国直轄事業のうち基本施設に要する費用の2/10は地方負担</u></td> </tr> <tr> <td>農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>農業用施設</td> <td>道 町 土地改良区等</td> <td>用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設</td> <td><u>〃</u></td> <td>6.5/10(通常) 9/10、10/10 (高率該当分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>林業用施設</td> <td>道 町 組合</td> <td>林地荒廃防止施設・林道</td> <td><u>〃</u></td> <td>5/10～6.5/10 (通常) 7.5/10～10/10 (高率後)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>漁業用施設</td> <td>道 組合</td> <td>沿岸漁場整備開発施設（消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、導流堤、水路又は着定基質） 漁港施設（水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設）</td> <td><u>〃</u></td> <td>6.5/10(通常) 10/10 (高率該当分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>共同利用施設</td> <td>組合</td> <td>倉庫、加工施設、共同作業場、その他</td> <td>一般災害：1カ所 40万円以上 激甚災害(告示地域に限定)：1カ所 13万円</td> <td>2/10(一般災害)、3/10、4/10、5/10、9/10</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公営住宅法</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>既設公営住宅復旧事業</td> <td>道 町</td> <td>(略)</td> <td></td> <td>1/2 (激甚災害の場合、標準収入と災害復旧に要する事業主体の負担額の比率により、事業ごとに嵩上げが行われる)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>既設公営住宅の補修</td> <td>戸あたり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が190万円</td> <td>戸あたり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が190万円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公立学校施設災害復旧費国庫負担法</td> <td>公立学校施設災害復旧事業</td> <td>道 町</td> <td>公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）</td> <td>施設整備 道 80万円以上 町 40万円以上 設備整備 道 60万円以上 町 30万円以上</td> <td>2/3 (離島 4/5)</td> </tr> </tbody> </table>	適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率	(略)						空港法	空港	国 道 町	基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、照明施設）、排水施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設（道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く。）	1施設 120万円以上	<u>8/10</u> <u>国直轄事業のうち基本施設に要する費用の2/10は地方負担</u>	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	(略)						農業用施設	道 町 土地改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設	<u>〃</u>	6.5/10(通常) 9/10、10/10 (高率該当分)		林業用施設	道 町 組合	林地荒廃防止施設・林道	<u>〃</u>	5/10～6.5/10 (通常) 7.5/10～10/10 (高率後)		漁業用施設	道 組合	沿岸漁場整備開発施設（消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、導流堤、水路又は着定基質） 漁港施設（水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設）	<u>〃</u>	6.5/10(通常) 10/10 (高率該当分)		共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	一般災害：1カ所 40万円以上 激甚災害(告示地域に限定)：1カ所 13万円	2/10(一般災害)、3/10、4/10、5/10、9/10	(略)						公営住宅法	(略)						既設公営住宅復旧事業	道 町	(略)		1/2 (激甚災害の場合、標準収入と災害復旧に要する事業主体の負担額の比率により、事業ごとに嵩上げが行われる)				既設公営住宅の補修	戸あたり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が190万円	戸あたり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が190万円	(略)						公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業	道 町	公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備 道 80万円以上 町 40万円以上 設備整備 道 60万円以上 町 30万円以上	2/3 (離島 4/5)	○ 資料6-4 事業別国庫負担等一覧表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用法令</th> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>対象及び内容</th> <th>単当事業費</th> <th>国庫補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空港法</td> <td>空港</td> <td>国 道 町</td> <td>基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、照明施設）、排水施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設（道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く。）</td> <td>1施設 120万円以上</td> <td><u>80/100</u></td> </tr> <tr> <td>農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>農業用施設</td> <td>道 町 土地改良区等</td> <td>用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設</td> <td><u>1カ所 40万円以上</u></td> <td>6.5/10(通常) 9/10、10/10 (高率該当分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>林業用施設</td> <td>道 町 組合</td> <td>林地荒廃防止施設・林道</td> <td><u>1カ所 40万円以上</u></td> <td>5/10～6.5/10 (通常) 7.5/10～10/10 (高率後)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>漁業用施設</td> <td>道 組合</td> <td>沿岸漁場整備開発施設（消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、導流堤、水路又は着定基質） 漁港施設（水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設）</td> <td><u>1カ所 40万円以上</u></td> <td>6.5/10(通常) <u>9/10、10/10</u> (高率該当分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>共同利用施設</td> <td>組合</td> <td>倉庫、加工施設、共同作業場、その他</td> <td>一般災害：1カ所 40万円以上 激甚災害(告示地域に限定)：1カ所 13万円<u>以上</u></td> <td>2/10(一般災害)、3/10、4/10、5/10、9/10 (<u>激甚災害</u>)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公営住宅法</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>既設公営住宅復旧事業</td> <td>道 町</td> <td>(略)</td> <td></td> <td>1/2 (激甚災害の場合、標準収入と災害復旧に要する事業主体の負担額の比率により、事業ごとに嵩上げが行われる)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>既設公営住宅の補修</td> <td>戸あたり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が190万円</td> <td>戸あたり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が190万円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公立学校施設災害復旧費国庫負担法</td> <td>公立学校施設災害復旧事業</td> <td>道 町</td> <td>公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）</td> <td>施設整備 道 80万円以上 町 40万円以上 設備整備 道 60万円以上 町 30万円以上</td> <td>2/3 (離島等 4/5)</td> </tr> </tbody> </table>	適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率	(略)						空港法	空港	国 道 町	基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、照明施設）、排水施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設（道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く。）	1施設 120万円以上	<u>80/100</u>	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	(略)						農業用施設	道 町 土地改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設	<u>1カ所 40万円以上</u>	6.5/10(通常) 9/10、10/10 (高率該当分)		林業用施設	道 町 組合	林地荒廃防止施設・林道	<u>1カ所 40万円以上</u>	5/10～6.5/10 (通常) 7.5/10～10/10 (高率後)		漁業用施設	道 組合	沿岸漁場整備開発施設（消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、導流堤、水路又は着定基質） 漁港施設（水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設）	<u>1カ所 40万円以上</u>	6.5/10(通常) <u>9/10、10/10</u> (高率該当分)		共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	一般災害：1カ所 40万円以上 激甚災害(告示地域に限定)：1カ所 13万円 <u>以上</u>	2/10(一般災害)、3/10、4/10、5/10、9/10 (<u>激甚災害</u>)	(略)						公営住宅法	(略)						既設公営住宅復旧事業	道 町	(略)		1/2 (激甚災害の場合、標準収入と災害復旧に要する事業主体の負担額の比率により、事業ごとに嵩上げが行われる)				既設公営住宅の補修	戸あたり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が190万円	戸あたり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が190万円	(略)						公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業	道 町	公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備 道 80万円以上 町 40万円以上 設備整備 道 60万円以上 町 30万円以上	2/3 (離島等 4/5)	道等計画に整合
適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率																																																																																																																																																																						
(略)																																																																																																																																																																											
空港法	空港	国 道 町	基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、照明施設）、排水施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設（道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く。）	1施設 120万円以上	<u>8/10</u> <u>国直轄事業のうち基本施設に要する費用の2/10は地方負担</u>																																																																																																																																																																						
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	(略)																																																																																																																																																																										
	農業用施設	道 町 土地改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設	<u>〃</u>	6.5/10(通常) 9/10、10/10 (高率該当分)																																																																																																																																																																						
	林業用施設	道 町 組合	林地荒廃防止施設・林道	<u>〃</u>	5/10～6.5/10 (通常) 7.5/10～10/10 (高率後)																																																																																																																																																																						
	漁業用施設	道 組合	沿岸漁場整備開発施設（消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、導流堤、水路又は着定基質） 漁港施設（水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設）	<u>〃</u>	6.5/10(通常) 10/10 (高率該当分)																																																																																																																																																																						
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	一般災害：1カ所 40万円以上 激甚災害(告示地域に限定)：1カ所 13万円	2/10(一般災害)、3/10、4/10、5/10、9/10																																																																																																																																																																						
(略)																																																																																																																																																																											
公営住宅法	(略)																																																																																																																																																																										
	既設公営住宅復旧事業	道 町	(略)		1/2 (激甚災害の場合、標準収入と災害復旧に要する事業主体の負担額の比率により、事業ごとに嵩上げが行われる)																																																																																																																																																																						
			既設公営住宅の補修	戸あたり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が190万円	戸あたり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が190万円																																																																																																																																																																						
(略)																																																																																																																																																																											
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業	道 町	公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備 道 80万円以上 町 40万円以上 設備整備 道 60万円以上 町 30万円以上	2/3 (離島 4/5)																																																																																																																																																																						
適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率																																																																																																																																																																						
(略)																																																																																																																																																																											
空港法	空港	国 道 町	基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、照明施設）、排水施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設（道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く。）	1施設 120万円以上	<u>80/100</u>																																																																																																																																																																						
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	(略)																																																																																																																																																																										
	農業用施設	道 町 土地改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設	<u>1カ所 40万円以上</u>	6.5/10(通常) 9/10、10/10 (高率該当分)																																																																																																																																																																						
	林業用施設	道 町 組合	林地荒廃防止施設・林道	<u>1カ所 40万円以上</u>	5/10～6.5/10 (通常) 7.5/10～10/10 (高率後)																																																																																																																																																																						
	漁業用施設	道 組合	沿岸漁場整備開発施設（消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、導流堤、水路又は着定基質） 漁港施設（水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設）	<u>1カ所 40万円以上</u>	6.5/10(通常) <u>9/10、10/10</u> (高率該当分)																																																																																																																																																																						
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	一般災害：1カ所 40万円以上 激甚災害(告示地域に限定)：1カ所 13万円 <u>以上</u>	2/10(一般災害)、3/10、4/10、5/10、9/10 (<u>激甚災害</u>)																																																																																																																																																																						
(略)																																																																																																																																																																											
公営住宅法	(略)																																																																																																																																																																										
	既設公営住宅復旧事業	道 町	(略)		1/2 (激甚災害の場合、標準収入と災害復旧に要する事業主体の負担額の比率により、事業ごとに嵩上げが行われる)																																																																																																																																																																						
			既設公営住宅の補修	戸あたり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が190万円	戸あたり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が190万円																																																																																																																																																																						
(略)																																																																																																																																																																											
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業	道 町	公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備 道 80万円以上 町 40万円以上 設備整備 道 60万円以上 町 30万円以上	2/3 (離島等 4/5)																																																																																																																																																																						

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）					修 正（令和6年4月）					修正理由		
	公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱 (略)	公立学校施設災害復旧事業	道 町	教員住宅、特定学校借上施設及び校舎の新築復旧工事又は補修復旧工事（構造体の補強等による大規模なものに限る。）に伴う応急仮設校舎等及び幼保連携型認定こども園の使用施設	施設整備 道 80万円以上 町 40万円以上	2/3 (離島4/5)	公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱 (略)	公立学校施設災害復旧事業	道 町	教員住宅、特定学校借上施設及び校舎の新築復旧工事又は補修復旧工事（構造体の補強等による大規模なものに限る。）に伴う応急仮設校舎等及び幼保連携型認定こども園の使用施設	施設整備 道 80万円以上 町 40万円以上	2/3 (離島等4/5)	
110	○ 資料 6-5 応急金融の概要 (平成30年3月1日現在)					○ 資料 6-5 応急金融の概要 (令和5年度)					道等計画に整合		
	融資の名称	内容・資格・条件等				融資の名称	内容・資格・条件等						

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）						修 正（令和6年4月）						修正理由		
111	生活福祉資金	総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(単身世帯) 月額 150,000 円以内 (複数世帯) 月額 200,000 円以内	最終貸付日から 6 カ月以内	10 年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合：1.5%)	総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(単身世帯) 月額 150,000 円以内 (複数世帯) 月額 200,000 円以内	最終貸付日から 6 カ月以内	10 年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合：1.5%)
			住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000 円以内	6 カ月以内 (生活支援費併せ貸しの場合は、生活支援費の最終貸付日から 6 カ月以内)				6 カ月以内 (生活支援費併せ貸しの場合は、生活支援費の最終貸付日から 6 カ月以内)					
			一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	600,000 円以内										
		福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要な費用(具体的用途は別表参照)	5,800,000 円以内 (ただし、使用目的に応じて別表を参照)	6 カ月以内	20 年以内 (ただし、使用目的に応じて別表を参照)	無利子 (連帯保証人が設定できない場合：1.5%)	福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要な費用(具体的用途は別表参照)	5,800,000 円以内 (ただし、使用目的に応じて別表を参照)	6 カ月以内	20 年以内 (ただし、使用目的に応じて別表を参照)	無利子 (連帯保証人が設定できない場合：1.5%)
			緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	100,000 円以内	2 カ月以内	12 か月以内	無利子		緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	100,000 円以内	2 カ月以内	12 か月以内	無利子
		教育支援資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000 円以内	卒業後 6 カ月以内	20 年以内 (貸付額に期間の上限あり)	無利子	教育支援資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000 円以内	卒業後 6 カ月以内	20 年以内 (貸付額に期間の上限あり)	無利子
			教育支援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	(高等学校) 月額 35,000 円以内					(高等学校) 月額 35,000 円以内					
					(高等専門学校) 月額 60,000 円以内					(高等専門学校) 月額 60,000 円以内					
					(短期大学) 月額 60,000 円以内					(短期大学) 月額 60,000 円以内					
		(大学) 月額 65,000 円以内			(大学) 月額 65,000 円以内										
融資の名称	内容・資格・条件等					融資の名称	内容・資格・条件等								

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																																																																																																				
112	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資金の種類</th> <th>内 容</th> <th>貸付限度（円）</th> <th>据置期間</th> <th>償還期間</th> <th>利 子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">不動産担保型生活資金</td> <td>低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付</td> <td>（土地評価額の7割） 月額300,000円以内</td> <td rowspan="2">契約終了後3カ月以内</td> <td rowspan="2">据置期間終了時</td> <td rowspan="2">年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率</td> </tr> <tr> <td>要保護世帯向け不動産担保型生活資金</td> <td>要保護の高齢者に対し、一定の不動産を担保に生活費を貸付</td> <td>（土地と建物の評価額の7割） 月額生活扶助額の1.5倍以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。</p>	資金の種類	内 容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	利 子	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付	（土地評価額の7割） 月額300,000円以内	契約終了後3カ月以内	据置期間終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者に対し、一定の不動産を担保に生活費を貸付	（土地と建物の評価額の7割） 月額生活扶助額の1.5倍以内	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資金の種類</th> <th>内 容</th> <th>貸付限度（円）</th> <th>据置期間</th> <th>償還期間</th> <th>利 子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">不動産担保型生活資金</td> <td>低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付</td> <td>（土地評価額の7割） 月額300,000円以内</td> <td rowspan="2">契約終了後3カ月以内</td> <td rowspan="2">据置期間終了時</td> <td rowspan="2">年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率</td> </tr> <tr> <td>要保護世帯向け不動産担保型生活資金</td> <td>要保護の高齢者に対し、一定の不動産を担保に生活費を貸付</td> <td>（土地と建物の評価額の7割） 月額生活扶助額の1.5倍以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。</p>	資金の種類	内 容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	利 子	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付	（土地評価額の7割） 月額300,000円以内	契約終了後3カ月以内	据置期間終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者に対し、一定の不動産を担保に生活費を貸付	（土地と建物の評価額の7割） 月額生活扶助額の1.5倍以内																																																																																							
	資金の種類	内 容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	利 子																																																																																																																	
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付	（土地評価額の7割） 月額300,000円以内	契約終了後3カ月以内	据置期間終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率																																																																																																																		
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者に対し、一定の不動産を担保に生活費を貸付				（土地と建物の評価額の7割） 月額生活扶助額の1.5倍以内																																																																																																																	
資金の種類	内 容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	利 子																																																																																																																		
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付	（土地評価額の7割） 月額300,000円以内	契約終了後3カ月以内	据置期間終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率																																																																																																																		
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者に対し、一定の不動産を担保に生活費を貸付				（土地と建物の評価額の7割） 月額生活扶助額の1.5倍以内																																																																																																																	
	<p>（福祉資金福祉費別表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>呼称</th> <th>貸付限度目安</th> <th>償還期間</th> <th>利子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生業を営むために必要な経費</td> <td>生業経費</td> <td>4,600,000円</td> <td>20年以内</td> <td rowspan="13">無利子 （連帯保証人が設定できない場合：1.5%）</td> </tr> <tr> <td>技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費</td> <td>技能習得関係経費</td> <td>技能習得期間 ・6カ月程度 1,300,000円 ・1年程度 2,200,000円 ・2年程度 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円</td> <td>8年以内</td> </tr> <tr> <td>住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費</td> <td>住宅経費</td> <td>2,500,000円</td> <td>7年以内</td> </tr> <tr> <td>福祉用具等の購入に必要な経費</td> <td>福祉用具経費</td> <td>1,700,000円</td> <td>8年以内</td> </tr> <tr> <td>障がい者用自動車の購入に必要な経費</td> <td>障害者自動車経費</td> <td>2,500,000円</td> <td>8年以内</td> </tr> <tr> <td>中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費</td> <td>中国年金追納経費</td> <td>5,136,000円</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td>負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費</td> <td>療養関係経費</td> <td>1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費</td> <td>介護関係経費</td> <td>1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>災害を受けたことにより臨時に必要な経費</td> <td>災害経費</td> <td>1,500,000円</td> <td>7年以内</td> </tr> <tr> <td>冠婚葬祭に必要な経費</td> <td>冠婚葬祭経費</td> <td>500,000円</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費</td> <td>移転設備経費</td> <td>500,000円</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>就職、技能習得等の支度に必要な経費</td> <td>支度関係経費</td> <td>500,000円</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>その他日常生活上一時的に必要な経費</td> <td>その他の経費</td> <td>500,000円</td> <td>3年以内</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	呼称	貸付限度目安	償還期間	利子	生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内	無利子 （連帯保証人が設定できない場合：1.5%）	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能習得期間 ・6カ月程度 1,300,000円 ・1年程度 2,200,000円 ・2年程度 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	8年以内	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7年以内	福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8年以内	障がい者用自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000円	8年以内	中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	災害経費	1,500,000円	7年以内	冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000円	3年以内	就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3年以内	その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3年以内	<p>（福祉資金福祉費別表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>呼称</th> <th>貸付限度目安</th> <th>償還期間</th> <th>利子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生業を営むために必要な経費</td> <td>生業経費</td> <td>4,600,000円</td> <td>20年以内</td> <td rowspan="13">無利子 （連帯保証人が設定できない場合：1.5%）</td> </tr> <tr> <td>技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費</td> <td>技能習得関係経費</td> <td>技能習得期間 ・6カ月程度 1,300,000円 ・1年程度 2,200,000円 ・2年程度 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円</td> <td>8年以内</td> </tr> <tr> <td>住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費</td> <td>住宅経費</td> <td>2,500,000円</td> <td>7年以内</td> </tr> <tr> <td>福祉用具等の購入に必要な経費</td> <td>福祉用具経費</td> <td>1,700,000円</td> <td>8年以内</td> </tr> <tr> <td>障がい者用自動車の購入に必要な経費</td> <td>障害者自動車経費</td> <td>2,500,000円</td> <td>8年以内</td> </tr> <tr> <td>中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費</td> <td>中国年金追納経費</td> <td>5,136,000円</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td>負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費</td> <td>療養関係経費</td> <td>1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費</td> <td>介護関係経費</td> <td>1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>災害を受けたことにより臨時に必要な経費</td> <td>災害経費</td> <td>1,500,000円</td> <td>7年以内</td> </tr> <tr> <td>冠婚葬祭に必要な経費</td> <td>冠婚葬祭経費</td> <td>500,000円</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費</td> <td>移転設備経費</td> <td>500,000円</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>就職、技能習得等の支度に必要な経費</td> <td>支度関係経費</td> <td>500,000円</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>その他日常生活上一時的に必要な経費</td> <td>その他の経費</td> <td>500,000円</td> <td>3年以内</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	呼称	貸付限度目安	償還期間	利子	生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内	無利子 （連帯保証人が設定できない場合：1.5%）	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能習得期間 ・6カ月程度 1,300,000円 ・1年程度 2,200,000円 ・2年程度 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	8年以内	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7年以内	福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8年以内	障がい者用自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000円	8年以内	中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	災害経費	1,500,000円	7年以内	冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000円	3年以内	就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3年以内	その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3年以内	
使用目的	呼称	貸付限度目安	償還期間	利子																																																																																																																			
生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内	無利子 （連帯保証人が設定できない場合：1.5%）																																																																																																																			
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能習得期間 ・6カ月程度 1,300,000円 ・1年程度 2,200,000円 ・2年程度 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	8年以内																																																																																																																				
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7年以内																																																																																																																				
福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8年以内																																																																																																																				
障がい者用自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000円	8年以内																																																																																																																				
中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内																																																																																																																				
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内																																																																																																																				
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内																																																																																																																				
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	災害経費	1,500,000円	7年以内																																																																																																																				
冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内																																																																																																																				
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000円	3年以内																																																																																																																				
就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3年以内																																																																																																																				
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3年以内																																																																																																																				
使用目的	呼称	貸付限度目安	償還期間	利子																																																																																																																			
生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内	無利子 （連帯保証人が設定できない場合：1.5%）																																																																																																																			
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能習得期間 ・6カ月程度 1,300,000円 ・1年程度 2,200,000円 ・2年程度 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	8年以内																																																																																																																				
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7年以内																																																																																																																				
福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8年以内																																																																																																																				
障がい者用自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000円	8年以内																																																																																																																				
中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内																																																																																																																				
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内																																																																																																																				
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内																																																																																																																				
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	災害経費	1,500,000円	7年以内																																																																																																																				
冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内																																																																																																																				
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000円	3年以内																																																																																																																				
就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3年以内																																																																																																																				
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3年以内																																																																																																																				
	<table border="1"> <tr> <td>融資の名称</td> <td>内容・資格・条件等</td> </tr> </table>	融資の名称	内容・資格・条件等	<table border="1"> <tr> <td>融資の名称</td> <td>内容・資格・条件等</td> </tr> </table>	融資の名称	内容・資格・条件等																																																																																																																	
融資の名称	内容・資格・条件等																																																																																																																						
融資の名称	内容・資格・条件等																																																																																																																						

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）							修 正（令和6年4月）							修正理由			
113	母子父子寡婦福祉資金	資金の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受ける 期間	据置 期間	償還 期間	利 率	資金の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受ける 期間	据置 期間	償還 期間	利 率	
		事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福 祉団体 寡婦	事業（例えば洋裁、軽 飲食、文具販売、菓子 小売業等、母子・父子 福祉団体においては政 令で定める事業）を開 始するのに必要な設備 費、什器、機械等の購 入資金	<u>3,030,000</u> 団体 <u>4,560,000</u>		1年	7年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%	事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福 祉団体 寡婦	事業（例えば洋裁、軽 飲食、文具販売、菓子 小売業等、母子・父子 福祉団体においては政 令で定める事業）を 開始するのに必要な 設備費、什器、機械等 の購入資金	<u>3,260,000</u> 団体 <u>4,890,000</u>		1年	7年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%	
		事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福 祉団体 寡婦	現在営んでいる事業 （母子・父子福祉団体 については政令で定め る事業）を継続するた めに必要な商品、材料 等を購入する運転資金	<u>1,520,000</u> 団体 <u>1,520,000</u>		6か 月	7年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%	事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福 祉団体 寡婦	現在営んでいる事業 （母子・父子福祉団体 については政令で定め る事業）を継続する ために必要な商品、材 料等を購入する運転 資金	<u>1,630,000</u> 団体 <u>1,630,000</u>		6か 月	7年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%	

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）							修 正（令和6年4月）							修正理由						
114	就学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高校、専修学校（高等課程） 高等専門学校 短大、専修大学（専門課程） 大学 専修学校（一般課程）	高等学校,専修学校（高等課程） 公立（自宅）27,000 （自宅外）34,500 私立（自宅）45,000 （自宅外）52,500	就学期間中	当該学校卒業後6か月	20年以内	専修学校（一般課程）は5年以内	無利子	※親に貸し付ける場合、児童を連帯借受人とする。 児童に貸し付ける場合、親等を連帯保証人とする。	就学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高校、専修学校（高等課程） 高等専門学校 短大、専修大学（専門課程） 大学院 専修学校（一般課程）	高等学校,専修学校（高等課程） 公立（自宅）27,000 （自宅外）34,500 私立（自宅）45,000 （自宅外）52,500	就学期間中	当該学校卒業後6か月	20年以内	専修学校（一般課程）は5年以内	無利子	※親に貸し付ける場合、児童を連帯借主とする（連帯保証人は不要）。 児童に貸し付ける場合、親等を連帯保証人とする。	修正理由
専修学校（一般課程） <u>51.000</u>				専修学校（一般課程） <u>52.500</u>																	

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）							修 正（令和6年4月）							修正理由					
115	母子父子寡婦福祉資金	資金の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受ける 期間	据置 期間	償還 期間	利率	資金の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受ける 期間	据置 期間	償還 期間	利率			
		技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し、又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金（例、訪問介護員、ワープロ、パソコン、栄養士等）	(一般) 月額 68,000 (特別) 一括 816000 (12 月分相当) 運転免許 460,000	知識、技能を習得する期間中 5 年を超えない範囲内	知識 技能 習得 後 1 年		20 年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年 1.0%	技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し、又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金（例、訪問介護員、ワープロ、パソコン、栄養士等）	(一般) 月額 68,000 (特別) 一括 816000 (12 月分相当) 運転免許 460,000	知識、技能を習得する期間中 5 年を超えない範囲内	知識 技能 習得 後 1 年	20 年 以内		保証人：有 無利子 保証人：無 年 1.0%	
		修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し、又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	(一般) 月額 68,000 運転免許 460,000 注：修業施設で知識、技能習得中の児童が 18 歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記額に児童扶養手当額を加算	知識、技能を習得する期間中 5 年を超えない範囲内	知識 技能 習得 後 1 年		20 年 以内	修学資金と同様	修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し、又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	(一般) 月額 68,000 運転免許 460,000 注：修業施設で知識、技能習得中の児童が 18 歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記額に児童扶養手当額を加算	知識、技能を習得する期間中 5 年を超えない範囲内	知識 技能 習得 後 1 年	20 年 以内		無利子	
		就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のいない児童 寡婦	就職するために直接必要な衣服、履物及び通勤用自動車等を購入する資金	(一般) 100,000 (特別) 330,000		1 年		6 年 以内	親に係る貸付の場合 保証人：有 無利子 保証人：無 年 1.0% 児童に係る貸付の場合 修学資金と同じ	就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のいない児童 寡婦	就職するために直接必要な衣服、履物及び通勤用自動車等を購入する資金	(一般) 105,000 (特別) 340,000		1 年			6 年 以内	親に係る貸付の場合 保証人：有 無利子 保証人：無 年 1.0% 児童に係る貸付の場合 修学資金と同じ
		医療介護資金	母子家庭の母又は児童（介護の場合は児童を除く。） 父子家庭の父又は児童（介護の場合は児童を除く。） 寡婦	医療又は介護（当該利用を受ける期間が 1 年以内の場合に限る。）を受けるために必要な資金	【医療】 340,000 (特別) 480,000 【介護】 500,000		医療介護を受ける期間満了から 6 カ月		5 年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年 1.0%	医療介護資金	母子家庭の母又は児童（介護の場合は児童を除く。） 父子家庭の父又は児童（介護の場合は児童を除く。） 寡婦	医療又は介護（当該利用を受ける期間が 1 年以内の場合に限る。）を受けるために必要な資金	【医療】 340,000 (特別) 480,000 【介護】 500,000		医療介護を受ける期間満了から 6 カ月			5 年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年 1.0%
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	1,500,000 (特別 2,000,000)		6 カ月		6 年 以内 (特別は 7 年 以内)	保証人：有 無利子 保証人：無 年 1.0%	住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	1,500,000 (特別 2,000,000)		6 カ月		6 年 以内 特別は 7 年以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年 1.0%			

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）							修 正（令和6年4月）							修正理由
117		就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 64,300 中学校 81,000	6 ヵ月	20年以内	修学資金と同様	母子家庭の母が扶養する児童	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 64,300 中学校 81,000	6 ヵ月	20年以内	修学資金と同様	
			父子家庭の父が扶養する児童		高等学校等 公立（自宅）150,000 （自宅外）160,000 私立（自宅）410,000 （自宅外）420,000				高等学校等 公立（自宅）150,000 （自宅外）160,000 私立（自宅）410,000 （自宅外）420,000		大学・短大等 公立（自宅）410,000 （自宅外）420,000 私立（自宅）580,000 （自宅外）590,000				
		結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し、必要な資金	300,000	6 ヵ月	5年以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し、必要な資金	310,000	6 ヵ月	5年以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%	

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																																																
118	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 180 255 233">融資の名称</th> <th colspan="5" data-bbox="255 180 1389 233">内容・資格・条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 233 255 1270" rowspan="5">災害援護資金貸付金</td> <td colspan="5" data-bbox="255 233 1389 394"> 実施主体 市町村(特別区を含む。)が条例の定めるところにより実施する。 対象災害 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="255 394 685 447">貸付限度</td> <td data-bbox="685 394 857 447">利率</td> <td data-bbox="857 394 1029 447">据置期間</td> <td data-bbox="1029 394 1202 447">償還期間</td> <td data-bbox="1202 394 1389 447">償還方法</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="255 447 685 520">① 世帯主の1か月以上の負傷 1,500,000円</td> <td data-bbox="685 447 857 1003" rowspan="5">年3%以内で 条例で定める 率 〔措置期間 は無利子〕</td> <td data-bbox="857 447 1029 1003" rowspan="5">3年 〔特別の事情 がある場合 は5年〕</td> <td data-bbox="1029 447 1202 1003" rowspan="5">10年 〔措置期間 を含む。〕</td> <td data-bbox="1202 447 1389 1003" rowspan="5">半年賦 年賦</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="255 520 685 793">② 家財等の損害 ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円 イ 住宅の半壊 1,700,000円 ウ 住宅の全壊(エの場合を除く。) 2,500,000円 エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="255 793 685 1003">③ ①と②とが重複した場合 ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円 イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円 ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="255 1003 685 1234">④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 ア ②のイの場合 2,500,000円 イ ②のウの場合 3,500,000円 ウ ③のイの場合 3,500,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="255 1234 685 1270"></td> </tr> </tbody> </table>	融資の名称	内容・資格・条件等					災害援護資金貸付金	実施主体 市町村(特別区を含む。)が条例の定めるところにより実施する。 対象災害 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者					貸付限度		利率	据置期間	償還期間	償還方法	① 世帯主の1か月以上の負傷 1,500,000円		年3%以内で 条例で定める 率 〔措置期間 は無利子〕	3年 〔特別の事情 がある場合 は5年〕	10年 〔措置期間 を含む。〕	半年賦 年賦	② 家財等の損害 ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円 イ 住宅の半壊 1,700,000円 ウ 住宅の全壊(エの場合を除く。) 2,500,000円 エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円		③ ①と②とが重複した場合 ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円 イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円 ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円		④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 ア ②のイの場合 2,500,000円 イ ②のウの場合 3,500,000円 ウ ③のイの場合 3,500,000円				<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1436 180 1510 233">融資の名称</th> <th colspan="5" data-bbox="1510 180 2644 233">内容・資格・条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1436 233 1510 1270" rowspan="5">災害援護資金貸付金</td> <td colspan="5" data-bbox="1510 233 2644 394"> 実施主体 市町村(特別区を含む。)が条例の定めるところにより実施する。 対象災害 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1510 394 1941 447">貸付限度</td> <td data-bbox="1941 394 2113 447">利率</td> <td data-bbox="2113 394 2285 447">据置期間</td> <td data-bbox="2285 394 2457 447">償還期間</td> <td data-bbox="2457 394 2644 447">償還方法</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1510 447 1941 520">① 世帯主の1か月以上の負傷 1,500,000円</td> <td data-bbox="1941 447 2113 1003" rowspan="5">年3%以内で 条例で定める 率 〔措置期間 は無利子〕</td> <td data-bbox="2113 447 2285 1003" rowspan="5">3年 〔特別の事情 がある場合 は5年〕</td> <td data-bbox="2285 447 2457 1003" rowspan="5">10年 〔措置期間 を含む。〕</td> <td data-bbox="2457 447 2644 1003" rowspan="5">半年賦 年賦 <u>月賦</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1510 520 1941 793">② 家財等の損害 ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円 イ 住宅の半壊 1,700,000円 ウ 住宅の全壊(エの場合を除く。) 2,500,000円 エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1510 793 1941 1003">③ ①と②とが重複した場合 ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円 イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円 ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1510 1003 1941 1234">④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 ア ②のイの場合 2,500,000円 イ ②のウの場合 3,500,000円 ウ ③のイの場合 3,500,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1510 1234 1941 1270"></td> </tr> </tbody> </table>	融資の名称	内容・資格・条件等					災害援護資金貸付金	実施主体 市町村(特別区を含む。)が条例の定めるところにより実施する。 対象災害 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者					貸付限度		利率	据置期間	償還期間	償還方法	① 世帯主の1か月以上の負傷 1,500,000円		年3%以内で 条例で定める 率 〔措置期間 は無利子〕	3年 〔特別の事情 がある場合 は5年〕	10年 〔措置期間 を含む。〕	半年賦 年賦 <u>月賦</u>	② 家財等の損害 ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円 イ 住宅の半壊 1,700,000円 ウ 住宅の全壊(エの場合を除く。) 2,500,000円 エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円		③ ①と②とが重複した場合 ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円 イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円 ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円		④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 ア ②のイの場合 2,500,000円 イ ②のウの場合 3,500,000円 ウ ③のイの場合 3,500,000円				
	融資の名称	内容・資格・条件等																																																																	
災害援護資金貸付金	実施主体 市町村(特別区を含む。)が条例の定めるところにより実施する。 対象災害 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者																																																																		
	貸付限度		利率	据置期間	償還期間	償還方法																																																													
	① 世帯主の1か月以上の負傷 1,500,000円		年3%以内で 条例で定める 率 〔措置期間 は無利子〕	3年 〔特別の事情 がある場合 は5年〕	10年 〔措置期間 を含む。〕	半年賦 年賦																																																													
	② 家財等の損害 ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円 イ 住宅の半壊 1,700,000円 ウ 住宅の全壊(エの場合を除く。) 2,500,000円 エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円																																																																		
	③ ①と②とが重複した場合 ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円 イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円 ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円																																																																		
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 ア ②のイの場合 2,500,000円 イ ②のウの場合 3,500,000円 ウ ③のイの場合 3,500,000円																																																																			
融資の名称	内容・資格・条件等																																																																		
災害援護資金貸付金	実施主体 市町村(特別区を含む。)が条例の定めるところにより実施する。 対象災害 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者																																																																		
	貸付限度		利率	据置期間	償還期間	償還方法																																																													
	① 世帯主の1か月以上の負傷 1,500,000円		年3%以内で 条例で定める 率 〔措置期間 は無利子〕	3年 〔特別の事情 がある場合 は5年〕	10年 〔措置期間 を含む。〕	半年賦 年賦 <u>月賦</u>																																																													
	② 家財等の損害 ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円 イ 住宅の半壊 1,700,000円 ウ 住宅の全壊(エの場合を除く。) 2,500,000円 エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円																																																																		
	③ ①と②とが重複した場合 ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円 イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円 ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円																																																																		
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 ア ②のイの場合 2,500,000円 イ ②のウの場合 3,500,000円 ウ ③のイの場合 3,500,000円																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 1325 477 1377">取扱機関等</th> <th data-bbox="477 1325 804 1377">関係法令等</th> <th data-bbox="804 1325 1389 1377">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 1377 477 1461">北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会</td> <td data-bbox="477 1377 804 1461">生活福祉資金貸付制度要綱</td> <td data-bbox="804 1377 1389 1461">国 1/2 補助 道 1/2 補助</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 1461 477 1640">北海道 市町村</td> <td data-bbox="477 1461 804 1640">母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)</td> <td data-bbox="804 1461 1389 1640">国 2/3 貸付 道 1/3 貸付 償還については6カ月ないし1年間の措置期間がある。 修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 1640 477 1776">北海道 市町村</td> <td data-bbox="477 1640 804 1776">災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)</td> <td data-bbox="804 1640 1389 1776">貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を超えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国 2/3 都道府県、指定都市 1/3</td> </tr> </tbody> </table>	取扱機関等	関係法令等	備 考	北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国 1/2 補助 道 1/2 補助	北海道 市町村	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国 2/3 貸付 道 1/3 貸付 償還については6カ月ないし1年間の措置期間がある。 修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。	北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を超えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国 2/3 都道府県、指定都市 1/3	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1436 1325 1733 1377">取扱機関等</th> <th data-bbox="1733 1325 2059 1377">関係法令等</th> <th data-bbox="2059 1325 2644 1377">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1436 1377 1733 1461">北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会</td> <td data-bbox="1733 1377 2059 1461">生活福祉資金貸付制度要綱</td> <td data-bbox="2059 1377 2644 1461">国 1/2 補助 道 1/2 補助</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1436 1461 1733 1640">北海道 市町村</td> <td data-bbox="1733 1461 2059 1640">母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)</td> <td data-bbox="2059 1461 2644 1640">国 2/3 貸付 道 1/3 貸付 償還については6月ないし1年間の措置期間がある。修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1436 1640 1733 1776">北海道 市町村</td> <td data-bbox="1733 1640 2059 1776">災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)</td> <td data-bbox="2059 1640 2644 1776">貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を超えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国 2/3 都道府県、指定都市 1/3</td> </tr> </tbody> </table>	取扱機関等	関係法令等	備 考	北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国 1/2 補助 道 1/2 補助	北海道 市町村	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国 2/3 貸付 道 1/3 貸付 償還については6月ないし1年間の措置期間がある。修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。	北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を超えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国 2/3 都道府県、指定都市 1/3																																										
取扱機関等	関係法令等	備 考																																																																	
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国 1/2 補助 道 1/2 補助																																																																	
北海道 市町村	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国 2/3 貸付 道 1/3 貸付 償還については6カ月ないし1年間の措置期間がある。 修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。																																																																	
北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を超えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国 2/3 都道府県、指定都市 1/3																																																																	
取扱機関等	関係法令等	備 考																																																																	
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国 1/2 補助 道 1/2 補助																																																																	
北海道 市町村	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国 2/3 貸付 道 1/3 貸付 償還については6月ないし1年間の措置期間がある。修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。																																																																	
北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を超えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国 2/3 都道府県、指定都市 1/3																																																																	

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																																																																																																																																						
119	<table border="1"> <tr> <th>融資の名称</th> <th colspan="4">内容・資格・条件等</th> </tr> <tr> <td rowspan="10">災害復興住宅融資</td> <td colspan="4">1 融資対象者 ・次の(1)から(4)の全てにあてはまる方 (1) 自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人又は住居者で、地方公共団体から「罹災証明書」の交付を受けた方 (2) ご自分が住居するために住宅を建設、購入又は補修する方 (3) 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たす方 <table border="1"> <tr> <td>年 収</td> <td>400万円未満</td> <td>400万円以上</td> </tr> <tr> <td>総返済負担率基準</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table> (4) 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方</td> </tr> <tr> <td colspan="4">2 融資条件</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>建 設</td> <td>新築住宅購入</td> <td>リ・ユース(中古)住宅購入</td> <td>補 修</td> </tr> <tr> <td>住宅の規格等</td> <td colspan="4">居室、台所及びトイレが備えられていること。 (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること。 地方公共団体による現場審査を受けること。</td> </tr> <tr> <td>住宅部分床面積</td> <td>制限なし</td> <td>制限なし</td> <td>制限なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>築年数</td> <td></td> <td>申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅</td> <td>申込日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td>機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅</td> <td></td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>基本融資額 建設資金 1,680万円 土地取得資金 970万円 整地資金 450万円</td> <td>購入資金 2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)</td> <td>購入資金 2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)</td> <td>補修資金 740万円 整地資金 450万円 引方移転資金 450万円</td> </tr> <tr> <td>特例加算額</td> <td>建設資金 <u>510</u>万円</td> <td>購入資金 <u>510</u>万円</td> <td>購入資金 <u>510</u>万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>返済期間</td> <td>耐火準耐火木造(高耐久) 35年以内</td> <td>35年以内</td> <td>35年以内</td> <td>20年以内</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td colspan="3">3年以内</td> <td>1年以内(返済期間に含む。)</td> </tr> <tr> <td>融資金利</td> <td>建設・購入の場合 補修の場合</td> <td>基本融資額 特例加算額</td> <td>年 0.45% 年 1.35%</td> <td>年 0.45%</td> </tr> <tr> <td>受付期間</td> <td colspan="4">罹災日から2年間</td> </tr> </table>	融資の名称	内容・資格・条件等				災害復興住宅融資	1 融資対象者 ・次の(1)から(4)の全てにあてはまる方 (1) 自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人又は住居者で、地方公共団体から「罹災証明書」の交付を受けた方 (2) ご自分が住居するために住宅を建設、購入又は補修する方 (3) 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たす方 <table border="1"> <tr> <td>年 収</td> <td>400万円未満</td> <td>400万円以上</td> </tr> <tr> <td>総返済負担率基準</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table> (4) 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方				年 収	400万円未満	400万円以上	総返済負担率基準	30%以下	35%以下	2 融資条件				区 分	建 設	新築住宅購入	リ・ユース(中古)住宅購入	補 修	住宅の規格等	居室、台所及びトイレが備えられていること。 (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること。 地方公共団体による現場審査を受けること。				住宅部分床面積	制限なし	制限なし	制限なし		築年数		申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅		その他			機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅		融資限度額	基本融資額 建設資金 1,680万円 土地取得資金 970万円 整地資金 450万円	購入資金 2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)	購入資金 2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)	補修資金 740万円 整地資金 450万円 引方移転資金 450万円	特例加算額	建設資金 <u>510</u> 万円	購入資金 <u>510</u> 万円	購入資金 <u>510</u> 万円		返済期間	耐火準耐火木造(高耐久) 35年以内	35年以内	35年以内	20年以内	据置期間	3年以内			1年以内(返済期間に含む。)	融資金利	建設・購入の場合 補修の場合	基本融資額 特例加算額	年 0.45% 年 1.35%	年 0.45%	受付期間	罹災日から2年間				<table border="1"> <tr> <th>融資の名称</th> <th colspan="4">内容・資格・条件等</th> </tr> <tr> <td rowspan="10">災害復興住宅融資</td> <td colspan="4">1 融資対象者 ・次の(1)から(4)の全てにあてはまる方 (1) 自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人又は住居者で、地方公共団体から「<u>り</u>災証明書」の交付を受けた方 (2) ご自分が住居するために住宅を建設、購入又は補修する方 (3) 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たす方 <table border="1"> <tr> <td>年 収</td> <td>400万円未満</td> <td>400万円以上</td> </tr> <tr> <td>総返済負担率基準</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table> (4) 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方</td> </tr> <tr> <td colspan="4">2 融資条件</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>建 設</td> <td>新築住宅購入</td> <td>リ・ユース(中古)住宅購入</td> <td>補 修</td> </tr> <tr> <td>住宅の規格等</td> <td colspan="4">居室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体による現場審査を受けること</td> </tr> <tr> <td>住宅部分床面積</td> <td>制限なし</td> <td>制限なし</td> <td>制限なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>築年数</td> <td></td> <td>申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅</td> <td>申込日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td>機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅</td> <td></td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>基本融資額 建設資金 1,680万円 土地取得資金 970万円 整地資金 450万円</td> <td>購入資金 2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)</td> <td>購入資金 2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)</td> <td>補修資金 740万円 整地資金 450万円 引方移転資金 450万円</td> </tr> <tr> <td>特例加算額</td> <td>建設資金 <u>520</u>万円</td> <td>購入資金 <u>520</u>万円</td> <td>購入資金 <u>520</u>万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>返済期間</td> <td>耐火準耐火木造(高耐久) 35年以内</td> <td>35年以内</td> <td>35年以内</td> <td>20年以内</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td colspan="3">3年以内</td> <td>1年以内(返済期間に含む。)</td> </tr> <tr> <td>融資金利</td> <td>建設・購入の場合 補修の場合</td> <td>基本融資額 特例加算額</td> <td>年 0.45% 年 1.35%</td> <td>年 0.45%</td> </tr> <tr> <td>受付期間</td> <td colspan="4"><u>り</u>災日から2年間</td> </tr> </table>	融資の名称	内容・資格・条件等				災害復興住宅融資	1 融資対象者 ・次の(1)から(4)の全てにあてはまる方 (1) 自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人又は住居者で、地方公共団体から「 <u>り</u> 災証明書」の交付を受けた方 (2) ご自分が住居するために住宅を建設、購入又は補修する方 (3) 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たす方 <table border="1"> <tr> <td>年 収</td> <td>400万円未満</td> <td>400万円以上</td> </tr> <tr> <td>総返済負担率基準</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table> (4) 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方				年 収	400万円未満	400万円以上	総返済負担率基準	30%以下	35%以下	2 融資条件				区 分	建 設	新築住宅購入	リ・ユース(中古)住宅購入	補 修	住宅の規格等	居室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体による現場審査を受けること				住宅部分床面積	制限なし	制限なし	制限なし		築年数		申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅		その他			機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅		融資限度額	基本融資額 建設資金 1,680万円 土地取得資金 970万円 整地資金 450万円	購入資金 2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)	購入資金 2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)	補修資金 740万円 整地資金 450万円 引方移転資金 450万円	特例加算額	建設資金 <u>520</u> 万円	購入資金 <u>520</u> 万円	購入資金 <u>520</u> 万円		返済期間	耐火準耐火木造(高耐久) 35年以内	35年以内	35年以内	20年以内	据置期間	3年以内			1年以内(返済期間に含む。)	融資金利	建設・購入の場合 補修の場合	基本融資額 特例加算額	年 0.45% 年 1.35%	年 0.45%	受付期間	<u>り</u> 災日から2年間				
	融資の名称	内容・資格・条件等																																																																																																																																																							
災害復興住宅融資	1 融資対象者 ・次の(1)から(4)の全てにあてはまる方 (1) 自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人又は住居者で、地方公共団体から「罹災証明書」の交付を受けた方 (2) ご自分が住居するために住宅を建設、購入又は補修する方 (3) 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たす方 <table border="1"> <tr> <td>年 収</td> <td>400万円未満</td> <td>400万円以上</td> </tr> <tr> <td>総返済負担率基準</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table> (4) 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方				年 収	400万円未満		400万円以上	総返済負担率基準	30%以下	35%以下																																																																																																																																														
	年 収	400万円未満	400万円以上																																																																																																																																																						
	総返済負担率基準	30%以下	35%以下																																																																																																																																																						
	2 融資条件																																																																																																																																																								
	区 分	建 設	新築住宅購入	リ・ユース(中古)住宅購入	補 修																																																																																																																																																				
	住宅の規格等	居室、台所及びトイレが備えられていること。 (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること。 地方公共団体による現場審査を受けること。																																																																																																																																																							
	住宅部分床面積	制限なし	制限なし	制限なし																																																																																																																																																					
	築年数		申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅																																																																																																																																																					
	その他			機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅																																																																																																																																																					
	融資限度額	基本融資額 建設資金 1,680万円 土地取得資金 970万円 整地資金 450万円	購入資金 2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)	購入資金 2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)	補修資金 740万円 整地資金 450万円 引方移転資金 450万円																																																																																																																																																				
特例加算額	建設資金 <u>510</u> 万円	購入資金 <u>510</u> 万円	購入資金 <u>510</u> 万円																																																																																																																																																						
返済期間	耐火準耐火木造(高耐久) 35年以内	35年以内	35年以内	20年以内																																																																																																																																																					
据置期間	3年以内			1年以内(返済期間に含む。)																																																																																																																																																					
融資金利	建設・購入の場合 補修の場合	基本融資額 特例加算額	年 0.45% 年 1.35%	年 0.45%																																																																																																																																																					
受付期間	罹災日から2年間																																																																																																																																																								
融資の名称	内容・資格・条件等																																																																																																																																																								
災害復興住宅融資	1 融資対象者 ・次の(1)から(4)の全てにあてはまる方 (1) 自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人又は住居者で、地方公共団体から「 <u>り</u> 災証明書」の交付を受けた方 (2) ご自分が住居するために住宅を建設、購入又は補修する方 (3) 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たす方 <table border="1"> <tr> <td>年 収</td> <td>400万円未満</td> <td>400万円以上</td> </tr> <tr> <td>総返済負担率基準</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table> (4) 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方				年 収	400万円未満	400万円以上	総返済負担率基準	30%以下	35%以下																																																																																																																																															
	年 収	400万円未満	400万円以上																																																																																																																																																						
	総返済負担率基準	30%以下	35%以下																																																																																																																																																						
	2 融資条件																																																																																																																																																								
	区 分	建 設	新築住宅購入	リ・ユース(中古)住宅購入	補 修																																																																																																																																																				
	住宅の規格等	居室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体による現場審査を受けること																																																																																																																																																							
	住宅部分床面積	制限なし	制限なし	制限なし																																																																																																																																																					
	築年数		申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅																																																																																																																																																					
	その他			機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅																																																																																																																																																					
	融資限度額	基本融資額 建設資金 1,680万円 土地取得資金 970万円 整地資金 450万円	購入資金 2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)	購入資金 2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)	補修資金 740万円 整地資金 450万円 引方移転資金 450万円																																																																																																																																																				
特例加算額	建設資金 <u>520</u> 万円	購入資金 <u>520</u> 万円	購入資金 <u>520</u> 万円																																																																																																																																																						
返済期間	耐火準耐火木造(高耐久) 35年以内	35年以内	35年以内	20年以内																																																																																																																																																					
据置期間	3年以内			1年以内(返済期間に含む。)																																																																																																																																																					
融資金利	建設・購入の場合 補修の場合	基本融資額 特例加算額	年 0.45% 年 1.35%	年 0.45%																																																																																																																																																					
受付期間	<u>り</u> 災日から2年間																																																																																																																																																								
	<table border="1"> <tr> <th>取扱機関等</th> <th>関係法令等</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター (被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420)</td> <td>独立行政法人 住宅金融支援機構法</td> <td></td> </tr> </table>	取扱機関等	関係法令等	備 考	独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター (被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420)	独立行政法人 住宅金融支援機構法		<table border="1"> <tr> <th>取扱機関等</th> <th>関係法令等</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター (被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420)</td> <td>独立行政法人 住宅金融支援機構法</td> <td></td> </tr> </table>	取扱機関等	関係法令等	備 考	独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター (被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420)	独立行政法人 住宅金融支援機構法																																																																																																																																												
取扱機関等	関係法令等	備 考																																																																																																																																																							
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター (被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420)	独立行政法人 住宅金融支援機構法																																																																																																																																																								
取扱機関等	関係法令等	備 考																																																																																																																																																							
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター (被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420)	独立行政法人 住宅金融支援機構法																																																																																																																																																								

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																				
120	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 222 382 275">融資の名称</th> <th colspan="2" data-bbox="382 222 1389 275">内容・資格・条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 275 382 369">資金使途</td> <td colspan="2" data-bbox="382 275 1389 369">災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 〔 災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。 〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 369 382 968">貸付対象者</td> <td colspan="2" data-bbox="382 369 1389 968"> <ul style="list-style-type: none"> ○認定農業者 ○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始した者であって、農林漁業経営開始後3年以内の者 ○林業経営改善計画の認定を受けた者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあつては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者。ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること、②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件の全てを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 <ul style="list-style-type: none"> ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること。 ②一元的に経理を行っていること。 ③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること。 ④農用地利用集積の目標を定めていること。 ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること。 <p style="color: red; margin-top: 5px;">○地域における継続的な農地利用を図る者であつて、生産の効率化等に取り組むものとして町が認める者</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 968 382 1121">貸付限度額</td> <td colspan="2" data-bbox="382 968 1389 1121">600万円 〔 ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の3に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。 〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 1121 382 1167">償還期間</td> <td colspan="2" data-bbox="382 1121 1389 1167">15年以内（うち据置き3年以内）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 1167 382 1218">貸付利率</td> <td colspan="2" data-bbox="382 1167 1389 1218">年0.20～0.55%（R4.9.20現在）※ただし、国が定める災害は実質無利子となる。</td> </tr> </tbody> </table>	融資の名称	内容・資格・条件等		資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 〔 災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。 〕		貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○認定農業者 ○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始した者であって、農林漁業経営開始後3年以内の者 ○林業経営改善計画の認定を受けた者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあつては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者。ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること、②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件の全てを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 <ul style="list-style-type: none"> ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること。 ②一元的に経理を行っていること。 ③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること。 ④農用地利用集積の目標を定めていること。 ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること。 <p style="color: red; margin-top: 5px;">○地域における継続的な農地利用を図る者であつて、生産の効率化等に取り組むものとして町が認める者</p>		貸付限度額	600万円 〔 ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の3に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。 〕		償還期間	15年以内（うち据置き3年以内）		貸付利率	年0.20～0.55%（R4.9.20現在）※ただし、国が定める災害は実質無利子となる。		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1436 222 1638 275">融資の名称</th> <th colspan="2" data-bbox="1638 222 2656 275">内容・資格・条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1436 275 1638 369">資金使途</td> <td colspan="2" data-bbox="1638 275 2656 369">災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 〔 災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。 〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1436 369 1638 968">貸付対象者</td> <td colspan="2" data-bbox="1638 369 2656 968"> <ul style="list-style-type: none"> ○認定農業者 ○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始した者であつて、農林漁業経営開始後3年以内の者 ○林業経営改善計画の認定を受けた者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあつては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者。ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること、②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件の全てを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 <ul style="list-style-type: none"> ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること。 ②一元的に経理を行っていること。 ③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること。 ④農用地利用集積の目標を定めていること。 ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1436 968 1638 1121">貸付限度額</td> <td colspan="2" data-bbox="1638 968 2656 1121">600万円 〔 ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の3に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。 〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1436 1121 1638 1167">償還期間</td> <td colspan="2" data-bbox="1638 1121 2656 1167">15年以内（うち据置き5年以内）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1436 1167 1638 1218">貸付利率</td> <td colspan="2" data-bbox="1638 1167 2656 1218">年0.30～0.65%（R5.8.21現在）</td> </tr> </tbody> </table>	融資の名称	内容・資格・条件等		資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 〔 災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。 〕		貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○認定農業者 ○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始した者であつて、農林漁業経営開始後3年以内の者 ○林業経営改善計画の認定を受けた者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあつては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者。ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること、②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件の全てを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 <ul style="list-style-type: none"> ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること。 ②一元的に経理を行っていること。 ③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること。 ④農用地利用集積の目標を定めていること。 ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること。 		貸付限度額	600万円 〔 ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の3に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。 〕		償還期間	15年以内（うち据置き5年以内）		貸付利率	年0.30～0.65%（R5.8.21現在）		
	融資の名称	内容・資格・条件等																																					
資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 〔 災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。 〕																																						
貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○認定農業者 ○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始した者であって、農林漁業経営開始後3年以内の者 ○林業経営改善計画の認定を受けた者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあつては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者。ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること、②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件の全てを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 <ul style="list-style-type: none"> ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること。 ②一元的に経理を行っていること。 ③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること。 ④農用地利用集積の目標を定めていること。 ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること。 <p style="color: red; margin-top: 5px;">○地域における継続的な農地利用を図る者であつて、生産の効率化等に取り組むものとして町が認める者</p>																																						
貸付限度額	600万円 〔 ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の3に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。 〕																																						
償還期間	15年以内（うち据置き3年以内）																																						
貸付利率	年0.20～0.55%（R4.9.20現在）※ただし、国が定める災害は実質無利子となる。																																						
融資の名称	内容・資格・条件等																																						
資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 〔 災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。 〕																																						
貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○認定農業者 ○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始した者であつて、農林漁業経営開始後3年以内の者 ○林業経営改善計画の認定を受けた者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあつては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者。ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること、②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件の全てを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 <ul style="list-style-type: none"> ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること。 ②一元的に経理を行っていること。 ③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること。 ④農用地利用集積の目標を定めていること。 ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること。 																																						
貸付限度額	600万円 〔 ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の3に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。 〕																																						
償還期間	15年以内（うち据置き5年以内）																																						
貸付利率	年0.30～0.65%（R5.8.21現在）																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 1266 555 1318">取扱機関等</th> <th data-bbox="555 1266 1041 1318">関係法令等</th> <th data-bbox="1041 1266 1389 1318">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 1318 555 1451">株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関</td> <td data-bbox="555 1318 1041 1451">農林漁業セーフティネット資金実施要綱</td> <td data-bbox="1041 1318 1389 1451"></td> </tr> </tbody> </table>	取扱機関等	関係法令等	備考	株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1436 1266 1819 1318">取扱機関等</th> <th data-bbox="1819 1266 2306 1318">関係法令等</th> <th data-bbox="2306 1266 2656 1318">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1436 1318 1819 1451">株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関</td> <td data-bbox="1819 1318 2306 1451">農林漁業セーフティネット資金実施要綱</td> <td data-bbox="2306 1318 2656 1451"></td> </tr> </tbody> </table>	取扱機関等	関係法令等	備考	株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱																										
取扱機関等	関係法令等	備考																																					
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱																																						
取扱機関等	関係法令等	備考																																					
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱																																						

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）			修 正（令和6年4月）			修正理由	
120	融資の名称	内容・資格・条件等		融資の名称	内容・資格・条件等			
	天災融資法による融資	資金使途	天災による被害が著しく、かつその国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。	天災融資法による融資	資金使途	天災による被害が著しく、かつその国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。		
		貸付の対象	(7) 被害農業者 被害減収量が平年収量の30/100以上で、かつ損失額が平年農業総収入額の10/100以上で、市町村長の認定を受けた主業農家。ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の30/100以上で市町村長の認定を受けた主業農家 (4) 被害林業者 (5) 被害漁業者 (6) 被害組合		貸付の対象	(7) 被害農業者 被害減収量が平年収量の30/100以上で、かつ損失額が平年農業総収入額の10/100以上で、市町村長の認定を受けた主業農家。ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の30/100以上で市町村長の認定を受けた主業農家 (4) 被害林業者 (5) 被害漁業者 (6) 被害組合		
		貸付限度額	(一般災害) 被害農林漁業者 (個人) 3,500,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 5,000,000円 (法人) 25,000,000円 (激甚災害) 被害農林漁業者 (個人) 4,000,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 6,000,000円 (法人) 25,000,000円 漁具購入 50,000,000円 被害組合 25,000,000円 (連合会 50,000,000円)		貸付限度額	(一般災害) 被害農林漁業者 (個人) 3,500,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 5,000,000円 (法人) 25,000,000円 (激甚災害) 被害農林漁業者 (個人) 4,000,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 6,000,000円 (法人) 25,000,000円 漁具購入 50,000,000円 被害組合 25,000,000円 (連合会 50,000,000円)		
		償還期間	6年以内（激甚災害法適用の場合7年以内）		償還期間	6年以内（激甚災害法適用の場合7年以内）		
		貸付利率	法発動の都度設定		貸付利率	法発動の都度設定		
		農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設 (災害復旧))	資金使途	農業者が台風や地震等の不慮の災害により被災した場合に、農業施設等の復旧に必要な資金を株式会社日本政策金融公庫が融資する。		資金使途		農業者が台風や地震等の不慮の災害により被災した場合に、農業施設等の復旧に必要な資金を株式会社日本政策金融公庫が融資する。
			貸付の対象	① 被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病虫害等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬用器具の復旧 ② 果樹の改植又は捕植費用		貸付の対象		① 被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病虫害等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬用器具の復旧 ② 果樹の改植又は捕植費用
			貸付限度額	① 貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額 ② 1施設当たり3,000,000円（特認6,000,000円）		貸付限度額		① 貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額 ② 1施設当たり3,000,000円（特認6,000,000円）
			償還期間	① 15年（うち据置3年）以内 ② 25年（うち据置10年）以内		償還期間		① 15年（うち据置3年）以内 ② 25年（うち据置10年）以内
		貸付利率	年0.20～0.60%（R4.9.20現在）※ただし、国が定める災害は実質無利子となる。		貸付利率	年0.16～0.20%（R3.8.19現在）		
	農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設) 水産業施設資金 (災害復旧)	貸付の対象	被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得		貸付の対象	被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得		
		貸付限度額	① 貸付対象事業費×0.8 ② 漁船1,000万円その他施設300万円 (①及び②のいずれか低い額)		貸付限度額	① 貸付対象事業費×0.8 ② 漁船1,000万円その他施設300万円 (①及び②のいずれか低い額)		
		償還期間	15年以内（うち据置3年以内）		償還期間	15年以内（うち据置3年以内）		
		貸付利率	年0.16～0.20%（R3.8.19現在）		貸付利率	年0.16～0.20%（R3.8.19現在）		
	取扱機関等	関係法令等	備考	取扱機関等	関係法令等	備考		
	金融機関	天災融資法		金融機関	天災融資法			
	株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法		株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法			

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																																																																														
122	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資の名称</th> <th>内容・資格・条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4"><u>造林資金</u></td> <td>貸付の対象</td> <td>復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>貸付を受ける者の負担する額の80%相当額</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>30年以内（20年以内の据置期間含む。）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td><u>0.20～0.55%</u>（<u>R4.9.20</u> 現在）※貸付区分等により異なる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4"><u>樹苗養成資金</u></td> <td>貸付の対象</td> <td>樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>貸付を受ける者の負担する額の80%相当額</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>15年以内（5年以内の据置期間含む。）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td><u>0.20～0.55%</u>（<u>R4.9.20</u> 現在）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4"><u>林道資金</u></td> <td>貸付の対象</td> <td>自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む。）又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>貸付を受ける者の負担する額の80%相当額（林業集落排水施設は借入者の負担額）</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>20年以内（3年以内の据置期間含む。）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td><u>0.20～0.60%</u>（<u>R4.9.20</u> 現在）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">農林漁業施設資金（主務大臣指定施設） <u>林産業施設資金</u> （災害復旧）</td> <td>貸付の対象</td> <td>林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>15年以内（3年以内の据置期間含む。）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td><u>0.60%</u>（<u>R4.9.20</u> 現在）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4"><u>共同利用施設資金</u></td> <td>貸付の対象</td> <td>農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>貸付を受ける者の負担する額の80%相当</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>20年以内（3年以内の据置期間含む。）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td><u>0.20～0.60%</u>（<u>R4.9.20</u> 現在）</td> </tr> </tbody> </table>	融資の名称	内容・資格・条件等	<u>造林資金</u>	貸付の対象	復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額	償還期間	30年以内（20年以内の据置期間含む。）	貸付利率	<u>0.20～0.55%</u> （ <u>R4.9.20</u> 現在）※貸付区分等により異なる。	<u>樹苗養成資金</u>	貸付の対象	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額	償還期間	15年以内（5年以内の据置期間含む。）	貸付利率	<u>0.20～0.55%</u> （ <u>R4.9.20</u> 現在）	<u>林道資金</u>	貸付の対象	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む。）又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額（林業集落排水施設は借入者の負担額）	償還期間	20年以内（3年以内の据置期間含む。）	貸付利率	<u>0.20～0.60%</u> （ <u>R4.9.20</u> 現在）	農林漁業施設資金（主務大臣指定施設） <u>林産業施設資金</u> （災害復旧）	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額	償還期間	15年以内（3年以内の据置期間含む。）	貸付利率	<u>0.60%</u> （ <u>R4.9.20</u> 現在）	<u>共同利用施設資金</u>	貸付の対象	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当	償還期間	20年以内（3年以内の据置期間含む。）	貸付利率	<u>0.20～0.60%</u> （ <u>R4.9.20</u> 現在）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資の名称</th> <th>内容・資格・条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4"><u>林業基盤整備資金(造林(災害(復旧造林)))</u></td> <td>貸付の対象</td> <td>復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>貸付を受ける者の負担する額の80%相当額</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>30年以内（20年以内の据置期間含む。）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td><u>0.30～0.65%</u>（<u>R5.8.21</u> 現在）※貸付区分等により異なる</td> </tr> <tr> <td rowspan="4"><u>林業基盤整備資金(樹苗養成施設(災害(樹苗養成)))</u></td> <td>貸付の対象</td> <td>樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>貸付を受ける者の負担する額の80%相当額</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>15年以内（5年以内の据置期間含む。）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td><u>0.30～0.65%</u>（<u>R5.8.21</u> 現在）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4"><u>林業基盤整備資金(林道(災害復旧))</u></td> <td>貸付の対象</td> <td>自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む。）又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>貸付を受ける者の負担する額の80%相当額（林業集落排水施設は借入者の負担額）</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>20年以内（3年以内の据置期間含む。）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td><u>0.30～0.80%</u>（<u>R5.8.21</u> 現在）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">農林漁業施設資金（主務大臣指定施設） <u>(災害復旧)</u></td> <td>貸付の対象</td> <td>林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>15年以内（3年以内の据置期間含む。）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td><u>0.30%～0.65%</u>（<u>R5.8.21</u> 現在）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4"><u>農林漁業施設資金</u> <u>共同利用施設(災害復旧)</u></td> <td>貸付の対象</td> <td>農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>貸付を受ける者の負担する額の80%相当</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>20年以内（3年以内の据置期間含む。）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td><u>0.30～0.80%</u>（<u>R5.8.21</u> 現在）</td> </tr> </tbody> </table>	融資の名称	内容・資格・条件等	<u>林業基盤整備資金(造林(災害(復旧造林)))</u>	貸付の対象	復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額	償還期間	30年以内（20年以内の据置期間含む。）	貸付利率	<u>0.30～0.65%</u> （ <u>R5.8.21</u> 現在）※貸付区分等により異なる	<u>林業基盤整備資金(樹苗養成施設(災害(樹苗養成)))</u>	貸付の対象	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額	償還期間	15年以内（5年以内の据置期間含む。）	貸付利率	<u>0.30～0.65%</u> （ <u>R5.8.21</u> 現在）	<u>林業基盤整備資金(林道(災害復旧))</u>	貸付の対象	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む。）又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額（林業集落排水施設は借入者の負担額）	償還期間	20年以内（3年以内の据置期間含む。）	貸付利率	<u>0.30～0.80%</u> （ <u>R5.8.21</u> 現在）	農林漁業施設資金（主務大臣指定施設） <u>(災害復旧)</u>	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額	償還期間	15年以内（3年以内の据置期間含む。）	貸付利率	<u>0.30%～0.65%</u> （ <u>R5.8.21</u> 現在）	<u>農林漁業施設資金</u> <u>共同利用施設(災害復旧)</u>	貸付の対象	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当	償還期間	20年以内（3年以内の据置期間含む。）	貸付利率	<u>0.30～0.80%</u> （ <u>R5.8.21</u> 現在）	
	融資の名称	内容・資格・条件等																																																																																															
	<u>造林資金</u>	貸付の対象	復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合																																																																																														
		貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額																																																																																														
		償還期間	30年以内（20年以内の据置期間含む。）																																																																																														
		貸付利率	<u>0.20～0.55%</u> （ <u>R4.9.20</u> 現在）※貸付区分等により異なる。																																																																																														
	<u>樹苗養成資金</u>	貸付の対象	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合																																																																																														
		貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額																																																																																														
		償還期間	15年以内（5年以内の据置期間含む。）																																																																																														
		貸付利率	<u>0.20～0.55%</u> （ <u>R4.9.20</u> 現在）																																																																																														
<u>林道資金</u>	貸付の対象	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む。）又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等																																																																																															
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額（林業集落排水施設は借入者の負担額）																																																																																															
	償還期間	20年以内（3年以内の据置期間含む。）																																																																																															
	貸付利率	<u>0.20～0.60%</u> （ <u>R4.9.20</u> 現在）																																																																																															
農林漁業施設資金（主務大臣指定施設） <u>林産業施設資金</u> （災害復旧）	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等																																																																																															
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額																																																																																															
	償還期間	15年以内（3年以内の据置期間含む。）																																																																																															
	貸付利率	<u>0.60%</u> （ <u>R4.9.20</u> 現在）																																																																																															
<u>共同利用施設資金</u>	貸付の対象	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等																																																																																															
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当																																																																																															
	償還期間	20年以内（3年以内の据置期間含む。）																																																																																															
	貸付利率	<u>0.20～0.60%</u> （ <u>R4.9.20</u> 現在）																																																																																															
融資の名称	内容・資格・条件等																																																																																																
<u>林業基盤整備資金(造林(災害(復旧造林)))</u>	貸付の対象	復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合																																																																																															
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額																																																																																															
	償還期間	30年以内（20年以内の据置期間含む。）																																																																																															
	貸付利率	<u>0.30～0.65%</u> （ <u>R5.8.21</u> 現在）※貸付区分等により異なる																																																																																															
<u>林業基盤整備資金(樹苗養成施設(災害(樹苗養成)))</u>	貸付の対象	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合																																																																																															
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額																																																																																															
	償還期間	15年以内（5年以内の据置期間含む。）																																																																																															
	貸付利率	<u>0.30～0.65%</u> （ <u>R5.8.21</u> 現在）																																																																																															
<u>林業基盤整備資金(林道(災害復旧))</u>	貸付の対象	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む。）又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等																																																																																															
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額（林業集落排水施設は借入者の負担額）																																																																																															
	償還期間	20年以内（3年以内の据置期間含む。）																																																																																															
	貸付利率	<u>0.30～0.80%</u> （ <u>R5.8.21</u> 現在）																																																																																															
農林漁業施設資金（主務大臣指定施設） <u>(災害復旧)</u>	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等																																																																																															
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額																																																																																															
	償還期間	15年以内（3年以内の据置期間含む。）																																																																																															
	貸付利率	<u>0.30%～0.65%</u> （ <u>R5.8.21</u> 現在）																																																																																															
<u>農林漁業施設資金</u> <u>共同利用施設(災害復旧)</u>	貸付の対象	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等																																																																																															
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当																																																																																															
	償還期間	20年以内（3年以内の据置期間含む。）																																																																																															
	貸付利率	<u>0.30～0.80%</u> （ <u>R5.8.21</u> 現在）																																																																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取扱機関等</th> <th>関係法令等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関</td> <td>株式会社日本政策金融公庫法</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	取扱機関等	関係法令等	備考	株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法		<table border="1"> <thead> <tr> <th>取扱機関等</th> <th>関係法令等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関</td> <td>株式会社日本政策金融公庫法</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	取扱機関等	関係法令等	備考	株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法																																																																																				
取扱機関等	関係法令等	備考																																																																																															
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法																																																																																																
取扱機関等	関係法令等	備考																																																																																															
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法																																																																																																

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																											
123	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資の名称</th> <th colspan="2">内容・資格・条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">備荒資金直接融資資金</td> <td>貸付の対象</td> <td>備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、ただし、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用市町村は4千万円まで</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>6カ月</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>年利率3%</td> </tr> </tbody> </table>	融資の名称	内容・資格・条件等		備荒資金直接融資資金	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合	貸付限度額	各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、ただし、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用市町村は4千万円まで	償還期間	6カ月	貸付利率	年利率3%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資の名称</th> <th colspan="2">内容・資格・条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">備荒資金直接融資資金</td> <td>貸付の対象</td> <td>備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、ただし、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用市町村は4千万円まで</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>6カ月</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>年利率3%</td> </tr> </tbody> </table>	融資の名称	内容・資格・条件等		備荒資金直接融資資金	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合	貸付限度額	各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、ただし、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用市町村は4千万円まで	償還期間	6カ月	貸付利率	年利率3%																				
	融資の名称	内容・資格・条件等																																												
	備荒資金直接融資資金	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合																																											
		貸付限度額	各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、ただし、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用市町村は4千万円まで																																											
償還期間		6カ月																																												
貸付利率		年利率3%																																												
融資の名称	内容・資格・条件等																																													
備荒資金直接融資資金	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合																																												
	貸付限度額	各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、ただし、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用市町村は4千万円まで																																												
	償還期間	6カ月																																												
	貸付利率	年利率3%																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取扱機関等</th> <th>関係法令等</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北洋銀行 北海道銀行 三菱東京UFJ銀行 全国信用金庫組合 札幌支店</td> <td>事業資金等の銀行 融資斡旋条例</td> <td>組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資あっせん額は、当該市町村の納付現在額の2倍（その額が2千万円に満たないときは2千万円）以内とする。ただし、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額しあわせんすることができるものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	取扱機関等	関係法令等	備 考	北洋銀行 北海道銀行 三菱東京UFJ銀行 全国信用金庫組合 札幌支店	事業資金等の銀行 融資斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資あっせん額は、当該市町村の納付現在額の2倍（その額が2千万円に満たないときは2千万円）以内とする。ただし、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額しあわせんすることができるものとする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取扱機関等</th> <th>関係法令等</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北洋銀行 北海道銀行 三菱東京UFJ銀行 全国信用金庫組合 札幌支店</td> <td>事業資金等の銀行 融資斡旋条例</td> <td>組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資あっせん額は、当該市町村の納付現在額の2倍（その額が2千万円に満たないときは2千万円）以内とする。ただし、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額しあわせんすることができるものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	取扱機関等	関係法令等	備 考	北洋銀行 北海道銀行 三菱東京UFJ銀行 全国信用金庫組合 札幌支店	事業資金等の銀行 融資斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資あっせん額は、当該市町村の納付現在額の2倍（その額が2千万円に満たないときは2千万円）以内とする。ただし、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額しあわせんすることができるものとする。																																	
取扱機関等	関係法令等	備 考																																												
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京UFJ銀行 全国信用金庫組合 札幌支店	事業資金等の銀行 融資斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資あっせん額は、当該市町村の納付現在額の2倍（その額が2千万円に満たないときは2千万円）以内とする。ただし、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額しあわせんすることができるものとする。																																												
取扱機関等	関係法令等	備 考																																												
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京UFJ銀行 全国信用金庫組合 札幌支店	事業資金等の銀行 融資斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資あっせん額は、当該市町村の納付現在額の2倍（その額が2千万円に満たないときは2千万円）以内とする。ただし、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額しあわせんすることができるものとする。																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資の名称</th> <th colspan="2">内容・資格・条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">中小企業総合振興資金 「経営環境変化対応貸付 【災害復旧】」</td> <td colspan="2">○目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○融資条件</td> </tr> <tr> <td>融資対象</td> <td>1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上の減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの</td> </tr> <tr> <td>資金使途</td> <td>設備資金 運転資金</td> </tr> <tr> <td>融資金額</td> <td>8,000万円 5,000万円</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>1年超10年以内（据置2年以内）</td> </tr> <tr> <td>融資利率</td> <td>〔固定金利〕 〔変動金利〕 5年以内 年1.0% 年1.0% 10年以内 年1.2% （融資期間が3年超の場合選択可）</td> </tr> <tr> <td>担保・償還方法</td> <td>取扱金融機関の定めるところによる</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td>全て北海道信用保証協会の保証付き</td> </tr> </tbody> </table>	融資の名称	内容・資格・条件等		中小企業総合振興資金 「経営環境変化対応貸付 【災害復旧】」	○目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。		○融資条件		融資対象	1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上の減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの	資金使途	設備資金 運転資金	融資金額	8,000万円 5,000万円	融資期間	1年超10年以内（据置2年以内）	融資利率	〔固定金利〕 〔変動金利〕 5年以内 年1.0% 年1.0% 10年以内 年1.2% （融資期間が3年超の場合選択可）	担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる	信用保証	全て北海道信用保証協会の保証付き	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資の名称</th> <th colspan="2">内容・資格・条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">中小企業総合振興資金 「経営環境変化対応貸付 【災害復旧】」</td> <td colspan="2">○目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○融資条件</td> </tr> <tr> <td>融資対象</td> <td>1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上の減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの</td> </tr> <tr> <td>資金使途</td> <td>設備資金 運転資金</td> </tr> <tr> <td>融資金額</td> <td>8,000万円 5,000万円</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>10年以内（据置2年以内）</td> </tr> <tr> <td>融資利率</td> <td>〔固定金利〕 〔変動金利〕 5年以内 年1.0% 年1.0% 10年以内 年1.2% （融資期間が3年超の場合選択可）</td> </tr> <tr> <td>担保・償還方法</td> <td>取扱金融機関の定めるところによる</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td>全て北海道信用保証協会の保証付き</td> </tr> </tbody> </table>	融資の名称	内容・資格・条件等		中小企業総合振興資金 「経営環境変化対応貸付 【災害復旧】」	○目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。		○融資条件		融資対象	1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上の減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの	資金使途	設備資金 運転資金	融資金額	8,000万円 5,000万円	融資期間	10年以内（据置2年以内）	融資利率	〔固定金利〕 〔変動金利〕 5年以内 年1.0% 年1.0% 10年以内 年1.2% （融資期間が3年超の場合選択可）	担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる	信用保証	全て北海道信用保証協会の保証付き	
融資の名称	内容・資格・条件等																																													
中小企業総合振興資金 「経営環境変化対応貸付 【災害復旧】」	○目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。																																													
	○融資条件																																													
	融資対象	1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上の減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの																																												
	資金使途	設備資金 運転資金																																												
	融資金額	8,000万円 5,000万円																																												
	融資期間	1年超10年以内（据置2年以内）																																												
	融資利率	〔固定金利〕 〔変動金利〕 5年以内 年1.0% 年1.0% 10年以内 年1.2% （融資期間が3年超の場合選択可）																																												
	担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる																																												
信用保証	全て北海道信用保証協会の保証付き																																													
融資の名称	内容・資格・条件等																																													
中小企業総合振興資金 「経営環境変化対応貸付 【災害復旧】」	○目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。																																													
	○融資条件																																													
	融資対象	1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上の減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの																																												
	資金使途	設備資金 運転資金																																												
	融資金額	8,000万円 5,000万円																																												
	融資期間	10年以内（据置2年以内）																																												
	融資利率	〔固定金利〕 〔変動金利〕 5年以内 年1.0% 年1.0% 10年以内 年1.2% （融資期間が3年超の場合選択可）																																												
	担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる																																												
信用保証	全て北海道信用保証協会の保証付き																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取扱機関等</th> <th>関係法令等</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道銀行 北洋銀行 道外本店銀行道内支店 商工組合中央金庫 道内信用金庫 道内信用組合 農林中央金庫</td> <td>中小企業総合振興資金融資要領</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	取扱機関等	関係法令等	備 考	北海道銀行 北洋銀行 道外本店銀行道内支店 商工組合中央金庫 道内信用金庫 道内信用組合 農林中央金庫	中小企業総合振興資金融資要領		<table border="1"> <thead> <tr> <th>取扱機関等</th> <th>関係法令等</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道銀行北洋銀行 道外本店銀行道内支店 商工組合中央金庫 道内信用金庫 道内信用組合 農林中央金庫 <u>北海道信用農業協同組合連 合会</u></td> <td>中小企業総合振興資金融資要領</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	取扱機関等	関係法令等	備 考	北海道銀行北洋銀行 道外本店銀行道内支店 商工組合中央金庫 道内信用金庫 道内信用組合 農林中央金庫 <u>北海道信用農業協同組合連 合会</u>	中小企業総合振興資金融資要領																																		
取扱機関等	関係法令等	備 考																																												
北海道銀行 北洋銀行 道外本店銀行道内支店 商工組合中央金庫 道内信用金庫 道内信用組合 農林中央金庫	中小企業総合振興資金融資要領																																													
取扱機関等	関係法令等	備 考																																												
北海道銀行北洋銀行 道外本店銀行道内支店 商工組合中央金庫 道内信用金庫 道内信用組合 農林中央金庫 <u>北海道信用農業協同組合連 合会</u>	中小企業総合振興資金融資要領																																													

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																																																																												
131	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 222 379 268">融資の名称</th> <th colspan="4" data-bbox="379 222 1389 268">内容・資格・条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 268 379 737" rowspan="7">勤労者福祉資金</td> <td data-bbox="379 268 557 737">区 分</td> <td data-bbox="557 268 744 737">中小企業に働く方</td> <td data-bbox="744 268 931 737">非正規労働者の方</td> <td data-bbox="931 268 1389 737"> 季節労働者の方 離職者の方 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 737 557 1073">融 資 対 象 者</td> <td colspan="2" data-bbox="557 737 931 1073">前年の総所得が 600 万円以下(所得控除額の金額)の方(ただし、北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合は前年の総収入が 150 万円以上の方)</td> <td data-bbox="931 737 1389 1073"> ・2 年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者) ・前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1073 557 1157">資 金 使 途</td> <td colspan="2" data-bbox="557 1073 931 1157">医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費</td> <td data-bbox="931 1073 1389 1157">医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む)、冠婚葬祭、一般生活費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1157 557 1199">融 資 金 額</td> <td colspan="2" data-bbox="557 1157 931 1199">120 万円以内</td> <td data-bbox="931 1157 1389 1199">100 万円以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1199 557 1283">融 資 期 間</td> <td data-bbox="557 1199 744 1283">8 年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)</td> <td data-bbox="744 1199 931 1283">8 年以内</td> <td data-bbox="931 1199 1389 1283">5 年以内 (6 か月以内元金据置可、据置期間分延長可)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1283 557 1325">融 資 利 率</td> <td data-bbox="557 1283 744 1325">年 1.60%</td> <td colspan="2" data-bbox="744 1283 1389 1325">年 0.60%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1325 557 1367">償 還 方 法</td> <td colspan="4" data-bbox="557 1325 1389 1367">元利均等月賦償還及び半年賦併用可</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1367 557 1430">信 用 保 証</td> <td data-bbox="557 1367 744 1430">取扱金融機関の定めによる</td> <td colspan="3" data-bbox="744 1367 1389 1430">北海道勤労者信用基金協会の保証が必要</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 1381 483 1430">取扱機関等</th> <th data-bbox="483 1381 931 1430">関係法令等</th> <th data-bbox="931 1381 1389 1430">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 1430 483 1640">北海道銀行 北洋銀行 北海道労働金庫 道内信用金庫 道内信用組合</td> <td data-bbox="483 1430 931 1640">勤労者福祉資金融資要綱</td> <td data-bbox="931 1430 1389 1640"></td> </tr> </tbody> </table>	融資の名称	内容・資格・条件等				勤労者福祉資金	区 分	中小企業に働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方 離職者の方	融 資 対 象 者	前年の総所得が 600 万円以下(所得控除額の金額)の方(ただし、北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合は前年の総収入が 150 万円以上の方)		・2 年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者) ・前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方	資 金 使 途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費		医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む)、冠婚葬祭、一般生活費	融 資 金 額	120 万円以内		100 万円以内	融 資 期 間	8 年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)	8 年以内	5 年以内 (6 か月以内元金据置可、据置期間分延長可)	融 資 利 率	年 1.60%	年 0.60%		償 還 方 法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可				信 用 保 証	取扱金融機関の定めによる	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要			取扱機関等	関係法令等	備 考	北海道銀行 北洋銀行 北海道労働金庫 道内信用金庫 道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1436 222 1635 268">融資の名称</th> <th colspan="4" data-bbox="1635 222 2650 268">内容・資格・条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1436 268 1635 737" rowspan="7">勤労者福祉資金</td> <td data-bbox="1635 268 1822 737">区 分</td> <td data-bbox="1822 268 2009 737">中小企業に働く方</td> <td data-bbox="2009 268 2196 737">非正規労働者の方</td> <td data-bbox="2196 268 2650 737"> 季節労働者の方 離職者の方 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1635 737 1822 1073">融 資 対 象 者</td> <td colspan="2" data-bbox="1822 737 2196 1073"> ・<u>育児・介護休業中の方も含む</u> ・前年の総所得が 600 万円以下(所得控除額の金額)の方(ただし、北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合は前年の総収入が 150 万円以上の方) </td> <td data-bbox="2196 737 2650 1073"> ・2 年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者) ・前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 ・<u>前年の総収入が 150 万円以上の方</u> 企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1635 1073 1822 1157">資 金 使 途</td> <td colspan="2" data-bbox="1822 1073 2196 1157">医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費</td> <td data-bbox="2196 1073 2650 1157">医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む)、冠婚葬祭、一般生活費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1635 1157 1822 1199">融 資 金 額</td> <td colspan="2" data-bbox="1822 1157 2196 1199">120 万円以内</td> <td data-bbox="2196 1157 2650 1199">100 万円以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1635 1199 1822 1283">融 資 期 間</td> <td data-bbox="1822 1199 2009 1283">8 年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)</td> <td data-bbox="2009 1199 2196 1283">8 年以内</td> <td data-bbox="2196 1199 2650 1283">5 年以内 (6 か月以内元金据置可、据置期間分延長可)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1635 1283 1822 1325">融 資 利 率</td> <td data-bbox="1822 1283 2009 1325">年 1.60%</td> <td colspan="2" data-bbox="2009 1283 2650 1325">年 0.60%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1635 1325 1822 1367">償 還 方 法</td> <td colspan="4" data-bbox="1822 1325 2650 1367">元利均等月賦償還及び半年賦併用可</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1635 1367 1822 1430">信 用 保 証</td> <td data-bbox="1822 1367 2009 1430">取扱金融機関の定めによる</td> <td colspan="3" data-bbox="2009 1367 2650 1430">北海道勤労者信用基金協会の保証が必要</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1436 1381 1739 1430">取扱機関等</th> <th data-bbox="1739 1381 2187 1430">関係法令等</th> <th data-bbox="2187 1381 2650 1430">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1436 1430 1739 1640">北海道銀行 北洋銀行 北海道労働金庫 道内信用金庫 道内信用組合</td> <td data-bbox="1739 1430 2187 1640">勤労者福祉資金融資要綱</td> <td data-bbox="2187 1430 2650 1640"></td> </tr> </tbody> </table>	融資の名称	内容・資格・条件等				勤労者福祉資金	区 分	中小企業に働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方 離職者の方	融 資 対 象 者	・ <u>育児・介護休業中の方も含む</u> ・前年の総所得が 600 万円以下(所得控除額の金額)の方(ただし、北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合は前年の総収入が 150 万円以上の方)		・2 年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者) ・前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 ・ <u>前年の総収入が 150 万円以上の方</u> 企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方	資 金 使 途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費		医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む)、冠婚葬祭、一般生活費	融 資 金 額	120 万円以内		100 万円以内	融 資 期 間	8 年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)	8 年以内	5 年以内 (6 か月以内元金据置可、据置期間分延長可)	融 資 利 率	年 1.60%	年 0.60%		償 還 方 法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可				信 用 保 証	取扱金融機関の定めによる	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要			取扱機関等	関係法令等	備 考	北海道銀行 北洋銀行 北海道労働金庫 道内信用金庫 道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱		<p>災害救助法による救助の実施について（令和3年3月31日改正）に整合</p>
	融資の名称	内容・資格・条件等																																																																																													
勤労者福祉資金	区 分	中小企業に働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方 離職者の方																																																																																											
	融 資 対 象 者	前年の総所得が 600 万円以下(所得控除額の金額)の方(ただし、北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合は前年の総収入が 150 万円以上の方)		・2 年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者) ・前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方																																																																																											
	資 金 使 途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費		医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む)、冠婚葬祭、一般生活費																																																																																											
	融 資 金 額	120 万円以内		100 万円以内																																																																																											
	融 資 期 間	8 年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)	8 年以内	5 年以内 (6 か月以内元金据置可、据置期間分延長可)																																																																																											
	融 資 利 率	年 1.60%	年 0.60%																																																																																												
	償 還 方 法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可																																																																																													
信 用 保 証	取扱金融機関の定めによる	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要																																																																																													
取扱機関等	関係法令等	備 考																																																																																													
北海道銀行 北洋銀行 北海道労働金庫 道内信用金庫 道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱																																																																																														
融資の名称	内容・資格・条件等																																																																																														
勤労者福祉資金	区 分	中小企業に働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方 離職者の方																																																																																											
	融 資 対 象 者	・ <u>育児・介護休業中の方も含む</u> ・前年の総所得が 600 万円以下(所得控除額の金額)の方(ただし、北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合は前年の総収入が 150 万円以上の方)		・2 年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者) ・前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 ・ <u>前年の総収入が 150 万円以上の方</u> 企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方																																																																																											
	資 金 使 途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費		医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む)、冠婚葬祭、一般生活費																																																																																											
	融 資 金 額	120 万円以内		100 万円以内																																																																																											
	融 資 期 間	8 年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)	8 年以内	5 年以内 (6 か月以内元金据置可、据置期間分延長可)																																																																																											
	融 資 利 率	年 1.60%	年 0.60%																																																																																												
	償 還 方 法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可																																																																																													
信 用 保 証	取扱金融機関の定めによる	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要																																																																																													
取扱機関等	関係法令等	備 考																																																																																													
北海道銀行 北洋銀行 北海道労働金庫 道内信用金庫 道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱																																																																																														

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由
7 関係様式	第7-9 災害救助法関連様式	7 関係様式	
	<p><u>(1) 救助の種目別物資受払状況</u></p> <p><u>(2) 避難所設置及び受入状況</u></p> <p><u>(3) 応急仮設住宅台帳</u></p> <p><u>(4) 炊き出し給与状況</u></p> <p><u>(5) 飲料水の供給簿</u></p> <p><u>(6) 物資の給与状況</u></p> <p><u>(7) 救護班活動状況</u></p> <p><u>(8) 病院診療所医療実施状況</u></p> <p><u>(9) 助産台帳</u></p> <p><u>(10) 被災者救出状況記録簿</u></p> <p><u>(11) 住宅応急修理記録簿</u></p> <p><u>(12) 学用品の給与状況</u></p> <p><u>(13) 埋葬台帳</u></p> <p><u>(14) 遺体処理台帳</u></p> <p><u>(15) 障害物除去の状況</u></p> <p><u>(16) 輸送記録簿</u></p> <p><u>(17) 救助費概算払申請書</u></p> <p><u>(18) 救助費算訳</u></p>	第7-9 災害救助法関連様式	
		<p><u>1 避難所設置及び避難生活状況（様式3）</u></p> <p><u>2 応急仮設住宅台帳（建設型仮設住宅）（様式4-1①及び②）</u></p> <p><u>3 応急仮設住宅台帳（借上型仮設住宅）（様式4-2）</u></p> <p><u>4 炊き出し給与状況（様式5）</u></p> <p><u>5 飲料水の供給簿（様式6）</u></p> <p><u>6 被服、寝具その他生活必需品の給与状況（様式7）</u></p> <p><u>7 救護班活動状況（様式8）</u></p> <p><u>8 病院診療所医療実施状況（様式9）</u></p> <p><u>9 助産台帳（様式10）</u></p> <p><u>10 被災者救出状況記録簿（様式11）</u></p> <p><u>11 住宅応急修理記録簿（様式12）</u></p> <p><u>12 生業資金貸付台帳（様式13）</u></p> <p><u>13 学用品の給与状況（様式14）</u></p> <p><u>14 埋葬台帳（様式15）</u></p> <p><u>15 死体処理台帳（様式16）</u></p> <p><u>16 障害物除去の状況（様式17）</u></p> <p><u>17 輸送記録簿（様式18①）</u></p> <p><u>18 賃金職員雇上台帳（様式18②）</u></p> <p><u>19 令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況（様式19）</u></p> <p><u>20 令第4条第5号から第4号までに規定する者の従事状況（様式20）</u></p> <p><u>21 扶助金の支給状況（様式21）</u></p> <p><u>22 損失補填の状況（様式22）</u></p> <p><u>23 法第19条の補償費の状況（様式23）</u></p> <p><u>24 救助事務費の状況（様式24①～③）</u></p> <p><u>25 法第20条に規定する費用の求償の対象となった救助については、それぞれ該当する種目の様式に記載</u></p>	

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																																																																														
		<p data-bbox="1448 184 1804 216"><u>5 飲料水の供給簿（様式6）</u></p> <p data-bbox="1941 275 2154 306" style="text-align: center;">飲料水の供給簿</p> <table border="1" data-bbox="1442 373 2629 1833"> <thead> <tr> <th data-bbox="1442 401 1739 453" rowspan="2">供給対象箇所の名称</th> <th data-bbox="1739 401 2036 453" rowspan="2">供給期間 月 日～ 月 日</th> <th colspan="2" data-bbox="2036 373 2629 401">市町村名</th> </tr> <tr> <th data-bbox="2036 401 2332 453">実支出額</th> <th data-bbox="2332 401 2629 453">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> </tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1448 1885 2362 1917">（注） 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。</p>	供給対象箇所の名称	供給期間 月 日～ 月 日	市町村名		実支出額	備考			円																																																																																		計				
供給対象箇所の名称	供給期間 月 日～ 月 日	市町村名																																																																																															
		実支出額	備考																																																																																														
		円																																																																																															
計																																																																																																	

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																												
		<p style="text-align: center;"><u>6 被服、寝具その他生活必需品の給与状況（様式7）</u></p> <p style="text-align: center; color: red;"><u>被服、寝具その他生活必需品の給与状況</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">住家被害程度区分</th> <th rowspan="3">世帯主 氏 名</th> <th rowspan="3">基礎となっ た世帯構成 人員</th> <th rowspan="3">給与月日 月 日</th> <th colspan="3">物資給与の品名</th> <th rowspan="3">市町村名</th> <th rowspan="3">実支出額 円</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <th>〇〇</th> <th>〇〇</th> <th>…</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td>全壊 半壊</td> <td>世帯 世帯</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">(注) 1 住家の被害程度に、全壊(焼) 流失又は半壊(焼) 床上浸水の別を記入すること。 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。 3 「物資給与の品名」欄は、実際に給与した物品名を品名として記載し、各給与数を記入すること。 4 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。</p>	住家被害程度区分	世帯主 氏 名	基礎となっ た世帯構成 人員	給与月日 月 日	物資給与の品名			市町村名	実支出額 円	備考	〇〇	〇〇	…							計	全壊 半壊	世帯 世帯							
住家被害程度区分	世帯主 氏 名	基礎となっ た世帯構成 人員					給与月日 月 日	物資給与の品名					市町村名	実支出額 円	備考																
								〇〇	〇〇							…															
計	全壊 半壊	世帯 世帯																													

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由												
		<p><u>7 救護班活動状況（様式8）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>救護班活動状況</u></p> <p style="text-align: center;">救護班</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">月日</th> <th style="width: 15%;">市(区)町村名</th> <th style="width: 15%;">品目</th> <th style="width: 15%;">措置の概要</th> <th style="width: 10%;">経費 円</th> <th style="width: 15%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。</p>	月日	市(区)町村名	品目	措置の概要	経費 円	備考	計				円		
月日	市(区)町村名	品目	措置の概要	経費 円	備考										
計				円											

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																						
		<p><u>8 病院診療所医療実施状況（様式9）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>病院診療所医療実施状況</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">診 療 機 関 名</th> <th rowspan="3">患 者 氏 名</th> <th rowspan="3">診 療 期 間 月 日</th> <th rowspan="3">病 名</th> <th colspan="2">診 療 区 分</th> <th colspan="2">診 療 報 酬</th> <th rowspan="3">金 額</th> <th rowspan="3">備 考</th> </tr> <tr> <th>入 院</th> <th>通 院</th> <th>入 院</th> <th>通 院</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>点</th> <th>点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10" style="height: 400px;"></td> </tr> <tr> <td>計 機 関</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。</p>	診 療 機 関 名	患 者 氏 名	診 療 期 間 月 日	病 名	診 療 区 分		診 療 報 酬		金 額	備 考	入 院	通 院	入 院	通 院			点	点											計 機 関	人									
診 療 機 関 名	患 者 氏 名	診 療 期 間 月 日					病 名	診 療 区 分		診 療 報 酬			金 額	備 考																											
								入 院	通 院	入 院					通 院																										
					点	点																																			
計 機 関	人																																								

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																									
		<p><u>9 助産台帳（様式10）</u></p> <p style="text-align: center; color: red;">助産台帳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">分べん者 氏名</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">分べん 日時</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">助産機関名</th> <th style="width: 10%;">市町村名</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">金額</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">備考</th> </tr> <tr> <th>分べん期間</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>月 日 ~ 月 日</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="height: 300px;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>10 被災者救出状況記録簿（様式11）</u></p>	分べん者 氏名	分べん 日時	助産機関名	市町村名	金額	備考	分べん期間				月 日 ~ 月 日	円										計				
分べん者 氏名	分べん 日時	助産機関名				市町村名			金額	備考																		
			分べん期間																									
			月 日 ~ 月 日	円																								
		計																										

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																		
		<p style="color: red;">被災者救出状況記録簿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">年月日 月 日</th> <th colspan="2" style="width: 45%;">救出用機械器具等</th> <th style="width: 15%;">市町村名</th> <th rowspan="2" style="width: 25%;">備考</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">機械器具等名称</th> <th style="width: 15%;">数 量</th> <th style="width: 10%;">金 額 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 500px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 備考欄には使用した機械器具の使用用途概略を記載すること。 2 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。</p> <p style="color: red;">11 住宅応急修理記録簿（様式 12）</p>	年月日 月 日	救出用機械器具等		市町村名	備考	機械器具等名称	数 量	金 額 円						計					
年月日 月 日	救出用機械器具等			市町村名	備考																
	機械器具等名称	数 量	金 額 円																		
計																					

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）				修正理由																				
		住宅応急修理記録簿																								
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="1457 348 1576 380" rowspan="2">整理番号</th> <th data-bbox="1605 348 1754 380" rowspan="2">世帯主氏名</th> <th data-bbox="1783 348 2012 411" rowspan="2">応急修理期間 月 日～ 月 日</th> <th data-bbox="2041 348 2169 411" rowspan="2">実支出額 円</th> <th colspan="2" data-bbox="2199 321 2644 348">市町村名</th> </tr> <tr> <th data-bbox="2199 348 2436 380">応急修理箇所概要</th> <th data-bbox="2466 348 2644 380">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 600px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">計 世帯</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				整理番号	世帯主氏名	応急修理期間 月 日～ 月 日	実支出額 円	市町村名		応急修理箇所概要	摘要								計 世帯					
整理番号	世帯主氏名	応急修理期間 月 日～ 月 日	実支出額 円	市町村名																						
				応急修理箇所概要	摘要																					
	計 世帯																									
		<p>(注)1 実施に際し、複数の業者が施工した場合にはその旨を備考欄に記入すること。</p>																								

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																				
		<p><u>12 生業資金貸付台帳（様式 13）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>生業資金貸付台帳</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">貸付を受けた者</th> <th colspan="3">保証人</th> <th rowspan="2">事業計画概要</th> <th>市町村名</th> <th rowspan="2">貸与期間</th> <th rowspan="2">貸与金額 円</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>住所</th> <th>氏名</th> <th>住所</th> <th>氏名</th> <th>職業</th> <th>貸与期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td colspan="3"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 「貸与期間」欄は「 年 月 日まで 年 月間」を記入すること。 2 「備考」欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。</p>	貸付を受けた者		保証人			事業計画概要	市町村名	貸与期間	貸与金額 円	備考	住所	氏名	住所	氏名	職業	貸与期間											計										
貸付を受けた者		保証人			事業計画概要	市町村名	貸与期間		貸与金額 円				備考																										
住所	氏名	住所	氏名	職業		貸与期間																																	
計																																							

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																													
		<p><u>16 障害物除去の状況（様式17）</u></p> <p style="text-align: center;">障害物除去の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">整理番号</th> <th rowspan="2">住家被害程度区分</th> <th rowspan="2">除去に要した期間 月 日～ 月 日</th> <th colspan="2">市町村名</th> <th rowspan="2">除去に要すべき状態の概要</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>実支出額 円</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">半壊(焼)</td> <td style="text-align: center;">世帯</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">床上浸水</td> <td style="text-align: center;">世帯</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 除去に際し、複数の業者が施工した場合はその旨を備考欄に記入すること。</p>	整理番号	住家被害程度区分	除去に要した期間 月 日～ 月 日	市町村名		除去に要すべき状態の概要	備考	実支出額 円									計	半壊(焼)	世帯					床上浸水	世帯					
整理番号	住家被害程度区分	除去に要した期間 月 日～ 月 日				市町村名				除去に要すべき状態の概要	備考																					
			実支出額 円																													
計	半壊(焼)	世帯																														
	床上浸水	世帯																														

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																																			
		<p>17 輸送記録簿（様式18㉑）</p> <p style="text-align: center; color: red;">輸送記録簿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">輸送 月日</th> <th rowspan="3">目的</th> <th rowspan="3">輸送 区間 (距離)</th> <th colspan="2">借上等</th> <th rowspan="3">金額</th> <th colspan="3">修繕</th> <th colspan="2">市町村名</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">使用車両等</th> <th colspan="2">故障車両等</th> <th rowspan="2">修繕 月日</th> <th rowspan="2">修繕 費</th> <th rowspan="2">故障の 概要</th> <th rowspan="2">燃料費</th> <th rowspan="2">実支 出額</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>台数</th> <th>名称番号</th> <th>所有者氏名</th> <th>円</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center;">計</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。 2 県又は市町の車両による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。 3 借上等車両等による場合は、有償無償を問わず記入すること。 4 借上等に「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。</p>	輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上等		金額	修繕			市町村名		備考	使用車両等		故障車両等		修繕 月日	修繕 費	故障の 概要	燃料費	実支 出額	種類	台数	名称番号	所有者氏名	円	円	月 日					円				円	円		計												
輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)				借上等			金額	修繕			市町村名		備考																																							
						使用車両等				故障車両等		修繕 月日	修繕 費			故障の 概要	燃料費	実支 出額																																				
			種類	台数	名称番号	所有者氏名	円	円																																														
月 日					円				円	円																																												
計																																																						

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																																																																				
		<p>19 <u>令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況（様式19）</u></p> <p style="text-align: center; color: red;">令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職種</th> <th colspan="2">従業員数</th> <th rowspan="2">従事場所(市町村)</th> <th rowspan="2">従事期間</th> <th colspan="4">実支出額</th> <th rowspan="2">市町村名</th> <th rowspan="2">算定基準による算定額</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>実人員</th> <th>延人員</th> <th>日当</th> <th>旅費</th> <th>時間外勤務手当</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・歯科医師 ・薬剤師 </td> <td>人</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師 ・助産師 ・看護師 ・准看護師 </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・診療放射線技師 ・臨床検査技師 ・臨床工学技士 ・救急救命士又は 歯科衛生士 </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・土木技術者 ・建築技術者 </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・大工 ・左官又はどび職 </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">(注)「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。</p>	職種	従業員数		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額				市町村名	算定基準による算定額	備考	実人員	延人員	日当	旅費	時間外勤務手当	計	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・歯科医師 ・薬剤師 	人	人			円	円	円	円	円		<ul style="list-style-type: none"> ・保健師 ・助産師 ・看護師 ・准看護師 											<ul style="list-style-type: none"> ・診療放射線技師 ・臨床検査技師 ・臨床工学技士 ・救急救命士又は 歯科衛生士 											<ul style="list-style-type: none"> ・土木技術者 ・建築技術者 											<ul style="list-style-type: none"> ・大工 ・左官又はどび職 											計											
職種	従業員数			従事場所(市町村)	従事期間			実支出額							市町村名	算定基準による算定額	備考																																																																						
	実人員	延人員	日当			旅費	時間外勤務手当	計																																																																															
<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・歯科医師 ・薬剤師 	人	人			円	円	円	円	円																																																																														
<ul style="list-style-type: none"> ・保健師 ・助産師 ・看護師 ・准看護師 																																																																																							
<ul style="list-style-type: none"> ・診療放射線技師 ・臨床検査技師 ・臨床工学技士 ・救急救命士又は 歯科衛生士 																																																																																							
<ul style="list-style-type: none"> ・土木技術者 ・建築技術者 																																																																																							
<ul style="list-style-type: none"> ・大工 ・左官又はどび職 																																																																																							
計																																																																																							

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																																																		
		<p><u>20 令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況（様式20）</u></p> <p><u>令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業者 業種</th> <th rowspan="2">業 者 数</th> <th colspan="2">従事者</th> <th rowspan="2">従事場所（市町村）</th> <th rowspan="2">従事期間</th> <th rowspan="2">実支出額</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>実人員</th> <th>延人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木又は建築業者 及び これらの者の従業者</td> <td></td> <td>人</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄道事業者 及びその従業者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>軌道経営者 及びその従業者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車運送事業者 及びその従業者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>船舶運送業者 及びその従業者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>港湾運送業者 及びその従業者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。</p>	業者 業種	業 者 数	従事者		従事場所（市町村）	従事期間	実支出額	備考	実人員	延人員	土木又は建築業者 及び これらの者の従業者		人	人			円		鉄道事業者 及びその従業者								軌道経営者 及びその従業者								自動車運送事業者 及びその従業者								船舶運送業者 及びその従業者								港湾運送業者 及びその従業者								計								
業者 業種	業 者 数	従事者			従事場所（市町村）	従事期間					実支出額	備考																																																									
		実人員	延人員																																																																		
土木又は建築業者 及び これらの者の従業者		人	人			円																																																															
鉄道事業者 及びその従業者																																																																					
軌道経営者 及びその従業者																																																																					
自動車運送事業者 及びその従業者																																																																					
船舶運送業者 及びその従業者																																																																					
港湾運送業者 及びその従業者																																																																					
計																																																																					

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由															
		<p>21 扶助金の支給状況（様式 21）</p> <p style="text-align: center;">扶助金の支給状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">扶助金種類</th> <th style="width: 15%;">件数</th> <th style="width: 20%;">実支出額 円</th> <th style="width: 20%;">積算基礎</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 600px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 「積算基礎」欄には支給基礎額及び支給額の積算基礎等を記入すること。 2 「備考」欄には、扶助金の支給を必要とした原因等の概要を記入すること。</p>	扶助金種類	件数	実支出額 円	積算基礎	備考						計					
扶助金種類	件数	実支出額 円	積算基礎	備考														
計																		

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由												
		<p><u>22 損失補償の状況（様式22）</u></p> <p style="text-align: center;">損失補償の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">種類</th> <th style="width: 25%;">実支出額</th> <th style="width: 25%;">積算基礎</th> <th style="width: 25%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 150px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 「種類」欄には、法第5条の管理、使用、保管および収容の別に区分して記入すること。 2 「基礎積算」欄には、損失補償の額の積算基礎を記入すること。 3 「備考」欄には、損失補償の概要を記入すること。</p>	種類	実支出額	積算基礎	備考					計	0			
種類	実支出額	積算基礎	備考												
計	0														

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																																																																																																																																													
		<p><u>23 法第19条の補償費の状況（様式23）</u></p> <p style="text-align: center;">第19条の補償費の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 40%;">区 分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">支 出</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">額 額</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">備 考</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">実 員 数</th> <th style="text-align: center;">単 価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 人 件 費</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (1) 旅 費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (2) 役 務 費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (3) 時 間 外 勤 務 手 当 及 び 深 夜 手 当</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 救 護 所 設 置 費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (1) 救 護 器 材 費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (2) 消 耗 器 材 費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (3) 借 上 料 損 料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 救 護 諸 費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (1) 薬 剤</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (2) 治 療 材 料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (3) 医 療 器 具 破 損 料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (4) 衛 生 材 料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (5) 死 体 の 処 理 費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (6) そ の 他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 輸 送 費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 賃 金 職 員 等 雇 上 費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 そ の 他 の 費 用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 扶 助 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (1) 療 養 扶 助 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (2) 休 業 扶 助 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (3) 障 害 扶 助 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (4) 遺 族 扶 助 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (5) 葬 祭 扶 助 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (6) 打 切 扶 助 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 事 務 費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (1) 消 耗 品 費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (2) 通 信 運 搬 費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (3) そ の 他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること。</p>	区 分	支 出		額 額	備 考	実 員 数	単 価	1 人 件 費		円	円		(1) 旅 費					(2) 役 務 費					(3) 時 間 外 勤 務 手 当 及 び 深 夜 手 当					2 救 護 所 設 置 費					(1) 救 護 器 材 費					(2) 消 耗 器 材 費					(3) 借 上 料 損 料					3 救 護 諸 費					(1) 薬 剤					(2) 治 療 材 料					(3) 医 療 器 具 破 損 料					(4) 衛 生 材 料					(5) 死 体 の 処 理 費					(6) そ の 他					4 輸 送 費					5 賃 金 職 員 等 雇 上 費					6 そ の 他 の 費 用					7 扶 助 金					(1) 療 養 扶 助 金					(2) 休 業 扶 助 金					(3) 障 害 扶 助 金					(4) 遺 族 扶 助 金					(5) 葬 祭 扶 助 金					(6) 打 切 扶 助 金					8 事 務 費					(1) 消 耗 品 費					(2) 通 信 運 搬 費					(3) そ の 他					計					
区 分	支 出			額 額	備 考																																																																																																																																																											
	実 員 数	単 価																																																																																																																																																														
1 人 件 費		円	円																																																																																																																																																													
(1) 旅 費																																																																																																																																																																
(2) 役 務 費																																																																																																																																																																
(3) 時 間 外 勤 務 手 当 及 び 深 夜 手 当																																																																																																																																																																
2 救 護 所 設 置 費																																																																																																																																																																
(1) 救 護 器 材 費																																																																																																																																																																
(2) 消 耗 器 材 費																																																																																																																																																																
(3) 借 上 料 損 料																																																																																																																																																																
3 救 護 諸 費																																																																																																																																																																
(1) 薬 剤																																																																																																																																																																
(2) 治 療 材 料																																																																																																																																																																
(3) 医 療 器 具 破 損 料																																																																																																																																																																
(4) 衛 生 材 料																																																																																																																																																																
(5) 死 体 の 処 理 費																																																																																																																																																																
(6) そ の 他																																																																																																																																																																
4 輸 送 費																																																																																																																																																																
5 賃 金 職 員 等 雇 上 費																																																																																																																																																																
6 そ の 他 の 費 用																																																																																																																																																																
7 扶 助 金																																																																																																																																																																
(1) 療 養 扶 助 金																																																																																																																																																																
(2) 休 業 扶 助 金																																																																																																																																																																
(3) 障 害 扶 助 金																																																																																																																																																																
(4) 遺 族 扶 助 金																																																																																																																																																																
(5) 葬 祭 扶 助 金																																																																																																																																																																
(6) 打 切 扶 助 金																																																																																																																																																																
8 事 務 費																																																																																																																																																																
(1) 消 耗 品 費																																																																																																																																																																
(2) 通 信 運 搬 費																																																																																																																																																																
(3) そ の 他																																																																																																																																																																
計																																																																																																																																																																

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																																			
		<p><u>24 救助事務費の状況（様式24①）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>救助事務費の状況</u></p> <p style="text-align: right;">自治体名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">費 目</th> <th style="width: 30%;">実 支 出 額</th> <th style="width: 30%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職 員 手 当</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>時 間 外 勤 務 手 当</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>賃 金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>旅 費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>需 用 費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消 耗 品 費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃 料 費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>印 刷 製 本 費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>光 熱 水 費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>修 繕 費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>食 糧 費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>役 務 費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通 信 運 搬 費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使 用 料 及 び 賃 借 料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 本表に掲げる金額は、災害救助に直接必要と認め支出されたものに限る。災害対策や復旧関係の経費は認めないこと。 2 「備考」欄は、実支出額の内容を記入すること。</p>	費 目	実 支 出 額	備 考		円		職 員 手 当			時 間 外 勤 務 手 当			賃 金			旅 費			需 用 費			消 耗 品 費			燃 料 費			印 刷 製 本 費			光 熱 水 費			修 繕 費			食 糧 費			役 務 費			通 信 運 搬 費			使 用 料 及 び 賃 借 料			計			
費 目	実 支 出 額	備 考																																																				
	円																																																					
職 員 手 当																																																						
時 間 外 勤 務 手 当																																																						
賃 金																																																						
旅 費																																																						
需 用 費																																																						
消 耗 品 費																																																						
燃 料 費																																																						
印 刷 製 本 費																																																						
光 熱 水 費																																																						
修 繕 費																																																						
食 糧 費																																																						
役 務 費																																																						
通 信 運 搬 費																																																						
使 用 料 及 び 賃 借 料																																																						
計																																																						

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																																																																																																																									
		<p><u>24 救助事務費の状況（様式24②）</u></p> <p style="text-align: center;">救助事務費調査票</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">自治体名</th> <th style="width: 20%;">担当部局</th> <th style="width: 30%;">担当者名</th> <th style="width: 20%;">電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">具体的な内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">金額</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(ア)時間外(休日、夜間含)勤務手当</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">超過勤務時間</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">内 訳</td> <td>避難所の設置・運営</td> <td style="text-align: center;">時間</td> <td>様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し</td> </tr> <tr> <td>支援物資の荷捌き・搬送</td> <td style="text-align: center;">時間</td> <td>様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td style="text-align: center;">時間</td> <td>様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し</td> </tr> <tr> <td>医療</td> <td style="text-align: center;">時間</td> <td>様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 様式24⑦ DMAT活動時間調査票 及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: center;">時間</td> <td>様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(イ)旅費</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">内 訳</td> <td>避難所の設置・運営</td> <td></td> <td>様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し</td> </tr> <tr> <td>支援物資の荷捌き・搬送</td> <td></td> <td>様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td></td> <td>様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し</td> </tr> <tr> <td>医療</td> <td></td> <td>様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 様式24⑦ DMAT活動時間調査票 及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(ロ)消耗品費</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">内 訳</td> <td>医療</td> <td></td> <td>様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し (必要に応じて購入・借上理由書などの会計資料の添付の写し)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(必要に応じて購入・借上理由書などの会計資料の添付の写し)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(ハ)燃料費</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">内 訳</td> <td>医療</td> <td></td> <td>様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類の写し</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(ニ)食糧費</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">内 訳</td> <td>医療</td> <td></td> <td>様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(飲酒費用が計上されている場合は救助費の対象外)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(ホ)使用料及び賃借料</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(ヘ)通信運搬費</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(ロ)その他の経費()</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td colspan="4">※()内に具体的な経費の種類を記載し、明細書を作成ください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	自治体名	担当部局	担当者名	電話番号	具体的な内容					金額	備考		(ア)時間外(休日、夜間含)勤務手当					超過勤務時間	0		内 訳	避難所の設置・運営	時間	様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	支援物資の荷捌き・搬送	時間	様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	飲料水の供給	時間	様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	医療	時間	様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 様式24⑦ DMAT活動時間調査票 及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	その他	時間	様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	(イ)旅費						0		内 訳	避難所の設置・運営		様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	支援物資の荷捌き・搬送		様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	飲料水の供給		様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	医療		様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 様式24⑦ DMAT活動時間調査票 及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	その他		様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	(ロ)消耗品費						0		内 訳	医療		様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し (必要に応じて購入・借上理由書などの会計資料の添付の写し)	その他		様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(必要に応じて購入・借上理由書などの会計資料の添付の写し)	(ハ)燃料費						0		内 訳	医療		様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し	その他		様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類の写し	(ニ)食糧費						0		内 訳	医療		様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し	その他		様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(飲酒費用が計上されている場合は救助費の対象外)	(ホ)使用料及び賃借料						0		(ヘ)通信運搬費						0		(ロ)その他の経費()						0		※()内に具体的な経費の種類を記載し、明細書を作成ください。				合 計		0		
自治体名	担当部局	担当者名	電話番号																																																																																																																																									
具体的な内容																																																																																																																																												
	金額	備考																																																																																																																																										
(ア)時間外(休日、夜間含)勤務手当																																																																																																																																												
	超過勤務時間	0																																																																																																																																										
内 訳	避難所の設置・運営	時間	様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し																																																																																																																																									
	支援物資の荷捌き・搬送	時間	様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し																																																																																																																																									
	飲料水の供給	時間	様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し																																																																																																																																									
	医療	時間	様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 様式24⑦ DMAT活動時間調査票 及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し																																																																																																																																									
	その他	時間	様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し																																																																																																																																									
(イ)旅費																																																																																																																																												
		0																																																																																																																																										
内 訳	避難所の設置・運営		様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し																																																																																																																																									
	支援物資の荷捌き・搬送		様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し																																																																																																																																									
	飲料水の供給		様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し																																																																																																																																									
	医療		様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 様式24⑦ DMAT活動時間調査票 及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し																																																																																																																																									
	その他		様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し																																																																																																																																									
(ロ)消耗品費																																																																																																																																												
		0																																																																																																																																										
内 訳	医療		様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し (必要に応じて購入・借上理由書などの会計資料の添付の写し)																																																																																																																																									
	その他		様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(必要に応じて購入・借上理由書などの会計資料の添付の写し)																																																																																																																																									
(ハ)燃料費																																																																																																																																												
		0																																																																																																																																										
内 訳	医療		様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し																																																																																																																																									
	その他		様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類の写し																																																																																																																																									
(ニ)食糧費																																																																																																																																												
		0																																																																																																																																										
内 訳	医療		様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し																																																																																																																																									
	その他		様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(飲酒費用が計上されている場合は救助費の対象外)																																																																																																																																									
(ホ)使用料及び賃借料																																																																																																																																												
		0																																																																																																																																										
(ヘ)通信運搬費																																																																																																																																												
		0																																																																																																																																										
(ロ)その他の経費()																																																																																																																																												
		0																																																																																																																																										
※()内に具体的な経費の種類を記載し、明細書を作成ください。																																																																																																																																												
合 計		0																																																																																																																																										

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																																																																																																				
		<p><u>24 救助事務費の状況（様式24⑤）</u></p> <p><u>救助事務費（救護班活動状況(国公立病院・日本赤十字社に勤務する者)）</u></p> <table border="1" data-bbox="1495 352 2027 438"> <tr> <td>機関名</td> <td colspan="2">支援先</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>日数</td> <td>延人数</td> </tr> </table> <p>1. 医療</p> <table border="1" data-bbox="1427 474 2626 825"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>金額(円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 薬剤費等</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>※医療に計上</td> </tr> <tr> <td>・医薬品、治療材料</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。</td> </tr> <tr> <td>内訳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・医療機器の修繕費</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。</td> </tr> <tr> <td>内訳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 救助事務費</p> <table border="1" data-bbox="1427 861 2626 1854"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>金額(円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(イ) 職員手当</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>※救助事務費に計上(様式24に同額を記載)</td> </tr> <tr> <td>・時間外勤務手当</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>内訳は職種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。</td> </tr> <tr> <td>内訳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ウ) 旅費等</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>※救助事務費に計上(様式24に同額を記載)</td> </tr> <tr> <td>・旅費</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。</td> </tr> <tr> <td>内訳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・宿泊費</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。</td> </tr> <tr> <td>内訳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(エ) 需用費</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>※救助事務費に計上(様式24に同額を記載)</td> </tr> <tr> <td>・消耗品費</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。</td> </tr> <tr> <td>内訳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・燃料費</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。</td> </tr> <tr> <td>内訳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・食糧費</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。</td> </tr> <tr> <td>内訳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 人数は延べ人数。 ※ 別途、積算根拠の分かる資料を添付すること。 ※ 「1. 医療」の合計額は「様式9 病院診療所医療実施状況」に計上すること。 ※ 「2. 救助事務費」は「様式24 救助事務費」に各項目ごとに同額を記載し、救助事務費として計上すること。</p>	機関名	支援先		実施期間	日数	延人数	内容	数量	単位	金額(円)	備考	(ア) 薬剤費等			0	※医療に計上	・医薬品、治療材料			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。	内訳					・医療機器の修繕費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。	内訳					内容	数量	単位	金額(円)	備考	(イ) 職員手当			0	※救助事務費に計上(様式24に同額を記載)	・時間外勤務手当			0	内訳は職種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。	内訳					(ウ) 旅費等			0	※救助事務費に計上(様式24に同額を記載)	・旅費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。	内訳					・宿泊費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。	内訳					(エ) 需用費			0	※救助事務費に計上(様式24に同額を記載)	・消耗品費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。	内訳					・燃料費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。	内訳					・食糧費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。	内訳					
機関名	支援先																																																																																																																						
実施期間	日数	延人数																																																																																																																					
内容	数量	単位	金額(円)	備考																																																																																																																			
(ア) 薬剤費等			0	※医療に計上																																																																																																																			
・医薬品、治療材料			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。																																																																																																																			
内訳																																																																																																																							
・医療機器の修繕費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。																																																																																																																			
内訳																																																																																																																							
内容	数量	単位	金額(円)	備考																																																																																																																			
(イ) 職員手当			0	※救助事務費に計上(様式24に同額を記載)																																																																																																																			
・時間外勤務手当			0	内訳は職種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。																																																																																																																			
内訳																																																																																																																							
(ウ) 旅費等			0	※救助事務費に計上(様式24に同額を記載)																																																																																																																			
・旅費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。																																																																																																																			
内訳																																																																																																																							
・宿泊費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。																																																																																																																			
内訳																																																																																																																							
(エ) 需用費			0	※救助事務費に計上(様式24に同額を記載)																																																																																																																			
・消耗品費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。																																																																																																																			
内訳																																																																																																																							
・燃料費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。																																																																																																																			
内訳																																																																																																																							
・食糧費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。																																																																																																																			
内訳																																																																																																																							

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																																																																																																									
		<p><u>24 救助事務費の状況（様式24⑥）</u></p> <p><u>救助事務費（救護班活動状況(国公立病院・日本赤十字社以外に勤務する者)）</u></p> <table border="1" data-bbox="1495 390 2015 472"> <tr> <td>機関名</td> <td colspan="2">支援先</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>日数</td> <td>延人数</td> </tr> </table> <p>1. 医療</p> <table border="1" data-bbox="1427 506 2602 835"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>金額(円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 薬剤費等</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>※医療に計上</td> </tr> <tr> <td>・医薬品、治療材料</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。</td> </tr> <tr> <td>内訳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・医療機器の修繕費</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。</td> </tr> <tr> <td>内訳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 応急救助の資金雇上</p> <table border="1" data-bbox="1427 869 2602 1824"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>金額(円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(イ) 賃金職員雇上費</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・日当(時間外勤務手当含む)</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>内訳は職種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。</td> </tr> <tr> <td>内訳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ウ) 旅費等</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・旅費</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。</td> </tr> <tr> <td>内訳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・宿泊費</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。</td> </tr> <tr> <td>内訳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(エ) 需用費</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・消耗品費</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。</td> </tr> <tr> <td>内訳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・燃料費</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。</td> </tr> <tr> <td>内訳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・食糧費</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。</td> </tr> <tr> <td>内訳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>※賃金職員雇上台帳に計上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 人数は延べ人数。 ※ 別途、積算根拠の分かる資料を添付すること。 ※ 「1. 医療」の合計額は、「様式9 病院診療所医療実施状況」に計上すること。 ※ 「2. 応急救助の資金雇上」の合計額は、「様式18② 賃金職員雇上台帳」として計上すること。</p>	機関名	支援先		実施期間	日数	延人数	内容	数量	単位	金額(円)	備考	(ア) 薬剤費等			0	※医療に計上	・医薬品、治療材料			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。	内訳					・医療機器の修繕費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。	内訳					内容	数量	単位	金額(円)	備考	(イ) 賃金職員雇上費			0		・日当(時間外勤務手当含む)			0	内訳は職種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。	内訳					(ウ) 旅費等			0		・旅費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。	内訳					・宿泊費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。	内訳					(エ) 需用費			0		・消耗品費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。	内訳					・燃料費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。	内訳					・食糧費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。	内訳					合計			0	※賃金職員雇上台帳に計上	
機関名	支援先																																																																																																																											
実施期間	日数	延人数																																																																																																																										
内容	数量	単位	金額(円)	備考																																																																																																																								
(ア) 薬剤費等			0	※医療に計上																																																																																																																								
・医薬品、治療材料			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。																																																																																																																								
内訳																																																																																																																												
・医療機器の修繕費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。																																																																																																																								
内訳																																																																																																																												
内容	数量	単位	金額(円)	備考																																																																																																																								
(イ) 賃金職員雇上費			0																																																																																																																									
・日当(時間外勤務手当含む)			0	内訳は職種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。																																																																																																																								
内訳																																																																																																																												
(ウ) 旅費等			0																																																																																																																									
・旅費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。																																																																																																																								
内訳																																																																																																																												
・宿泊費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。																																																																																																																								
内訳																																																																																																																												
(エ) 需用費			0																																																																																																																									
・消耗品費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。																																																																																																																								
内訳																																																																																																																												
・燃料費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。																																																																																																																								
内訳																																																																																																																												
・食糧費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。																																																																																																																								
内訳																																																																																																																												
合計			0	※賃金職員雇上台帳に計上																																																																																																																								

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																																																																
		<p>24 救助事務費の状況（様式24⑦）</p> <p style="text-align: center;"><u>救助事務費（DMAT（DPAT）活動時間調査票）</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>※ 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 応急的な救護活動に要した実際の時間を記入し、待機時間等は除いてください。 ○ 調査票は、活動者毎、活動日別に記入してください。 ○ 活動記録等と調査票の内容が一致しているか確認をお願いします。 </div> <table border="1" style="width: 50%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">職種</th> <th style="width: 10%;">氏名</th> <th style="width: 15%;">活動概要</th> <th style="width: 10%;">勤務命令時間</th> <th style="width: 10%;">時間数</th> <th style="width: 10%;">日当</th> <th style="width: 10%;">時間外勤務手当</th> <th style="width: 10%;">旅費</th> <th style="width: 10%;">宿泊費等</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月 日</td> <td></td> <td></td> <td>～</td> <td>0:00</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月 日</td> <td></td> <td></td> <td>～</td> <td>0:00</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月 日</td> <td></td> <td></td> <td>～</td> <td>0:00</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月 日</td> <td></td> <td></td> <td>～</td> <td>0:00</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月 日</td> <td></td> <td></td> <td>～</td> <td>0:00</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月 日</td> <td></td> <td></td> <td>～</td> <td>0:00</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td></td> <td>0:00</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	職種	氏名	活動概要	勤務命令時間	時間数	日当	時間外勤務手当	旅費	宿泊費等	備考	月 日			～	0:00						月 日			～	0:00						月 日			～	0:00						月 日			～	0:00						月 日			～	0:00						月 日			～	0:00						合計				0:00	0	0	0	0		
職種	氏名	活動概要	勤務命令時間	時間数	日当	時間外勤務手当	旅費	宿泊費等	備考																																																																										
月 日			～	0:00																																																																															
月 日			～	0:00																																																																															
月 日			～	0:00																																																																															
月 日			～	0:00																																																																															
月 日			～	0:00																																																																															
月 日			～	0:00																																																																															
合計				0:00	0	0	0	0																																																																											

礼文町地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由
		沿 革 平成30年 3月 作成 令和5年 6月 修正 <u>令和6年 4月 修正</u>	追加